

平成18年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月19日(火)～10月4日(水)

(会期16日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月19日	火	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月20日	水	本 会 議	・一般質問、質疑
9月21日	木	常任委員会	
9月22日	金	常任委員会	
9月23日	土	休 会	
9月24日	日	休 会	
9月25日	月	常任委員会	
9月26日	火	常任委員会	
9月27日	水	常任委員会	
9月28日	木	常任委員会	
9月29日	金	休 会	
9月30日	土	休 会	
10月 1日	日	休 会	
10月 2日	月	休 会	
10月 3日	火	休 会	
10月 4日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成18年第3回西予市議会定例会会議録(第1号)

- |                 |            |                      |        |
|-----------------|------------|----------------------|--------|
| 1.招集年月日         | 平成18年9月19日 | 説明のため出席した者の職氏名       |        |
| 1.招集の場所         | 西予市議会議場    | 市長                   | 三好 幹二  |
| 1.開会            | 平成18年9月19日 | 助役                   | 別宮 静   |
|                 | 午前10時00分   | 収入役                  | 三好 藤治  |
| 1.散会            | 平成18年9月19日 | 教育長                  | 二宮 宇明  |
|                 | 午後3時51分    | 総務企画部長               | 森 英二   |
| 1.出席議員          |            | 建設部長                 | 鶴岡 康年  |
| 1番              | 田中 剛       | 産業部長                 | 小玉 岩康  |
| 2番              | 松山 清       | 生活福祉部長               | 武田 勉   |
| 3番              | 宇都宮 明宏     | 教育部長                 | 河野 豊昭  |
| 4番              | 松島 義幸      | 明浜総合支所長              | 安藤 芳夫  |
| 5番              | 元親 孝志      | 野村総合支所長              | 三瀬 通忠  |
| 6番              | 嶋川 武文      | 城川総合支所長              | 吉良 孝一  |
| 7番              | 沖野 健三      | 三瓶総合支所長              | 松本 正志  |
| 8番              | 森川 一義      | 病院総括事務長              | 上甲 福重  |
| 9番              | 亀井 秀男      | 消防本部消防長              | 是澤 孝次  |
| 10番             | 名本 修三      | 総務課長                 | 炭倉 貞明  |
| 11番             | 河野 作生      | 財政課長                 | 清水 忠夫  |
| 12番             | 藤井 朝廣      | 企画調整課長               | 清水 享司  |
| 13番             | 浅野 泰義      | 監査委員                 | 池畠 賢治  |
| 14番             | 浅野 忠昭      | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 |        |
| 15番             | 三好 幸夫      | 事務局長                 | 九鬼 則夫  |
| 16番             | 岡山 清秋      | 議事係長                 | 井上 千浪  |
| 17番             | 酒井 宇之吉     | 1.議事日程               | 別紙のとおり |
| 18番             | 兵頭 勇       | 1.会議に付した事件           | 別紙のとおり |
| 19番             | 山本 英男      | 1.会議の経過              | 別紙のとおり |
| 20番             | 山本 昭義      |                      |        |
| 21番             | 梅川 光俊      |                      |        |
| 22番             | 鍵原 芳和      |                      |        |
| 23番             | 菊地 ミスギ     |                      |        |
| 24番             | 宇都宮 二郎     |                      |        |
| 25番             | 岡田 周三      |                      |        |
| 26番             | 山本 安男      |                      |        |
| 27番             | 平野 武男      |                      |        |
| 28番             | 大竹 忠盛      |                      |        |
| 29番             | 二宮 元       |                      |        |
| 30番             | 坂本 隆重      |                      |        |
| 31番             | 浅野 豊重      |                      |        |
| 1.欠席議員          | なし         |                      |        |
| 1.会議録署名議員       |            |                      |        |
| 12番             | 藤井 朝廣      |                      |        |
| 13番             | 浅野 泰義      |                      |        |
| 1.地方自治法第121条により |            |                      |        |

議 事 日 程			計画の変更について
1	会議録署名議員の指名 (12番 藤井朝廣、13番 浅野泰義)	議案第158号	辺地に係る総合整備計画の変更について
2	会期の決定 (9月19日~10月4日 16日間)	1 2 議案第159号	市道路線の認定について
3	議会報告第2号 各委員会の視察研修報告について	議案第160号	市道路線の廃止について
4	議案第145号 西予市情報通信関連企業誘致条例制定について	1 3 議案第161号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)
5	議案第146号 西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について	1 4 議案第162号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
6	議案第147号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第163号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
7	議案第148号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第164号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第149号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第165号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)
8	議案第150号 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	議案第166号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
9	議案第151号 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第167号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第152号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第168号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
10	議案第153号 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第169号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第154号 西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第170号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第155号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 5 諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
	議案第156号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
11	議案第157号 西予市過疎地域自立促進	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について
		諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について
		諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について
		諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について

16	認定第	1号	薦について 平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	17	報告第	6号	計決算の認定について 有限会社宇和オーピーシステムの経営状況について
	認定第	2号	平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	7号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
	認定第	3号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	8号	西予市土地開発公社の経営状況について
	認定第	4号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	10号	財団法人宇和文化会館の経営状況について
	認定第	5号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	11号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
	認定第	6号	平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	12号	株式会社エフシーの経営状況について
	認定第	7号	平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	13号	株式会社城川開発公社の経営状況について
	認定第	8号	平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	14号	株式会社どんぶり館の経営状況について
	認定第	9号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	15号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
	認定第	10号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	追加	議案第	171号	西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について
	認定第	11号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第	12号	平成17年度西予市上水道事業会計決算の認定について				
	認定第	13号	平成17年度西予市病院事業会計決算の認定について				
	認定第	14号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会				

本日の会議に付した事件		の変更について	
1	会議録署名議員の指名	1 2	議案第 1 5 9 号 市道路線の認定について
2	会期の決定		議案第 1 6 0 号 市道路線の廃止について
3	議会報告第 2 号 各委員会の視察研修報告 について	1 3	議案第 1 6 1 号 平成 1 8 年度西予市一般 会計補正予算（第 3 号）
4	議案第 1 4 5 号 西予市情報通信関連企業 誘致条例制定について	1 4	議案第 1 6 2 号 平成 1 8 年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 1 号）
5	議案第 1 4 6 号 西予市企業誘致条例の全 部を改正する条例制定に ついて		議案第 1 6 3 号 平成 1 8 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第 1 号）
6	議案第 1 4 7 号 西予市非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例 制定について		議案第 1 6 4 号 平成 1 8 年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第 2 号）
7	議案第 1 4 8 号 西予市母子家庭医療費助 成条例の一部を改正する 条例制定について		議案第 1 6 5 号 平成 1 8 年度西予市老人 保健特別会計補正予算 （第 2 号）
	議案第 1 4 9 号 西予市乳幼児医療費助成 条例の一部を改正する条 例制定について		議案第 1 6 6 号 平成 1 8 年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第 2 号）
8	議案第 1 5 0 号 西予市軽費老人ホーム条 例の一部を改正する条例 制定について		議案第 1 6 7 号 平成 1 8 年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）
9	議案第 1 5 1 号 西予市重度心身障害者医 療費助成条例の一部を改 正する条例制定について		議案第 1 6 8 号 平成 1 8 年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第 2 号）
	議案第 1 5 2 号 西予市国民健康保険条例 の一部を改正する条例制 定について		議案第 1 6 9 号 平成 1 8 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第 2 号）
1 0	議案第 1 5 3 号 西予市林道整備事業分担 金徴収条例の一部を改正 する条例制定について		議案第 1 7 0 号 平成 1 8 年度西予市上水 道事業会計補正予算（第 2 号）
	議案第 1 5 4 号 西予市漁港管理条例の一 部を改正する条例制定に ついて	1 5	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
	議案第 1 5 5 号 西予市消防本部及び消防 署の設置等に関する条例 の一部を改正する条例制 定について		諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
	議案第 1 5 6 号 西予市消防団条例の一部 を改正する条例制定につ いて		諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
			諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
			諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
1 1	議案第 1 5 7 号 西予市過疎地域自立促進 計画の変更について		諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推 薦について
	議案第 1 5 8 号 辺地に係る総合整備計画	1 6	認定第 1 号 平成 1 7 年度西予市一般

		会計歳入歳出決算の認定 について			ステムの経営状況につ いて
認定第	2号	平成17年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について	報告第	7号	財団法人宇和町住宅協会 の経営状況について
認定第	3号	平成17年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について	報告第	8号	西予市土地開発公社の経 営状況について
認定第	4号	平成17年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて	報告第	9号	社会福祉法人宇和町社会 福祉施設協会の経営状況 について
認定第	5号	平成17年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	報告第	10号	財団法人宇和文化会館の 経営状況について
認定第	6号	平成17年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について	報告第	11号	株式会社野村町地域振興 センターの経営状況につ いて
認定第	7号	平成17年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	報告第	12号	株式会社エフシーの経営 状況について
認定第	8号	平成17年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	報告第	13号	株式会社城川開発公社の 経営状況について
認定第	9号	平成17年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	報告第	14号	株式会社どんぶり館の経 営状況について
認定第	10号	平成17年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て	報告第	15号	あけはまシーサイドサン パーク株式会社の経営状 況について
認定第	11号	平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	報告第	16号	株式会社グリーンヒルの 経営状況について
認定第	12号	平成17年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて	追加	議案第171号	西予市消防団遊子川分団 第1部消防ポンプ自動車 の取得について
認定第	13号	平成17年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて			
認定第	14号	平成17年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について			
17	報告第	6号			有限会社宇和オーピーシ

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成18年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より議会招集のあいさつがあります。  
三好市長。

三好市長 改めまして、どうもおはようございます。

平成18年第3回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

スポーツの秋、実りの秋を迎え、市内の小・中学校では運動会に沸く子供たちの声が、園場ではコンパインの快音が響く時期となりました。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中ご出席いただきましてまことにありがたくお礼を申し上げます。

最近毎日のように目を覆いたくなるような事件、事故が発生し、犯人に対して強い怒りと憤りを感じております。とりわけ、先月末3人の児童が犠牲となった福岡県の飲酒事故に対する追突事故は、加害者が福岡市の職員ということで非常に驚くとともに、法令遵守の先頭に立つべき公務員の倫理意識の低下に嘆かわしく感じております。改めまして飲酒運転は絶対にしないと強く肝に銘じるとともに、職員にも厳しく指導を徹底し、そうした事例が発生した場合には、厳しく対処をする所存であります。

そうした暗いニュースが相次ぐ中で、先日は秋篠宮紀子様が無事男児を出産され、お名前も悠仁様に決まりました。この上のない慶事に触れることができまして、私も国民の一人として心からお祝い申し上げますとともに、健やかなご成長をお祈り申し上げます次第であります。

さて、事あるごとに西予市の財政状況の悪化を訴えてまいりましたが、明るい兆しも見えてまいりました。平成17年度から県及び県関連施設関係者とともに関東方面の大手旅行代理店等に向けて観光PRを展開してきた結果、このたび本年12月2日から平成19年3月17日まで実施されるANA誘遊・四国バスの旅に宇和文化の里開明学校の明治の授業体験や中町散策を組み込んでいただくことになりました。これは今後旅行代理店各社が本市を観光ルート化する大きなきっかけになるものであります。これを契機に観光資源の掘り起こし、地域ぐるみによる受け入れ体制の整

備を図り、地域の活性化、商工振興につなげていきたいと考えております。

また、平成16年4月の高速道路開通により西予市の物流拠点としての評価が高まり、最近の景気の上向き傾向もあり、ひところの危機的状況から抜け出してきた事業のうち、情報サービス系企業を中心に数社が西予市進出を検討されています。これらの進出が実現した場合には、200人程度の大きな雇用の場が生まれるものと期待しているところであります。このように本市を取り巻く環境も少しずつよい方向に変化しておりますが、今後の本市のさらなる発展と福祉の増進のために行政と議会、そして市民の皆様が一体となって取り組むことが必要です。どうかご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今回の定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、条例の制定及び改正12件、過疎計画及び辺地計画の変更、市道の認定及び廃止、平成18年度一般会計外補正予算9件、人権擁護委員候補者に係る諮問6件、決算認定14件及び出資法人等に係る経営状況報告11件の合計57案件についてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に12番藤井朝廣君、13番浅野泰義君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から10月4日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から10月4日までの16日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議会報告第2号「各委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各委員会の視察研修結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員長三好幸夫君。

三好幸夫議会運営委員長 議会運営委員会におきましての先進地視察研修につきましてご報告申し上げます。

議会運営委員会では、8月2日から4日までの3日間、広島県安芸高田市並びに兵庫県丹波市において、それぞれの議会関係者と議会運営上の諸問題について交流研修を行いました。

両市議会を選定しました理由は、両市ともに平成16年に合併により市となったこと、さらに面積が約500平方キロと当市とよく似た状況にあること等から、研修の成果も実質的なものが期待できると考えられたところにあります。

まず、安芸高田市においては、既に会派制となっておりますが、最初の委員会構成後に会派ができたことから、多数会派による専横は生じていないし、今後ともに円満でスムーズに活動を進めたいとのことでした。この背景には、全議員が旧6町のバランス、これは安芸高田市は6町から合併されておりますが、その6町のバランスを配慮して活動し、単に地域エゴとか会派エゴにとらわれていないことにあるようでございます。特に申すべきは、定例会において各常任委員会の開催日をずらしており、他の委員会の審査を傍聴できることとでございます。

また、原則として委員会審査には理事者の出席を求めており、少なくとも助役は出席するということとあります。これらは会派制と相まって委員会審査に緊張感を与えるものと考えられます。

なお、現在は新市庁舎を建設中でございまして、委員会も本会議場で開催しているとのこととありました。

次に、丹波市でございまして、この議会は当初

から会派制でありまして、議会運営委員も会派所属議員数に比例して選出され、その際常任委員長はまず優先して選任されるということでございます。ちなみに会派代表者会議は議長が必要に応じて開催するとのこととです。

また、議会活動の公開を目指し、委員会は全面公開であります。委員会には傍聴席が約10席配置されておるといこととであります。

また、ここも各委員会は日程が重ならないように設定されるということとであります。

なお、理事者については、市長以下関係部長の出席を求めており、課長以下の職員の出席は委員長の許可によるものとしております。とりわけ丹波市は助役二人制をとっており、委員会には常時担当助役が出席しているとのこととです。

さらに、予算・決算ともに特別委員会を設置していますが、その根拠として、特に一般会計の予算審査においては、各常任委員会による所管ごとの分割審査では、整合性を欠くとともに、委員会別に賛否が分かれるおそれがありとのこととです。

両市との交流研修を終えて感じましたことは、合併により成立した市は同じような課題をたくさん抱えており、財政的にも政府の三位一体改革のあおりで非常に厳しい状況にあります。議員としてそれらをいかに詳しく伝えるかが市民の不安を除くための重要な務めであるということとであります。

なお、研修最終日に神戸市の人と防災未来センターを視察いたしました。改めて阪神・淡路大震災のすさまじさ、惨状を目の当たりにして、今後予想される南海地震に思いをいたし、海岸から四国山脈まで広範囲な西予市の防災のあり方について考えさせられました。

最後に、安芸高田市、丹波市の両市議会において、快く研修の対応をいただいたこと感謝申し上げます。視察研修の報告といたします。

議長 次に、総務常任委員長元親孝志君。

元親孝志総務常任委員長 それでは、総務常任委員会は2度にわたりまして研修を実施いたしましたので、その研修内容についてご報告を申し上げます。

総務常任委員会は、7月10日、11日の2日間と7月19日、20日、21日の3日間、2度にわたり所管調査を実施いたしました。

初回の視察は、西予市が現在検討されておしま

すCATVネットワーク事業に対して委員会の視点で行政に対し意見提言を行うための調査であります。今回の研修は、昨年の総務常任委員会に引き継ぐもので、研修地は徳島県旧池田町、藍住町、国府町それぞれのCATV事業所を視察してまいりました。今回は内容をより具体的に絞り込み、CATV事業の現状と課題、交付金事業の活用方法について調査を行い、視察後は、早々に市長、情報推進課長に報告と意見提言をさせていただきました。詳細の内容につきましては、別紙配付のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、2度目の視察でございますが、新潟県小千谷市に、中越地震による被害状況と災害発生時から今日までの市の対応状況等について視察研修してまいりました。その内容につきまして、ただいまから朗読を申し上げたいと思います。

総務常任委員会は、7月19日から3日間の日程で新潟県小千谷市に、中越地震による被災状況及び復興状況を視察研修してまいりました。

今回の研修目的は、近未来想定される南海地震、東南海地震に対して、新潟中越大震災からの教訓を今後の西予市防災計画に生かすことを目的としました。

研修内容は以下のとおり報告いたします。

新潟県中越地震は、平成16年10月23日、17時56分ごろ、川口町を震源地とするマグニチュード6.8、震源の深さ13キロメートル、川口町で震度7の地震が発生をいたしました。その後も余震活動が活発であり、震度5以上の余震は何度も観測いたしました。本震後に発生した有感地震は約900回と報告されております。我が国で発生する地震は2つのタイプがあり、内陸の浅い場所で発生するものと沈み込むプレートに沿って帯状に発生するものがあると言われており、今回の新潟県中越地震は、10年前に阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震と同様、内陸の浅い場所で発生する内陸直下型地震であります。被害状況につきましては、死者40人、負傷者4,574人、うち重傷者523人、軽傷者4,051人であり、住宅被害は、全壊2,867棟、半壊1万1,122棟、一部損壊9万2,609棟、建物火災9件でありました。うち小千谷市では、火災発生が2件と報告をされております。今回の地震で火災が少なかったの

は、阪神・淡路大震災の教訓から、火災発生の原因は不通になっている電力を復旧し送電したときの漏電により発生することを過去の震災から経験したので、今回は同じ轍を踏まなかったことが報告をされております。その他ライフラインの被災等を報告されましたが、これらを総括しますと、新潟県中越地震による被害総額は約3兆円程度見込まれております。内訳は道路関係1兆2,000億円、農林水産関係4,000億円、商工関係3,000億円、家屋7,000億円、ライフライン1,000億円、その他が1,000億円でありました。今回の地震では、阪神・淡路大震災の教訓が大いに生かされていたと、以下のような報告がなされております。

1点目といたしまして、初動体制については、新潟県及び県下市町村の災害対策本部の設置、地元及び県内の消防機関、警察の活動、緊急消防援助隊や自衛隊等に対する派遣要請等がほぼ適宜適切になされるなど、ほぼ順調に行われたこと。

2点目といたしまして、国等の機関、県内外の市町村、関係事業団体等の支援、新潟県の関係市町村への支援が円滑になされ、応急復旧を含む災害復旧、家屋被害調査、仮設住宅の建設等が順調になされたこと。

3点目といたしまして、従来のコミュニティーを重視した集落単位の仮設住宅の入居が行われ、被災者に対する心のケア対策が直ちに実施されるなど、被災者の心の問題が重視されたこと等は、阪神・淡路大震災の経験によって相当改善していたと報告をされております。

また一方、阪神・淡路大震災と異なる点につきましては、中山間地域に大きな被害をもたらしたことによって、多くの孤立地域が生じたことと生活基盤と生産の基盤が同時に喪失し、当該地域に壊滅的なダメージを与えることになった。余震活動が活発であったことによって、初期段階で自宅に備蓄した物資の搬出が不能となり、一部地域で避難住民の水、食糧等の応急対策物資の不足が生じた。豪雪地帯の積雪直前の地震であったことによって、応急復旧を含む災害復旧を積雪までに行う必要があったほか、震災で損傷した家屋の倒壊など二次的な被害が生じた。建物が積雪に対応したものであったことによって阪神・淡路大震災と比べ建物倒壊による死傷者やその割合が比較的少なかった。全国から多くの、また経験豊富なボラ

ンティアが参集したことによって、被災者避難住民への支援、被災家屋の片づけ等が円滑に行われた。インターネット等による多くの情報が公開された。この点については、特に阪神・淡路大震災時とは大きな違いがあった。これは各方面からの多くの情報が正確になされ、被災者避難住民への支援、災害復旧に大きなプラスとなったことが報告されております。

新潟県中越地震につきましては、災害救助法が新潟県下54市町村に順次適用され、被災者生活再建支援法が10月23日に新潟県内全市町村に適用されたほか、震災直後直ちに道路、鉄道等の公共施設、農地等の復旧工事が着手されるなど、震災からの復興は国や近隣地方公共団体等の支援も得て精力的に行われました。これらに対して国の財政支援は、10月26日に激甚災害の早期指定がなされ、公共土木施設等の災害復旧事業に係る国庫補助のかさ上げ等の措置が適用されました。

また、特別措置や被災地の特殊性を考慮した必要な措置が講じられています。補正予算では3,000億円が盛り込まれ、さらに3,000億円規模の復興基金の創設に必要な地方債措置等、その利子支払い額に対する交付税措置が講じられ、住宅再建等に係る利子補給、風評被害についての観光対策、産業振興、雇用対策等の事業に活用することとされております。今回の研修で市の説明によりますと、これだけの大規模な災害が発生したにもかかわらず、財政的には全く心配がなかったと言われ、大変驚きました。今回の震災を教訓に、今後の課題といたしまして大きな視点で2点指摘されております。

1点目は、復興のための特別立法の必要性があるのではないかということであります。

今回の震災のように中山間地域において、生活生産の場の同時喪失、道路やインフラの大規模破壊等甚大であったことを踏まえ、それらの地域の復興のためには、早急な復興計画の自立とともに法制度を含めた計画実現のための手法の充実がぜひ必要であること。

2点目として、被災者生活再建支援法の支給対象として、住宅本体の補修や建てかえを加えるか否かという問題であります。

これについては、従来私有財産である住宅本体に税金を使うのは妥当でないとの意見が強く、震

災保険等の自助努力や低利の政策金融で対処すべきとされてきました。現在の生活再建支援法では、壊れた住宅の撤去や利子補給、家財購入などに最高300万円の経費が支給されますが、再建する住宅本体には使えないこととなっております。鳥取県西部地震では、県が国の圧力に抗して、独自に最高300万円を本体に支援し、その結果被災を理由にした人口流出はほとんどなかったと報告されております。現地を視察してまいりましたが、いまだに7,000人近くの方が仮設住宅で生活を余儀なくされております。早晚全員が立ち退きをしなければならないことになっているようですが、見通しが立っていないのが現状であります。

また、身近な問題点として、震災からの教訓は行政上の課題として、応急危険度判定ステッカーと罹災証明書の対応の混乱、罹災証明書の発行と被災状況の判定の不満、罹災証明書と義援金に記述が示されたことによる混乱、町内の全員に広報車等による広報の必要性などが指摘されております。

また、避難所で要望が多かったものとして、飲料水の補給、温かい飲み物、炊き出し、トイレの水、ブルーシートと破れないごみ袋、発電機、これは携帯電話の充電等に不可欠であるということでございます。簡易トイレ、これについても、簡易トイレを確保するには、大型車による運搬が必要なため、遮断された道路ではなかなか思うように搬入できなかったもので、できれば組み立て式のものがベストということでもございました。オートバイ、これは遮断された道路を情報収集に動くには、これが一番いいということで、この反省から、各消防詰所には1台ずつ配備をしたということでもございました。

新潟県では今年度中にすべての復旧工事を完了するという目標で現在急ピッチで復旧が行われております。しかし、ライフラインはもとどおりに復旧しても、復旧されない多くの課題が残っていることも現実であります。これらのことを教訓として、西予市としても備えあれば憂いなしのごとく、過去の震災を研究して教訓が生かされる防災計画を立てていかなければならないと痛感いたしました。

以上で報告を終わります。

平成18年9月19日、総務常任委員会委員長

元親孝志。

議長 次に、厚生常任委員長河野作生君。

河野作生厚生常任委員長 厚生常任委員会の視察研修報告を行います。

当委員会では、7月19日から21日までの3日間、北海道・釧路広域連合清掃工場、帯広市内の小規模多機能ケア施設花びより、えりも町の国民健康保険診療所の3カ所の視察研修を行いましたので、概要の報告をいたします。

まず初めに、釧路広域連合清掃工場について報告いたします。

北海道内で8番目の広域連合として設立され、広域市町村1市2町1村でごみ処理焼却処理をしており、管内の人口は22万9,084人で、10万5,000世帯、2,960平方キロメートルの面積を有しており、収集距離も80キロから90キロもあり、1日の処理能力は24時間稼働で2炉合わせて240トンとの説明でありました。徹底した公害防止対策を講じており、ガス化炉550度で蒸し焼き状態でガス化と燃焼溶融炉2次燃焼の組み合わせによる高温で安定的な燃焼によりダイオキシン類の発生を抑制し、最新鋭の排ガス処理設備により有害物質を徹底的に除去しており、燃焼溶融炉で発生した熱を利用して、高温高圧蒸気をつくり、蒸気タービンによる発電廃棄物発電を行い、4,400キロワットの発電を行い、自家消費及び北海道電力に売電し、ごみに含まれる鉄やアルミを回収し、金属資源として再利用している。また、灰分は溶融して良質な砂状のスラグを精製し土木資材等への利用として提供しており、また清掃工場に持ち込まれたごみがどのように処理されているのか、資源物の再利用を初め熱エネルギーの有効活用等についての学習が学校単位や町内会、またグループごとに行っているようになっていて、なお一層の理解が深まるようなコーナーも設けており、多様な住民のニーズにこたえるため、ごみの処理についてより効果的で質の高いサービスを行っている施設でありました。今後の西予市におけるごみ処理問題は、愛媛県が示している広域施設計画に基づいた計画をしなければならないが、熱エネルギーの有効利用をしながらPFI方式の導入も視野に入れた検討も必要であるのではと感じた次第であります。

次に、帯広市内の小規模多機能ケア施設花びよりについて報告いたします。

この施設は、旧帯広市立病院跡地に市内の医療法人が取得して、医療、介護を備えた高齢者向けの優良賃貸住宅を一体的に備えたケア施設でありました。外見的には普通の賃貸マンションと同じであるが、施設の1階には訪問看護、介護の各ステーション、デイサービス、在宅介護支援センターも併設しており、老後を安心・安全に暮らせる地域に根差した施設でありました。

また、この施設は高齢者向け優良賃貸住宅制度を利用して建設されており、入居者の所得に応じ、国と地域が家賃の一部を負担することで入居者の負担軽減を実施し、高齢者の方が安全に安心して住み続ける住まいを提供しておられました。このような施設の研修は今までに経験がなく、今からは住宅介護の時代でもあり、西予市にとりましても、まさに今求められているような施設であるのではなかろうかと痛感いたしました。

最後に、えりも町国民健康保険診療所について報告いたします。

ここは町内に自衛隊のレーダー基地があることもあって、高齢化率が23.0%と比較的低い地域であり、開業医が1軒もない町であり、収入の多くが漁業従事者、昆布採集であり、国民健康保険税で限度額を超える世帯が2割もあるという裕福な町でありました。平成18年6月末の人口が5,845人、西予市にも同じような人口規模の診療所がありますが、どのような運営方法なのかと着眼してみましたが、設備、機械器具、スタッフの面からしても、機能は病院的な診療施設であり、西予市と異なるものであったにもかかわらず、決算時において一般会計からの繰入金も少なく、繰入金が0円の年もあるほど黒字決算で運営し、保健・福祉と密な連携を取り、医療・保健・福祉が一体となり、健康で幸せなまちづくりのため、地域の係りつけとして安心・安全な医療を提供している公的医療機関でありました。

今回の研修で感じたことは、どの施設においても西予市の今後の施策に大いに役立つ意義ある研修であったことをここに報告いたします。

平成18年9月19日、西予市議会厚生常任委員会委員長河野作生。

議長 次に、産業建設常任委員長浅野忠昭君。

浅野忠昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の視察研修報告を行います。

産業建設常任委員会では、7月25日から27

日にかけ、沖縄県恩納村及び名護市の行政視察を行いましたのでご報告いたします。

まず、恩納村における農林水産業の振興と観光との連携及び観光と工芸産業の動向について。

恩納村は沖縄本島の中央に位置し、南北に27.4キロメートル、東西に4.2キロメートルの地形であり、年間250万人の観光客が訪れる沖縄唯一のリゾート観光地であります。恩納村の取り組みでは、全国各地で同じ農水産物を生産するのではなく、その地に応じた農水産物を手がけ、ブランドを確立したいとの強い思いを持たれています。水産振興においては、とる漁業からつくり育てる漁業の推進をされており、その中でもウミブドウの養殖は栽培実績も長く、生産、品質ともに順調に伸びておりますが、栽培普及による品質低下によりイメージが低下しないよう、ブランド産地の形成に取り組まれております。現地においては、一つ一つの細やかかつ丁寧な作業を目の当たりにし、ブランドの形成に取り組む姿勢をうかがうことができました。農林水産業の振興を観光と連携させるのに当たり、何もしなくても観光客が訪れる恩納村とは状況が全く異なりますが、西予市の農水産物は最大限に生かせるよう道の駅を初めりピーターを確保できる観光施設の必要性を大に感じました。伝統を生かすとともに新たな魅力づくり等、今後観光と農林水産業との連携のあり方を検討するに当たり、非常に参考になるものでありました。

続いて、名護市におけるシークワサーについて。

地区により個々の果樹の突然変異、優良木からの取り木等の繰り返しにより果実の大きさや皮の厚さ、果実自体も異なっており、大きさや熟すると酢の物用に不向きなど、改良を検討するようでありました。

また、健康ブームの今日において、シークワサーは研究機関等ががん抑制物質の含有量が高く、がん予防、リュウマチ予防の機能性食品としての可能性も秘めており、消費者から高血圧の症状がよくなったとの声を聞かれるとのことでした。現地においては、一つ一つ果実をはさみで摘み取る作業の苦労はうかがえたほか、接ぎ木の安易さなど手軽に生産できることも学びました。残念なことにカンキツグリーンング病に対する有効な対策がないことから、規制により苗木等の持ち

出しができないとのことでありました。ただしインターネット等では苗木販売も行われており、西予市としての新たなかんきつブランドを手がけることの可能性を感じました。

以上で当委員会の視察研修報告を終わります。

平成18年9月19日、西予市産業建設常任委員長浅野忠昭。

議長 以上で各委員会の視察研修報告を終わります。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の産業及び雇用の活性化において、企業誘致は最も即効性が高く有効な手段の一つであります。

しかしながら、企業にとって大市場から遠隔の地でありインフラ整備も十分ではない南予地域の進出は非常に厳しい状況であります。このような状況の中、南予地方への展開が急速になされている業種がコールセンターなどの情報通信関連企業であります。愛媛県でも南予の地域の活性化の一つとしてコールセンターの誘致に積極的に動かれており、事実南予各市においては、既に情報通信関連企業の誘致に関する条例を整備し、愛媛県と連携して対応することにより、平成17年度には宇和島市に、平成18年度に八幡浜市、大洲市にコールセンターが誘致され、それぞれで約30名から60名程度の大量雇用が生まれております。本市におきましても、情報通信関連企業への奨励金制度を創設しコールセンターなどを誘致することで、雇用の拡大と市民の求職状況の改善を図るため本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第146号「西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について」を議題といたします。

小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第146号「西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

最近の日本経済は緩やかに回復しているものの、地域間では大きな格差が生じております。県内においても、東予地域は有効求人倍率1.0倍を超える状況にもかかわらず、南予地域では製造業者などの進出はほとんどなく、厳しい雇用情勢が続いております。

また、進出企業に対する南予各市町における地域間競争も激しさを増す中で、企業誘致の実現は大変厳しい状況となっております。本市では、既に企業誘致条例を制定し、制度の運用を行っていますが、奨励内容に応じて近隣の市のレベルには達しておらず、また対象となる産業の範囲も狭いことから、企業誘致条件において不利な状況下にあります。こうした状況を解消するためには、奨励内容の充実及び対象となる産業の範囲を拡大することが必要であり、今後より一層の企業誘致を促進し、西予市の産業及び雇用の活性化をつなげるため、本条例の全面改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第147号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第147号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い監獄から刑事施設に用語が改められたことから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第148号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

制定について」及び議案第149号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第148号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」、議案第149号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年2月に施行されました障害者自立支援法の部分施行及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い2条例の改正を行うものであります。

この2条例につきましては、母子家庭の者及び乳幼児が疾病または負傷のため療養機関において保険給付を受けた場合、その医療費の一部を助成するものであります。

改正の内容は、新たに自己負担が生じる療養病床での光熱費、食事代等の標準的な負担額である生活療養標準負担額について、入院時食事療養費標準負担額と同様に補助対象外となるとともに、愛媛整肢療護園等の医療型・福祉型施設の入所者の医療費については、現在全額公費負担の措置医療費として負担はありませんが、新たに当該利用者に1割の負担が課せられることから、市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者が障害児施設で医療を受けたときの障害児施設医療費または医療と常に介護を必要とする者が医療機関で看護や機能訓練等を行ったときの療養介護医療費に係る利用者負担額が補助対象となり、母子家庭及び乳幼児がいる世帯の生活の安定と保険の控除及び福祉の増進に寄与するものであります。

なお、この改正条例は、法の施行とあわせ10月1日からの施行といたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第148号及び議案第149号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第148号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第149号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」の2件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第148号及び議案第149号は原案のとおり決定いたしました。

(日程8)

議長 次に、日程第8、議案第150号「西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第150号「西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、県からの指導により、本条例中に施設運営上の基本的事項を追加するものでありまして、施設の定員、施設サービスの内容及び対象となる施設利用者の要件等の規定を加えるものであります。

また、ケアハウスはまゆうでは、開設以来水道料金及び150キロワットアワーまでの電気料金は無料としてまいりましたが、現下の厳しい財政状況をかんがみ、平成19年4月1日からは、水道料金については基本使用料を、電気料金は50キロワットアワーを超えた分から実費を利用者にご負担いただくこととするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第151号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第152号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第151号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年2月に施行されました障害者自立支援法の部分施行及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の改正を行うものであります。

この条例につきましては、障害者の方が疾病または負傷のため療養機関において保険給付を受けた場合、その医療費の一部を助成するものであります。

改正の主な内容につきましては、議案第148号及び議案第149号と同様に、生活療養標準負担額を補助対象外とするとともに、医療型・福祉型施設入所者の医療費の1割負担に伴い、市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の障害者の利用者負担額を補助対象とするものであります。

なお、この改正条例につきましても、法の施行とあわせ10月1日からの施行といたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第152号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日公布され、国民健康保険法においても同様の改正が行われたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、一定の所得を有する70歳以上の高齢受給者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を2割から3割に引き上げるとともに、出産育児一時金の支給額を30万円から35万円に引き上げるものであります。

なお、本条例につきましては、法の施行とあわせ10月1日からの施行といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い

い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第151号及び議案第152号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第151号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第152号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の2件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたします。(休憩 午前11時02分)

議長 再開します。(再開 午前11時10分)

(日程10)

議長 次に、日程第10、議案第153号「西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第156号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第153号「西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では今年度から国庫補助事業であります里山エリア再生交付金事業を実施することといたしております。この事業は、森林の有する多面的機

能を高度に発揮させ、居住地周辺の森林及び居住基盤の整備を総合的に実施し、良好な自然環境の形成と集落保全を目的に、主に除間伐を行うもので、今年度から5年間で宇和、野村、城川地区を対象に346ヘクタールの森林整備を実施する計画でございます。補助率は国、県が10分の4で補助残10分の6のうち市の負担については、西予市林業振興対策事業費補助金交付要綱に規定している除間伐対策事業費補助金との整合性をとり、県の定める造林事業の標準単価の10分の2以内とし、残りの額を地元分担金とするものでございます。

この分担金の徴収については、地方自治法第228条の規定により条例で定めることから、今回新規事業に関する項目を追加するとともに、本条例の適用を林道整備でなく森林整備に関する事業にまで拡大することから、条例の題名につきましても改正をするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第154号「西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第244条の2の改正に伴い公の施設の管理委託制度が廃止になることから、本条例の管理委託に関する規定を削除するものであります。

なお、本市の漁港施設については、現在公共的団体等に管理委託している施設は存せず、指定管理者制度に移行させるものについては、現段階では検討中の状況であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 是澤消防長。

是澤消防本部消防長 議案第155号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第156号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものであります。

法改正の趣旨は、災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、自主

的な市町村の消防の広域化を推進する必要があるとの考え方によるもので、この改正により消防組織法の全条文の整理が行われました。これによりまして、条例で引用する法律の条項番号が食い違いが生じるいわゆる条ずれが生じたことから、消防組織法に根拠を置く関連条例について所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

議長 次に、日程第11、議案第157号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」及び議案第158号「辺地に係る総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第157号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の過疎地域自立促進計画は、平成16年第3回定例議会で議決をいただき策定いたしておりますが、本年度におきまして、八幡浜漁業協同組合が三瓶地区で整備いたします水産荷さばき施設整備事業に対する補助を計画に追加することといたしました。これに伴いまして本計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第158号「辺地に係る総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、平成15年度に野村町及び城川町において22の地区が辺地の指定を受けており、それぞれ辺地総合整備計画を定めております。このたび野村町白髭、長谷、鎌田及び城川町野井川、遊子谷の5つの辺地におきまして、本年度事業として消防施設を整備することといたしました。これに伴いまして国に変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程12)

議長 次に、日程第12、議案第159号「市道路線の認定について」及び議案第160号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第159号「市道路線の認定について」、議案第160号「市道路線の廃止について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回3路線の認定と5路線の廃止をお願いするものであります。

まず、認定路線であります。明浜町の田之浜東中央線は田之浜東地区の人家密集地にあり、火災、津波等が発生した場合、地区の避難路は国道378号しかなく、防災上必要不可欠な道路であります。

城川町の辰ノ口岩本線は後ほど廃止をお願いいたします辰ノ口ヨウゼン線の代替路線として機能を果たしております新設林道であります。

宇和町の旧町地区1号線は、列車の通過が確認しにくく、非常に危険な踏切があり、警報機等の保安設備を設置する上で市道であることが設置条件となっている路線であり、今回認定をお願いするものであります。

続きまして、廃止路線としまして、宇和町の石城地区138号線と139号線は、山田地区の県営経営体育成基盤整備の整備区域に該当するものであります。

野村町の中西オモダ線及び須ノ内線の2路線は、県営中山間地域総合整備事業によりまして農道として改良計画のある路線であります。

城川町の辰ノ口ヨウゼン線は、新設林道辰ノ口岩本線が代替路線として機能しており、今回廃止をお願いするものであります。

なお、本件に係る市道の認定及び廃止につきましては、去る8月10日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程13)

議長 次に、日程第13、議案第161号「平

成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第161号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、2点ほど近況について触れたいと存じます。

初めに、北海道夕張市が自治体の倒産に当たる財政再建団体への申請を行ったことであります。夕張市は去る6月20日、極めて厳しい財政状況を踏まえ、市議会において地方財政再建促進特別措置法に基づく再建に向けて取り組む意向を表明いたしました。地元市民はもちろんのこと、各地方自治体に大きな衝撃と波紋を広げたことは、既にご承知のとおりでございます。

では、なぜこのような事態に陥ってしまったのか、またその背景にはどのようなことがあったのかは、報道等で熟知されていると思われませんが、ここにあって申しますと、最大の要因としては、膨大な借金と税収の減少、さらに三位一体改革における地方交付税の削減であると言われております。

また、このような危機的な財政状況を抱えている自治体は相当数に上り、いつ第2、第3の夕張市が出てきても不思議でないのではないかとされており、申すまでもなく財政再建団体に指定されると、国の厳しい指導の下で再建を目指さなければなりません、その指導は自治体そのものの自由度を束縛する内容となり、地方債の発行や単独公共事業などが全くといってよいほどできなくなるために、みずからの創意による予算が組めなくなってまいります。

さらに、市税の増税や徴収の強化あるいは公共施設などの使用料のアップ、単独補助金の削減などに踏み込んでこれ、財政破綻のつけは確実に住民に回り、多大な影響を及ぼしてまいります。

このように財政再建団体に指定されると、町そのものが冷え切ってしまうので、私どもも今回の夕張市の事案を他人事のごとくとらえず、いま一度真剣に受けとめていかなければならないと痛切に感じているところでございます。

次に、本定例会では平成17年度の各会計の決算認定をお願いするようになっておりますが、平成17年度におきましては、私が市政をあずかり

まして2年目ということで、みずからの施策を掲げ実行した年でもあります。

また、合併前の建設計画における各事業につきましては、全面的に遵守し、強力に推進してまいりました。

そこで、市民の皆様と議員各位に平成17年度の主な施策の整備状況のご報告とお礼を申し上げたいと存じます。

まず、快適で便利な生活のまちづくりのためには、市道の新設、改良の整備、後継者定住住宅の整備や上水道第4次拡張整備を図ってまいりました。

また、美しく豊かな自然を守り育てるまちづくりとして、健康保養施設の整備やフォーレストアメニティー施設整備、廃プラこん包機の整備、また豊かな文化と心をはぐくむまちづくりとして、魚成小学校の改築を17年度、18年度の2カ年の継続事業として取り組んでおります。

最後に、活力に富む産業のまちづくりとして、農道及び林道の開設事業やシーサイドパーク交流施設の整備、町並み舗装整備、農産加工施設の整備、漁港、漁業等の整備を図ってまいりました。このようにあらゆる施策事業がスムーズに進捗し、なおかつ無事予定どおりの成果を上げることができましたことは、ひとえに市民の皆様と議員各位のご理解とご協力があったのこととっております。ここに改めまして深く感謝を申し上げますとともに、お礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、本題の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ10億225万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億9,135万7,000円と定めるものでございます。

主な内容でございますが、まず総務費につきましては、固定資産の課税誤りによる市税過誤納還付金を計上いたしております。このことにつきましては、先般の新聞報道等により既にご承知かと思われませんが、冷凍倉庫を課税する際に、課税率の高い一般倉庫として課税し、過大徴収をしたものでございます。納税者の皆様には大変ご迷惑をおかけし、衷心よりおわびを申し上げますとともに、今後はこのようなことのなきよう万全を期してまいりたいと存じます。

次に、民生費では、特別養護老人ホーム松葉寮

の改修事業費を計上しておりますが、この改修事業につきましては、尊厳の保持と自立支援という介護保険の基本的理念に基づき、国が平成14年度から個室ユニットケアを特徴とする小規模生活単位型の特別養護老人ホームの整備を推進しております。そこで、このたびこのようなことを踏まえ4人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、集団型ケアから個人の自立的生活を支援するケアに転換し、在宅に近い普通の生活の場づくりに努めるものであります。

また、このほかに宇和保育園増築事業補助金を計上しております。現在の宇和保育園は、昭和62年度に現在地に移転新築されたものであります。その後周辺地域の宅地化が急速に進展しているために入園希望者が年々増加し、現在では入所率が12.5%に達するという慢性的な定員超過となっております。このため本格的な増築を行い、定員を増員するとともに、子供たちに負担を強いることなく、広々とした環境のもとで快適な保育園生活を提供したいと考えております。

また、このほかに障害者相談支援事業委託料や災害ボランティアファンド寄附金、介護保険事業勘定繰出金などを計上しております。

次に、衛生費では、広域可燃ごみ等の下期分に当たる費用を計上しております。この経費の削減に向けては、本年度4月から4分類15分別という手間のかかる分別作業をお願いしているとともに、さまざまな取り組みを行っておりますが、その中で去る7月から8月にかけて課長職以上の68名と私も理事者が市内3カ所の清掃センターにおきましてごみの分別を正しくなされているか、あるいはきれいに清浄されリサイクルに回すことができる状態になっているかなどの検分をしながら汗まみれになって半日の実地体験を行ってまいりました。私は今回のこのよき体験研修を通して、今後さらにごみ減量化の成果を上げるためにどのように取り組みが必要であるかなど体験した職員からさまざまな視点による意見を聞きながら、一体となつてごみ処理費用の削減に努めてまいりたいと思っております。

また、このほかに宇和清掃センターの保管ヤード上屋施設工事費や明浜上水道事業会計繰出金を計上しております。

次に、農林水産業費では、森林居住環境整備事業委託料を計上しておりますが、これは今日の木

材価格の低迷や労働力不足、高齢化等によりまして、森林は荒廃の一途をたどっており、憂慮すべき事態となっております。このため里山エリア再生交付金を活用し、今後5年間の計画の中で除間伐事業の展開を図り、森林本来が持っている多面的機能の高度化や良好な森林居住環境を維持してまいり所存でございます。このほかに愛媛農林水産物ブランド化づくり推進事業補助金や水田農業構造改善対策事業補助金、林業構造改善事業補助金などを計上しております。

次に、商工費でございますが、さきの定例会では、三瓶の海の駅新設事業に係る予算を可決いただきましたことに対して、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の海の駅新設事業につきましては、三瓶町の活性化を図るために当初のイベント広場や販売棟、いけす水槽など整備する計画でありましたが、今回この上に三瓶町特産である温州ミカン等のかんきつ類を生かした1.5次産品のブランド化を積極的に推進したいと考え、販売棟内に新たにかんきつ類の搾汁プラントの設備を整えるものであります。

次に、土木費につきましては、道路新築改良費の主なものとして、宇和町旧町地区187号線と三瓶町垣生34号線の改良工事に係る用地購入費等を計上いたしております。

また、このほかに県営事業負担金や急斜面崩壊防災対策事業、まちづくり交付金事業などを計上しております。

次に、教育費では、小・中学校及び幼稚園において危険遊具が判明したことによりまして、その撤去部分に係る更新費用を計上しております。

また、西予まるごと博物館の一環として古墳など遺跡の保存整備などを図るために、古代ロマンの里構想推進事業の実施設計委託料を計上しております。

最後に、6月14、15日の豪雨災害による農地災害復旧費及び農業・林業用施設災害復旧費や道路橋梁河川災害復旧費を計上しております。

以上、歳出予算の概要でありましたが、続きまして、主な歳入につきましてご説明いたします。

まず、分担金としては、森林環境整備事業費に伴う森林所有者からの応分の分担金や災害復旧に伴う農地所有者からの分担金を計上しております。

また、国庫負担金につきましては、すべてが災

害復旧に係るものでございます。

国庫補助金では、松葉寮の改修事業に伴うものと宇和保育園の増築事業に伴う補助金が主な計上となっております。

県補助金につきましては、愛媛農産物ブランドづくり推進事業補助金や水田農業整備事業補助金、林業構造改善事業補助金などを計上しております。

このほかにどんぶり館の株式配当金やがけ崩れ防災対策事業寄附金などを計上しています。

市債につきましては、主に海の家新築事業、かめの杜特別養護老人ホーム及び松葉寮特養ホーム改修事業に伴うものとなっております。

また、本補正につきまして17年度の繰越金6億8,185万1,000円を計上しております。このことによりまして、財政調整基金繰入金7,098万4,000円を減額といたしております。

以上、説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書の21ページをお開き願います。

21ページの13節委託料の中の124万5,000円は、今年度より導入しております行政評価システムに係る職員説明会の回数の増に伴う経費を追加計上するものであります。

次に、22ページをお願いいたします。

16節の原材料費100万円ですが、これは明浜町宮野浦地区におけます市有地を舗装するために舗装材料費を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

25ページの13節委託料と15節工事請負費を合わせた6,300万円につきましては、特別養護老人ホーム松葉寮の改修事業費であります。事業内容は、現在の4床1室制となっている状況を個室化するとともに、現在の個室のスペースをより広く改善するものでありまして、改修面積は518平方メートルとなっております。

次に、26ページをお願いいたします。

28節の中の介護保険事業勘定繰出金388万7,000円ですが、これは法改正により高額介護サービス費のうち、低所得者の負担上限

額の引き下げにより増加となる経費を一般会計負担分として計上するものであります。同じく26ページであります。13節委託料330万円につきましては、地域生活支援コーディネーターによる知的障害者や身体・精神障害者への各種相談事業の委託経費を計上しております。

次に、28ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金3,295万4,000円につきましては、宇和保育園増築事業補助金であります。事業内容としましては、現在の面積は410平米ですが、これを323.54平米増築し733.54平米にするものであります。

また、これに伴いまして定員80名であるのを40名増員し、定員120名といたします。

次に、29ページをお願いいたします。

26節寄附金ですが、これは災害救助法が適用された災害に対し、ボランティアの初期活動に必要な器材、保険等に係る経費を支援するための愛媛県ボランティアファンドへの寄附金を計上しております。同じく29ページですが、13節委託料131万円につきましては、市内4カ所の温泉施設をつなぐ温泉施設巡回バスの運行業務委託料5カ月分であります。

次に、30ページをお願いいたします。

2目の予防費308万5,000円ですが、これは予防接種法の改正によりまして、小学校就学前の者に第2期の麻疹、風疹予防接種が義務づけとなったためにその経費を計上したものであります。同じく30ページの13節委託料266万8,000円ですが、これは宝泉坊温泉施設内の循環配管を年2回の洗浄が必要になったための経費を計上しております。

次に、32ページをお願いいたします。

13節委託料1億2,116万3,000円につきましては、ごみ処理委託料等の下期分に係る経費を計上いたしております。同じく32ページですが、15節工事請負費470万円ですが、これは宇和清掃センターの廃プラ、瓶の保管ヤードに上屋を設置する経費を計上しております。同じく32ページですが、11節の中の修繕料ですが、これは東部衛生センターにおける焼却灰を搬出するコンベアー及びボイラーの修理費用を計上しております。

次に、33ページですが、28節繰出金

2,222万1,000円につきましては、明浜上水道の遠隔監視システムが設置後21年を経過しているため監視能力は低下し、漏水等の発見が困難となっている状況でありますので、これを更新する経費、そして及び高山田之浜配水池の水位計及び水位の調整弁の修理経費を繰り出すものであります。

次に、34ページをお願いいたします。

19節の中の愛媛農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金168万円ですが、これは西予市農林水産物のブランド化に向けて宇和イチゴ、通称あまおとめとっておりますが、このあまおとめと三瓶のかんきつをPRするために係る経費を補助するものであります。

次に、36ページをお願いいたします。

19節水田農業構造改革対策事業補助金433万6,000円は、県の奨励品種愛のゆめの生産拡大事業として、苗、種子の購入経費に対して助成するものであります。

また、担い手水田農業整備事業として、今後5年以内に法人化を目指す団体が導入する農業用機械の購入経費に対して助成するものであります。同じく36ページですが、18節の中の機械器具につきましては、ふるさと創生館の加工場の備品購入費であります。これは現在加工場で使用している熱風式ラベル用収縮機が老朽化により使用不能になったために更新設備するものであります。

次に、37ページですが、13節の中の森林居住環境整備事業委託料1,091万1,000円ですが、これは良好な森林環境を維持するために里山エリア再生交付金事業を活用し、除間伐事業を森林組合に委託するものであります。同じく37ページですが、19節の中の林業構造改善事業補助金366万6,000円につきましては、株式会社エフシーが木材搬出の効率化を図るためにクラップルつきミニショベルを導入する経費を助成するものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

22節補償補てん及び賠償金ですが、これは三瓶町の漁港利用調整事業に伴う物件補償費を計上しております。

39ページですが、15節工事請負費6,981万円につきましては、海の駅新設事業における内容変更に伴うものでありまして、今回

新たに販売棟内に搾汁コーナーを整備するものであります。施設の概要としましては、搾汁コーナーの床面積が151.6平米、そして搾汁機ほか一式の整備となります。また、壁面は一部ガラス張りとしまして、ジュース製造過程が外部から見学できる施設を計画しております。

次に、41ページをお願いいたします。

2目の急傾斜崩壊防災対策事業費735万5,000円ですが、これは宇和町日向屋敷地区、野村町植木1地区、明浜町10地区のがけ崩れ防災対策工事費を計上しております。また一方、宇和町長尾地区の工事費を減額するものであります。同じく19節の負担金5,080万円は、県営事業道路改良事業に対するものでありまして、事業費の7%を計上しております。

次に、42ページをお願いいたします。

3目の道路新設改良費1,680万円につきましては、宇和町旧町地区187号線の用地購入費及び物件補償費、そして三瓶町垣生34号線の物件補償費に係る経費を計上しております。しかし一方、石城地区60号線、田之筋地区76号線の改良工事に係る経費につきましては減額しており、その相殺額をここに計上しております。

44ページをお願いいたします。

17節の公有財産購入費につきましては、三瓶港湾埠頭用地購入費に係る経費を計上しております。

45ページですが、5目のまちづくり交付金事業は、宇和町旧町地区196号線改良事業に係る用地購入費と物件補償費であります。

48ページ、15節ですが、15節工事請負費148万1,000円ですが、これは依津小学校教員住宅の屋根の修繕費を計上しております。

49ページをお願いいたします。

15節工事請負費2,028万8,000円につきましては、市内小学校の遊具の修繕及び更新に係る工事費であります。箇所数としましては、修繕が14校の24施設、更新が16校の23施設となっております。

同じく3目の学校建設費103万2,000円につきましては、魚成小学校落成式に係る費用及び校舎新設工事、さらには駐車場の砂利敷設工事費を計上しております。

次に、50ページをお願いいたします。

15節工事請負費143万2,000円であり  
ますが、これも先ほどと同様に遊具の修繕に係る  
工事費を計上しております。箇所数は3園で7施  
設となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

13節の委託料473万3,000円でありま  
すが、これは古代ロマンの里構想における笠置峠  
古墳整備に係る実施設計を委託するものでありま  
す。

55ページをお願いいたします。

55ページの1項の農林水産施設災害復旧費に  
つきましては、6月14日、15日の梅雨前線に  
伴う豪雨災害による農地、農業用施設、林業用施  
設の復旧工事費を計上しております。災害件数を  
申しますと、農地災害につきましては、国庫補助  
対象が8件、市単独補助が15件となっております。  
また、農業用施設災害につきましては、国庫  
補助対象が9件、市単独補助が39件でありま  
す。

林業用施設災害につきましては、国庫補助対象  
が2件、市単独が1件、そして市単独補助が6件  
となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

57ページの2項の公共土木施設災害復旧につ  
きましては、道路河川災害でありまして、国庫補  
助対象件数は5件となっております。

次に、59ページであります。1項の公債費  
につきましては、17年度債に対する償還分であ  
ります。今回の追加計上の理由につきましては、  
当初予算時には最小限の予算見込みを立ててお  
りましたが、その後の金利上昇等の動向を踏まえ計  
上したものであります。

次に、60ページの25節財政調整基金積立金  
3億6,600万円は、17年度決算剰余金が7  
億3,185万1,000円となりましたので、  
地方財政法に基づき、この剰余金の2分の1以上  
を積み立てるものであります。

次に、歳入であります。もとへ返っていただ  
きまして、10ページをお願いいたします。

2節の林業分担金436万4,000円につ  
きましては、森林居住環境整備事業にかかわる森林  
所有者からの分担金でありまして、事業費の10  
分の4を徴収するものであります。なお、この事  
業は県補助金もありまして、同額を13ページに  
森林居住環境整備事業費県補助金として計上して

おります。

次に、11ページをお願いいたします。

1節の社会福祉国庫補助金の中の地域介護福祉  
空間整備交付金1,200万円でありまして、こ  
れは特別養護老人ホーム松葉寮の改修事業に対す  
る交付金であります。同じく11ページの2節児  
童福祉費国庫補助金3,295万4,000円に  
つきましては、宇和保育園増築事業に対する補助  
金で、補助率は事業費の2分の1となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

1節の前年度繰越金につきましては、17年度  
実質収支額は7億3,185万1,000円とな  
っております。既に当初予算で5,000万円  
を計上しておりますので、それを差し引きした6  
億8,185万1,000円を今回計上してあり  
ます。

次に、18ページであります。市債につ  
きましては、主に特別養護老人ホーム建設事業や漁港  
利用調整事業、そして海の駅新設事業、さらには  
市道改良事業に係るものを計上しております。

そして、少し前に返りますが、15ページを  
お願いいたします。

15ページの財政調整基金繰入金7,098万  
4,000円を減額しております。これは、本補  
正において繰越金を計上しましたので、その繰越  
金をもって本補正の歳出を主に賄っております  
が、その上に余剰が出ておりますので、その余剰  
相当分をもって繰入金を減額するものでありま  
す。

以上でございます。

議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。午後1時10分から再  
開いたします。(休憩 午後0時01分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再  
開 午後1時10分)

(日程14)

議長 次に、日程第14、議案第162号「平  
成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1  
号)」についてから議案第170号「平成18年  
度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」に  
ついてまでの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第162号「平成18

年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本予算の歳入歳出に5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,327万円とするものであります。

歳入では、雑入4万7,000円、前年度繰越金3,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、施設授産場費の事業費で消耗品費3,000円、授産場で生産した手袋の送料を一時立てかえ払いするための運搬料4万7,000円であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続いて、議案第164号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税、共同事業交付金、繰越金、保険給付費、介護給付金及び共同事業拠出金並びに諸支出金の調整を行うものであります。

歳出では、総務費8万9,000円、保険給付費1,905万9,000円、老人保健拠出金157万1,000円、介護納付金666万5,000円、共同事業拠出金3億1,588万6,000円、諸支出金1,681万8,000円をそれぞれ増額いたしました。

歳入では、国民健康保険税6,100万円を減額し、療養給付費等交付金380万9,000円、共同事業交付金3億1,588万6,000円、繰入金8万9,000円、繰越金1億130万4,000円をそれぞれ増額いたしました。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3億6,008万8,000円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を56億8,654万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてでございますが、今回の補正の主な内容につきましては、前年度確定によりまして繰越金の調整、明浜の診療所における委託料と医業費等の増額、土居診療所における医業費の増額、三瓶の診療所における基金積立金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明申し上げます。

まず、俵津診療所の歳出では、総務費6,00

0円を増額いたしました。

歳入では、繰入金2万5,000円減額、繰越金3万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,272万5,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、総務費3万9,000円、医業費890万円を増額いたしました。

歳入では、診療収入110万円、繰入金779万3,000円、繰越金4万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,015万1,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、総務費6,000円、医業費24万2,000円を増額いたしました。

歳入では、診療収入24万2,000円増額、繰入金5万1,000円減額、繰越金5万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,574万7,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、総務費6,000円を増額いたしました。

歳入では、繰入金7万5,000円減額、繰越金8万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,006万3,000円といたしました。

次に、坂石診療所では、歳入で繰入金3万5,000円を減額し、繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、惣川診療所では、歳入で診療収入2万6,000円を減額し、繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

次に、土居診療所の歳出では、医業費24万2,000円を増額いたしました。

歳入では、繰入金21万6,000円を増額、繰越金2万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億5,802万円といたしました。

次に、杉之瀬診療所の歳出では、総務費8万3,000円を増額いたしました。

歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を1,996万6,000円といたしました。

次に、遊子川診療所の歳出では、総務費5,000円を増額いたしました。

歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を536万6,000円といたしました。

続いて、二及診療所の歳出でございますが、基金積立金269万2,000円を増額いたしております。

歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を5,089万7,000円といたしております。

次に、周木診療所の歳出は、基金積立金433万8,000円を増額いたしました。

歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を4,993万7,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続いて、議案第165号「平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度分歳入歳出の決算確定に伴う余剰金を平成18年度へ繰り越すするためのもので、歳入のみの補正となります。

内容につきましては、前年度繰越金を5万6,000円増額し、それに伴いまして一般会計繰入金を同額減額いたしております。これによります歳入歳出予算の総額には変更はございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続いて、議案第166号「平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては繰越金、歳出では基金積立金、償還金が主なものでございます。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ1億2,369万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を42億8,710万7,000円といたしました。

内訳としましては、歳出では、総務費の総務管理費を13万7,000円、保険給付費の高額介護サービス等を3,000万円増額し、財政安定化基金拠出金を430万7,000円減額し、基金積立金を6,491万3,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金3,295万3,000円を増額いたしました。

歳入では、国庫支出金の国庫負担金を600万円、県支出金の県負担金を375万円、支払基金交付金を930万円、繰入金の一般会計繰入金を388万7,000円、基金繰入金を813万

5,000円、繰越金を9,262万4,000円増額いたしました。

次に、施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホーム勘定では、歳入歳出それぞれ1,970万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5,084万8,000円にいたしました。

内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理を363万5,000円、サービス事業費の施設介護サービス事業費を203万7,000円、基金積立金を1,803万7,000円増額し、諸支出金の繰入金を400万円減額いたしました。

歳入につきましては、繰越金を1,966万1,000円、諸収入の受託事業収入を4万8,000円増額いたしております。

次に、明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

補正内容としましては、総務費の施設管理費で、介護保険法改正に伴う介護支援専門員の新たな研修会負担金、介護サービス情報評価手数料等を10万1,000円増額し、予備費を10万1,000円減額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ28万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,843万円にいたしました。

内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理費で、主に人事異動に伴う人件費等76万9,000円を減額し、予備費を105万7,000円増額いたしました。

歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金を400万円減額し、繰越金を428万8,000円増額いたしました。

次に、城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ10万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,087万8,000円にいたしました。

内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理費で、介護保険法改正に伴う介護支援専門員の新たな研修会負担金、介護サービス情報評価手数料等を10万8,000円増額いたしました。

歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を10万8,000円増額いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第163号「平成18年度育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度決算による繰越金に伴うもので、歳入に繰越金201万1,000円を計上し、歳出については、同額を不測の事態に対応すべく予備費として計上するものであります。これにより歳入歳出予算の総額は5,828万9,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第167号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,815万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億652万4,000円と定めるものであります。

歳出では、総務管理費において、需用費93万9,000円の増額、水源調査委託料の減に伴う委託料38万円の減額、修理用材料費及び多田地区営農飲雑用水施設事業に伴うメーター器の取りつけにかかる原材料費170万円、簡易水道財政調整基金積立金2,039万7,000円を増額し、合わせて2,265万6,000円を増額計上いたしております。

また、施設整備事業費においては、水道施設の維持管理のために工事請負費を550万円増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度からの繰越金2,815万6,000円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第168号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ969万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,184万1,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、施設管理費におきまして、道路舗装状況の悪化に伴う工事請負費639万円、石城処理区全面供用開始に伴う光熱水費297万円、予備費におきまして12万3,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、8月に全面供用開始しました石城処理区における使用料297万円、前年度からの繰越金672万3,000円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第169号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設整備費の増額に伴う市債の増額及び前年度繰越金の確定による一般会計繰入金金の減額で、歳入歳出予算にそれぞれ715万9,000円を追加し、歳入歳出予算を10億9,585万4,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたしますと、歳出では、施設整備費で、野村処理区において大雨に影響による擁壁設置のための工事請負費600万円、人件費等95万円、また施設管理費において備品購入費等20万9,000円をそれぞれ増額しております。

また、歳入につきましては、下水道事業債1,210万円、過疎対策事業債950万円、前年度繰越金1,523万4,000円をそれぞれ増額し、それに伴い一般会計繰入金を2,967万5,000円減額するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第170号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整と資本的支出における工事請負費の計上及び明浜上水道事業会計への一般会計からの繰入金を計上するものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、営業費用の配水及び給水費で、野村上水道事業のメーター器取りかえ委託料75万円の増額、総係費で人件費等105万円の増額をいたしております。これによりまして、収益的支出

の総額は6億5,684万8,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、建設改良費で明浜上水道事業における送配水棟施設改良工事として、高山配水池水位計取りかえ工事金111万9,000円、田之浜配水池水位調整弁修理調整工事金58万5,000円、明浜町テレメーター更新工事金2,051万円の合計2,222万1,000円を計上いたしております。これらの財源につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。これによりまして、資本的収入の総額は5億9,851万9,000円、支出の総額は8億9,347万円となりました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程15)

議長 次に、日程第15、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 諮問第1号から諮問第6号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱されました人権擁護委員は11名ですが、そのうち後畠高勝氏、中井佐一氏、竹内節美氏、米谷慶子氏、菊池敏夫氏、福山王子氏が9月30日、織田俊夫氏、中村建一氏が12月31日をもって任期満了となります。本市の人権擁護委員の委員定数につきましては、国の方針により9名となっているため、新任期からは今回推薦いたします委員を含め、明浜町と城川町が1名、宇和町3名、野村町2名、三瓶町2名の構成となるよう配慮いたしました。後任の推薦につきまして検討しました結果、福山王子氏につきましては、引き続き推薦することとし、後畠高勝氏、中井佐一氏、米谷慶子氏、織田俊夫氏、中村建一氏、菊池敏夫氏は本人の都合によるご退任、竹内節美氏は年齢制限によりご退任いただき、後任として、明浜町高山の山本博昭氏、宇和町大江の黒田和代氏、宇和町平野の垣内雅夫氏、城川町嘉喜尾の中城英雄氏、三瓶町朝立の朝雲和

子氏を推薦したいと存じます。

山本氏は、会社勤務の後明浜町役場職員として長年にわたり勤務され、現在はケアハウスはまゆの施設長としてご活躍です。黒田氏は、社会保険労務士事務所に勤務されながら、西予警察署上松葉駐在所連絡協議会委員であり、地元婦人会員としてご活躍中で、地域のリーダー的な存在であります。垣内氏は、長年の学校勤務により地域住民との幅広い交流があり、人権思想の普及、諸問題等に取り組んでこられました。中城氏は、長年にわたり教職を勤め上げられ、勤務中いじめ、不登校の問題などに最優先課題として取り組んでこられました。朝雲氏は、三瓶町の保育園に長年勤務後、更生保護女性会、青少年補導員としてご活躍中です。それぞれ人格、見識が高く、広範な知識と豊かな経験から、社会の実情全般に通じ人権擁護に深い理解があり、適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の意見を聞くものでございます。

なお、現在の人権擁護委員は、次期候補者の委嘱発令がある平成19年1月1日までは在職いただくことになっております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

これらの採決は諮問ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（日程16）

議長 次に、日程第16、認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」まで14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好収入役。

三好収入役 それでは、平成17年度の西予市の一般会計、特別会計の決算についてご説明をさせていただきますが、何分にも膨大な決算額でございますし、ページ数も多数になっておりますので、全体的で大まかな説明になりますことをまずお許しをいただきたいと思っております。

お手元に地方自治法に基づきます平成17年度決算における主要な施策の成果報告書、こういうのをお配りをさせていただいておりますが、主としてこれに基づきましてご説明をさせていただきます。

認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」まず初めに、概要を申し上げます。

資料の1ページからになります。

平成17年度は合併後2年目の年で、合併直後の混乱をようやく抜け出し、西予市として本格的に歩み始めた年であります。市の財政は国の三位一体の改革などの影響を受け、交付税や国、県の補助金の減少、さらには不況などによる市税の横ばい状態により、収入全体は合併前に想定していた以上に減少をして、厳しい財政運営を迫られています。そのような中で、市政における経常的な事務経費の削減に努めながら、合併時に各地域からの要望のあった事業のうち、緊急度の高い事業は着実に進め、合併後に地域間で調整や見直しのできる事業などは、それをを行うことでめり張りをつけながら隅々まで目配りのきいた行政サービスに努めてきたところでございます。今後は、国、地方を通じた財政健全化がさらに進められ、西予市においても、今まで以上に厳しい財政状況が予想されることから、積極的な行政改革推進が必要となってきます。そのためには、平成17年10月に策定した集中改革プランの着実な実施が必要となります。平成17年度においては、特に今後できるだけ早く行政評価システムが構築できるよう、その準備に努めました。平成20年度にはすべての施策評価や事務事業評価を行い、平成21年度にはその結果をすべて予算に反映させることができるように計画をしております。そのほか補助金全般の見直しにより約1億円を削減して、公平で適正な歳出に努めました。今後とも行政改革大綱に基づいて定期的な検証を行いながら改革を積極的に進めて、夢のあるまちづくり、隅々まで

行き渡る行政、行政の情報を市民と共有するを3つの視点に掲げ、市民の立場で行動できる職員の育成を図り、知恵と工夫を引き出し、市民のための市民によるまちづくりを目指します。

今回、平成17年度の決算における主要な施策の成果を説明する書類の作成に当たっては、この行政評価システムが完全に構築できていないため、昨年度の報告書と同様なまとめ方になっております。

それでは、平成17年度一般会計の決算の状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についてもご説明申し上げます。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明をいたします。

資料は16ページからになります。

平成17年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額275億5,082万6,000円、歳出決算額は267億6,327万5,000円、歳入歳出差し引き額は7億8,755万1,000円となり、繰り越すべき財源5,570万円を差し引きますと、実質収支は7億3,185万1,000円となります。これを前年度の決算規模と比較をいたしますと、歳入で減の14億1,130万1,000円、歳出では13億4,704万8,000円の減、実質収支では5,128万1,000円の増となっておりますが、前年度の決算額には過年度分の未収・未払金が入っているため、それを除きますと、資料の15ページにありますように、歳入では19億6,082万4,000円、歳出では13億3,230万9,000円の増となっております。

次に、歳入の決算の概要について説明をいたします。

平成17年度の歳入決算額は、先ほども言いましたように275億5,082万6,000円で、前年度の289億6,212万7,000円と比較して、減の14億1,130万1,000円、4.9%の減となっておりますが、平成16年度の決算額から過年度分の打ち切り決算による収入を除けば19億6,082万4,000円の増となっております。その主な要因としては、魚成小学校、健康保養施設、農産物加工場などの建設に伴います地方債の借り入れ、国庫補助金、財政調整基金繰入金等の増によるものでございます。

また、市税は全体の約1割の28億7,236万2,000円で、収入のほとんどを地方交付税や地方債に依存しているため、今後は国や地方が一体となって取り組む財政への健全化や西予市の財政状況を考えると、予算規模は縮小をせざるを得ない、そのような状況でございます。歳入全体を自主財政と依存財源に分けると、自主財源は60億5,968万3,000円と、歳入全体の22%しかなく、依存財源が214億9,114万3,000円で、78%を占めています。そのうち特に地方交付税が41%、地方債が16%を占めております。

次に、地方交付税の状況について説明をいたします。

資料は18ページになります。

普通交付税につきましては、全国総額ベースで0.1%、全国市町村平均で1.2%、愛媛県内市町村平均で3.8%の増という状況の中で、西予市においては、合併特例分加算額1億1,763万円や三位一体の改革による補助金の一般財源化等に伴う高齢者保健福祉費の増1億4,406万円、公債費における過疎対策事業債、臨時財政対策債等の償還増額3,233万6,000円などの増によりまして、平成17年度の決算額は101億5,954万4,000円で、前年度の決算額99億8,649万円と比較し、1億7,305万4,000円、1.7%の増加となりました。

また、特別交付税においては、全国総額ベースでマイナスの6.4%、県内市町村平均でマイナスの9.9%となりましたが、合併関係市町村や災害復旧費関連などに集中的に配分となったため、西予市においては、昨年度に比べ1億2,220万3,000円の減額とはなりましたが、12億4,729万3,000円を確保することができました。

しかしながら、今後も交付税改革は進められ、交付税の削減が予想されることと合併以外による算定がえが約18億円あるため、これに相当する額が合併の11年後から5年間に段階的に減額になるなど、今後は非常に厳しい財政状況が続くと予想されます。

次に、財政力指数の状況についてご説明をいたします。

資料は19ページでございます。

平成17年度の財政力指数は0.266で、昨年度より0.015ポイント上昇をいたしております。これは交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の各3カ年の平均数値でございますが、将来的には数値が上昇することが予想されますが、財政力が強くなるのではなく、基準財政収入額、分子は余り変化しないものの、基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果として分母が小さくなり、指数が大きくなることが予想されるわけでございます。

次に、市債の状況について説明をいたします。

市債の発行においては、不足財源の補てんとし健全財政を維持できる範囲内で、財政上有利な借入金を必要最小限借り入れをすることとしておりますが、平成17年度の決算額は42億9,030万円となり、前年度の決算合計40億614万円と比較し、2億8,420万円、7.1%の増となり、平成17年度末における地方債残高は334億2,775万1,000円となりまして、昨年度より12億9,210万6,000円増加となりました。

次に、公債費率、起債制限比率の状況について説明をいたします。

資料は20ページでございます。

平成17年度の公債費比率は12.3、起債制限比率は9.9と昨年度と変わっておりませんが、今後の推計ではかなりの上昇が見込まれるため、計画的な地方債の発行が必要です。総務省が今年度から導入をいたしました新指標の西予市における実質公債費比率は13.9となっております。

続きまして、歳出の概要についてご説明をいたします。

資料は21ページからになります。

平成17年度の歳出決算額は267億6,327万5,000円で、前年度の281億1,032万3,000円と比較し、13億4,704万8,000円、4.8%の減となっておりますが、平成16年度の決算額から過年度分の打ち切り決算額による歳出を除けば13億3,230万9,000円、5.2%の増加となっております。その主な要因は、建設計画に基づく普通建設事業費、魚成小学校、健康保養施設、農産物加工場等が考えられますが、普通建設事業費や上水道事業の高度浄水施設整備事業の事業実施による出

資金、そのほか災害復旧費などが増加したことによるものでございます。

性質別決算では、普通建設事業費が61億9,052万9,000円、23.1%、人件費が50億8,036万3,000円、19.0%、物件費が37億5,884万7,000円、14.1%、公債費が35億5,952万2,000円、13.3%で、これらの合計が歳出の約7割を占めています。義務的経費の合計は107億3,911万8,000円となっております。そのほか補助費が昨年度に比べ大きく減少していますのは、前年度に合併前の打ち切り決算に係る一時借入金の返済が12億5,016万1,000円あったことが大きな要因となっております。

目的別に見てみますと、民生費が54億8,828万3,000円、20.5%、農林水産業費が43億3,208万6,000円、16.2%、公債費が35億5,902万2,000円、13.3%、衛生費28億1,974万1,000円、10.5%で、これらの合計が歳出の約6割を占めております。特に衛生費については、ごみ処理費の増加により、前年度より3億4,719万1,000円、14.0%の増となっております。そのほか災害復旧費においても4億2,722万円、65.5%増となっておりますが、これについては、平成16年度の災害の多くが事業認定が年度末となり、その多くが繰越明許費となって、平成17年度に決算されたことによるものでございます。

以上、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の2ページから11ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、主要な部分のみのご説明を申し上げますが、詳細な点につきましては、各常任委員会等において各担当部課長から説明をいたさせます。

引き続きまして、特別会計の決算についてご説明をいたします。

特別会計全体の歳入決算額は201億6,316万1,000円、歳出決算額198億721万1,000円で、歳入歳出差し引き額は3億5,595万円となり、繰り越すべき財源4,846万6,000円を差し引いた実質収支は3億748万4,000円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明をさせていただきます。

す。

この報告書は429ページからになります。

認定第2号「平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算認定について」429ページですが、授産場特別会計は、歳入総額が2,106万7,000円で、前年度と比較いたしまして26万5,000円の増、歳出決算額は2,106万3,000円で、前年度と比較いたしまして26万1,000円の増、歳入歳出それぞれ1.3%増となりました。歳入歳出差し引きである形式収支は4,000円となり、実質収支も4,000円の黒字額を計上をいたしております。

認定第3号「平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」433ページになりますが、住宅新築資金等貸付特別会計は、歳入総額が2,887万円、前年度と比較いたしまして779万円、21.3%の減、歳出総額は2,726万5,000円で、前年度と比較いたしまして661万円、19.5%の減となっております。歳入歳出差し引き額である形式収支は160万5,000円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も160万5,000円の黒字となっておりますが、一般会計から1,067万5,000円を繰り入れておりますし、貸付金の滞納額は7,043万7,000円あります。これら解消に意欲的に取り組むべきであると、このように考えております。

認定第4号「平成17年度育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は435ページになります。

当会計の平成17年度の決算額は、歳入6,818万8,000円、歳出6,617万5,000円となり、差し引き201万3,000円が18年度へ繰り越すべき財源となります。17年度の貸付者は継続が118名、新規62名、貸付総額6,594万円、それに対しまして償還者は389名で、償還総額は6,572万円となっております。

続きまして、認定第5号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」資料437ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が51億9,599万2,000円、歳出総額は50億9,468万7,000円となりまし

て、歳入歳出差し引き額である形式収支は1億130万5,000円となっておりますが、歳入総額から前年度繰越金を除いた17年度の単年度収支は1,040万円の赤字となっております。今後も健全な財政確保のための保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により医療費の適正化に努めていきます。

次に、診療所施設勘定について、診療所別に説明をいたします。

資料は442ページからになります。

依津診療所施設勘定は、歳入総額が9,838万2,000円、歳出総額は9,834万9,000円となりまして、形式収支は3万3,000円となっております。

狩江診療所施設勘定は、歳入総額は7,951万7,000円、歳出総額は7,947万円となりまして、形式収支は4万7,000円の黒字となっております。

次に、高山診療所施設勘定は、歳入総額は8,321万1,000円、歳出総額は8,315万3,000円でございます。形式収支は5万8,000円の黒でございます。

田之浜診療所施設勘定は、歳入総額は1,927万4,000円、歳出総額は1,919万2,000円となりまして、形式収支額は8万2,000円の黒字でございます。

次に、坂石診療所施設勘定は、歳入総額は320万1,000円、歳出総額は316万4,000円となりまして、形式収支は3万7,000円でございます。

惣川診療所施設勘定は、歳入総額は1,318万5,000円、歳出総額は1,315万7,000円でございます。形式収支額は2万8,000円でございます。

土居診療所施設勘定は、歳入総額が1億3,420万2,000円、歳出総額は1億3,417万4,000円となりまして、形式収支は2万8,000円の黒字でございます。

杉之瀬診療所施設勘定は、歳入総額1,467万円に対しまして歳出総額は1,458万6,000円でございます。形式収支は8万4,000円でございます。

遊子川診療所施設勘定は、歳入総額が543万6,000円、歳出総額は542万9,000円でございます。形式収支は7,000円の黒で

ございます。

二及診療所施設勘定は、歳入総額が4,888万6,000円、歳出総額は4,619万2,000円でございます。形式収支は269万4,000円の黒字でございます。

次に、周末診療所施設勘定は、歳入総額が4,861万1,000円、歳出総額が4,427万2,000円でございます。歳入歳出差し引きの形式収支は433万9,000円の黒字でございます。

以上、11の診療所を合計いたしますと、歳入総額が5億4,857万5,000円、歳出総額が5億4,113万8,000円となりまして、歳入歳出差し引きでは743万7,000円の黒字となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金、前年度繰越金を除きました実質収支は1億2,022万4,000円の赤字となっております。今後も赤字経営からの脱却を図るため、医師の兼任管理体制の見直しや医薬材料等の一括購入による経費削減に努め、今後とも地域に欠かせない診療所づくりに努めていかなければならないと考えます。

認定第6号「平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」456ページになります。

まず、歳入につきましては、総額で68億5,841万5,000円となりました。明細につきましては、医療の費用に対する公費の負担割合が段階的に引き上げられているため、前年度と比べ支払基金交付金が38億8,281万7,000円と減少したものの、公費であります国庫支出金が19億2,698万4,000円、県支出金が4億8,174万3,000円、市の負担分である繰入金が5億5,477万8,000円と県支出金を除きまして増額をいたしました。それ以外に繰越金が13万5,000円、その他の収入が1,195万8,000円となりました。

次に、歳出につきましては、総額で68億5,835万9,000円となりましたが、その明細につきましては、医療諸費が総額で67億6,987万円と、歳出全体の98.7%を占め、歳出のほとんどが医療費に充当するものとなっております。それ以外には総務費が4,298万8,000円、その他の支出が4,550万1,000円となっております。歳入歳出差し引きの形式収

支は5万6,000円の黒字となり、実質収支も同額でございます。

続きまして、認定第7号「平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は460ページでございます。

まず、介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額は39億8,689万7,000円、歳出総額は38億9,427万2,000円となりまして、歳入歳出差し引きの形式収支は9,262万5,000円となっております。今後も保険料の収納率のアップと介護サービス事業所の指導に努め、給付費の適正化を図ってまいります。

次に、介護サービス勘定について、事業所別にご説明をいたします。

資料は464ページからになります。

明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入総額は3億3,198万9,000円、歳出総額は3億1,232万7,000円となりまして、形式収支は1,966万2,000円となっております。

明浜居宅介護支援勘定、475ページですが、歳入総額は2,018万2,000円、歳出総額は2,018万2,000円となりまして、形式収支は0でございます。

明浜デイサービス勘定、477ページ、歳入総額は3,399万1,000円、歳出総額は2,970万2,000円となりまして、歳入歳出差し引き額であります形式収支は428万9,000円となっております。

城川居宅介護支援勘定、482ページ、歳入総額は2,236万8,000円、歳出総額が2,236万8,000円、同額でございます。形式収支は0円でございます。

三瓶介護サービス勘定、484ページでございますが、につきましては、今年4月より管理委託をされましたので、3月31日までの打ち切り決算としておりますが、歳入総額は4,313万円、歳出総額は3,720万4,000円となりまして、差し引き額の形式収支は592万6,000円となっております。

5つの事業所のうち明浜特別養護老人ホーム、明浜デイサービス、三瓶介護サービスは黒字経営となっております。今後も質の高いサービスが提供できるよう職員の研修に努めてまいります。

また、明浜・城川居宅介護支援事業におきまし

ては、赤字経営となっておりますが、旧町内に介護保険制度のかなめとなる利用者に適切なサービスを提供する介護サービス計画の作成事業者の参入が少ないため、旧町直営で事業展開し、有資格者の職員を配置した経緯もあります。歳入不足のため2事業所合計で1,278万1,000円一般会計から繰り入れをしております。主に歳出は人件費に係るもので、サービス収入の不足額を補てんするものであります。

認定第8号「平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」487ページになります。

港湾整備事業特別会計は、昭和63年3月に三瓶港港湾整備事業債として1,500万円を借りました元利償還金に係るもので、償還期限は平成20年3月となっております。

歳入総額、歳出総額とも132万円で、歳入歳出いずれも前年度と同額であり、形式収支、実質収支とも0円でございます。

続きまして、認定第9号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」でございますが、資料は491ページでございます。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額は2億9,561万8,000円で、主な収入といたしましては、水道料金収入1億2,021万6,000円、国庫補助金1,783万4,000円、繰入金8,755万9,000円、市債2,970万円などがございます。歳出総額は2億6,110万1,000円で、主な支出といたしましては、白髭地区用水施設整備事業の3,483万4,000円、その他工事請負費1,336万6,000円などであり、このほかの支出につきましては、経常経費でございます。

平成17年度の歳入歳出において翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3,402万2,000円の黒字でございます。

続きまして、認定第10号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。497ページでございます。

西予市農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が9億558万2,000円、前年度と比較をいたしまして2億8,706万円、24.1%の減でございます。歳出総額は8億8,727万6,000円で、前年度と比較をいたしまして2億

9,309万3,000円、24.8%の減となりまして、歳入歳出差し引きをいたしますと1,830万6,000円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても同額でございます。

本事業につきましては、現在西予市内において8地区が全面供用開始しており、総排水区域面積275ヘクタール、総排水人口4,110人、年間総処理水45万2,474トンでございます。そのような規模で汚水処理を行っております。

また、平成21年度に多田地区、平成22年度に明間地区において全面供用開始を目標に工事を進めておるところでございます。

平成17年度の施工内容は、石城地区におきまして、管路延長1,389.5メートル、ポンプ場4カ所、処理場1カ所の工事を行い、平成18年8月に新たに全面供用開始をしております。多田地区におきましては、管路延長4,299メートルの工事を行っており、進捗率は15%となっております。

最後になりますが、認定第11号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」でございます。508ページになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額は18億97万7,000円で、前年度と比較をいたしまして2億298万5,000円、12.7%の増、歳出総額は17億3,277万2,000円で、前年度と比較をいたしまして1億8,689万3,000円、12.1%の増となりまして、差し引き形式収支は6,820万5,000円の黒字でございます。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても2,023万4,000円の黒字額を計上をいたしております。

事業内容につきましては、宇和処理区において、一時認可区域供用開始に向けての施設整備により面整備率が48%に上がり、平成16年度末に一時認可区域の供用を廃止した野村処理区においては、拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、大変大まかな説明になりましたけれども、細部につきましては、各常任委員会等で十分に審議をいただきまして、平成17年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について認定をいただきますようお願いを申し上げます説明といたします。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 認定第12号「平成17年度西予市上水道事業会計決算認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料につきましては、公営企業会計決算書の1ページからでございます。

西予市の上水道事業の決算は、宇和、明浜、野村、三瓶の各水道事業の連結決算となっております。

まず、業務量であります。年間総配水量は各4事業合計で439万4,000トン、有収水量は357万6,000トンとなりました。

次に、収益的収支についてご説明いたします。

営業収益は6億686万1,000円で、うち給水収益は5億9,917万3,000円となっております。営業外収益は2,553万6,000円あります。

続きまして、収益的費用でございますが、営業費用は4億6,805万1,000円あります。このうち1億6,211万8,000円は減価償却費、資産減耗費であります。

また、営業外費用8,043万8,000円のうち7,963万5,000円を企業債の支払い利息として支出しております。

次に、資本的収支についてご説明いたします。

資本的収入につきましては、7億4,177万7,000円となっております。その主なものは企業債が3億5,600万円、補助金1億6,342万5,000円あります。

続きまして、資本的支出につきましては8億9,952万2,000円で、そのうち建設改良費として8億43万9,000円を支出しております。建設改良の主なものは、宇和上水道第4次拡張事業、明石地区での上水道の建設工事であります。資本的収入額が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額により補てんをいたしました。

以上により、平成17年度の経常利益は8,390万9,000円となりましたが、不納欠損額37万3,000円を計上したため、純利益は8,353万6,000円となりました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 認定第13号「平成17年度西予市病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算の84ページをお願いいたします。

この表は宇和病院と野村病院の決算について合算した報告書で、消費税を含む額でございます。

1、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款病院事業収益の決算額は35億6,353万3,209円となりました。前年度と比較して2%ほど減収となっております。

支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は34億5,073万5,360円でございます。主なものは人件費、材料費、経費などの医業費用でございます。あらゆる面で抑制に努めてまいりました結果、前年度比で1%程度の費用の減少をいたしております。

次に、2の資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入は1億5,977万7,480円ございまして、企業債、建設改良に伴う一般会計繰入金でございます。

資本的支出でございますが、第1項建設改良費につきましては、宇和病院では長年使用したCTを最新の高性能なものなどに医療機器の更新などを行ったものです。野村病院につきましては、院内の電子情報化を推進するオーダーリングシステムと医療機器の更新を内容としたものです。

第2項は企業債償還金であります。決算額は2億8,821万5,099円でございます。これにより資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,843万7,619円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、86ページから89ページについてありますが、これはただいま申し上げました内容を宇和病院と野村病院にそれぞれ区分したものでございます。

90ページをお願いいたします。

損益計算書ございまして、表の下から3行目にありますように、宇和病院、野村病院ともに純利益を計上することができました。

なお、損益計算書や両病院の収益費用明細書などの金額は、消費税を除いた金額を掲載するようになっておりますので、ご留意をいただきたいと思います。

病院事業につきましては、前年度に引き続き黒字決算となりましたが、医局などへの医師の引き上げが始まり、医師不足の状況も一層深刻であり、医療を取り巻く環境はますます厳しい状況であります。今後におきましても、地域の中核病院として、住民が安心して生活できるよう地域に密着した医療に努め、よりよい病院を目指してまいりたいと思います。

以上、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計の決算認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

我が国は本格的な超高齢化社会を迎え、国においても高齢化に対する種々の保健福祉施策を講じておるところでございます。平成17年10月の介護保険法の改正に伴い、要介護認定者の増加に歯どめをかけ給付費抑制の施策を講じてきております。

つくし苑におきましては、10月の法改正によりまして運営も大変厳しい状況の中、介護老人保健施設として要支援者、要介護者の施設サービスに努めてまいりました。

平成17年度の運営実績につきましては、延べ入所者2万7,110名で1日平均入所者数は74名で、入所率93%であります。通所者は定員25名に対し1日平均19.4名でありまして、通所率78%になっておるところでございます。年度当初目標といたしておりました入所者1日平均77名、入所率96%には達成できませんでした。今後一層の経営努力を続けてまいります。

次に、決算状況であります。収益的収入では3億9,449万7,000円、支出では4億57万3,000円となり、差し引き当年度純損失額707万6,000円となりました。

次に、資本的収支であります。資本的収入はございません。支出金額は企業債償還金等2,823万3,000円であります。不足額2,823万円は過年度損失勘定留保資金で補てんいたします。

以上の状況であります。今後とも関係機関と密接な連携強化を図りながら、入所者、通所者の確保に努め、介護老人保健施設としてのサービスの向上に努めるとともに、健全な運営に精励する

所存でございます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。2時50分に再開いたします。(休憩 午後2時36分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

池畠監査委員。

池畠監査委員 それでは、決算審査意見についてご報告いたします。

去る6月29日、西予市長三好幹二氏より、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項により平成17年度一般会計、特別会計決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により西予市企業会計の決算について審査に付されましたので、監査委員はこれらの決算につきまして慎重に審査した結果を以下のとおりご報告いたします。

3ページ、お開きください。一般会計、3ページでございます。

平成17年度西予市各会計決算審査意見書。

第1、審査の対象。平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算、平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算外11会計。

第2、審査の期間。平成18年8月1日から平成18年8月25日まで。

第3、審査の方法。審査に当たっては、市長から提出された一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類を照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否または遺漏がないかについて審査した。

第4、審査の結果。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書及び実質収支に関する調書の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、まだまだ合併による混乱が一部あるが、適正に行われていると認められた。なお、各会計の決算審査の状況及び意見は次のとおりである。なお、以下の計数につきましては、収入役の決算報告と数字が重複しますので、省略させていただきたいと思います。

26ページをお開きください。

第6、結びでございます。合併後2年を迎えた決算であるが、審査の結果は一般会計、特別会計ともにその目的に沿って執行されており、もって住民の福祉の向上に努められている。年ごとに厳しくなっていく財政状況のもとで限られた財源を効率的に活用して、投資的経費については、前年度とほぼ同水準で事業を執行し、その他の経費については、補助金を中心として大幅な削減に努め、健全財政堅持を目指して合理的かつ能率的な予算執行が認められた。

当年度一般会計歳入決算額は、前年度繰越額を含めて275億5,082万6,000円で、前年度決算額比14億1,130万1,000円、4.9%の減、当年度歳出決算額は267億6,327万5,000円で、前年度比13億4,704万8,000円、4.8%と減少しており、財政運営の効率化、省力化の努力がうかがわれる。しかし、日本経済の動向は企業活動がやや回復基調となり、雇用は上昇傾向を示し国民の消費の動向もやや拡大してきていると評価されているが、国の財政状況は予断を許さないものがある。三位一体の改革は、予想以上に地方交付税の削減となり、財政悪化を招き、補助金の削減は自治体の裁量権向上に結びつかないと全国の自治体では評価しないとの意見も多く聞かれている。

以上のように、現状でも厳しい財政状況が続いているが、今後はさらに新型交付税の導入、実質公債費比率の採用、再生型破綻法制の導入の議論がされており、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増していくものと思われる。ちなみに17年度財政指数状況を見ると、財政力指数は0.27、前年度比で0.02ポイント増、ほか実質収支比率で5.1は0.2ポイント、公債負担比率は18.7は1.3ポイント、経常収支比率に至っては6.7ポイントと大幅に悪化しており、経常一般財源の弾力性が硬直化に向かっているものでございます。

また、実質収支比率5.1%は指標を上回っており、これを改善するためには、予算の不用額を最終予算で減額するよう留意していただきたい。

今後の課題としましては、行財政効率の見地から、早期に現在の総合支所方式を本庁方式に改め、組織改革による職員定数の見直し、特に人件費、物件費の削減等を進めて合理化、効率化を推進し、さらに住民負担の公平性確保、また悪化し

ていく財政立て直しのためにも累増していく普通税、国保税、介護保険料、保育料、住宅使用料等の収納率向上のために一層積極的に取り組んでいただきたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額2,887万円、歳出総額2,726万5,000円で、収支差引き額は106万5,000円と黒字となっているが、実質は貸付金の元利償還金の滞納金額は48件、7,043万7,000円生じている。決算に際して不足金額は赤字決算として翌年度繰上充用金を充当して対応することが必要であるというふうに考えております。

なお、未収金の徴収のつきましては、特段の努力をお願いしたい。

国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、歳入総額51億9,599万2,000円で、前年度比1億8,808万2,000円の3.5%減、歳出総額50億9,468万7,000円で、前年度比1億7,768万2,000円の3.4%の減、差し引き額は1億130万5,000円で、前年度比1,040万円の9.3%減となっている。前年度比決算は減少してきているが、これは被保険者数が263人減及び前年度は合併による事務処理上、保険給付費を通常年度より1カ月余分に支払っていたものである。不納決算額は17年度992万1,000円で、前年度比142万6,000円の増、収入未済額は1億4,965万3,000円で、前年度比956万1,000円の増となっている。国保税の滞納金額は年ごとに増加傾向にあり、一層の徴収努力を望むものである。

国民健康保険特別会計施設勘定は、診療所11カ所を要して、地域住民に密着した地域医療を実施して成果を上げているが、17年度歳入総額は5億4,857万6,000円で、前年度比1億4,794万2,000円の減、歳出総額は5億4,113万9,000円で、前年度比1億4,824万円の減となり、一般会計繰出金は、17年度1億2,060万7,000円で、前年度比3,255万8,000円と大幅に減少している。原因の主なのは、土居診療所の入院施設の廃止によるものである。診療所の改革が漸次進んでおり、業務の効率性、有効性を求めて今後一層の経営改善について努力されたい。

老人保健特別会計外の特別会計については、予

算の目的に沿って執行されて、それぞれの行政目的を果たしていると認めた。

職員の異動については、対象人物の前歴、生活環境及び資質等をよく検討し、関係上司の意見等も聴取して適材適所の人事異動を行っていただきたい。

また、市職員としての自覚とやる気、市民への奉仕者としての責任感と何事にも積極的に取り組む姿勢を示すよう心から期待するものである。

財産に関する調書について、特に普通財産の遊休の土地、建物については、地域社会発展のため有効活用についてよく検討をされたい。

一般会計、特別会計については、以上でございます。

企業会計でございます。

2ページをお開きください。

平成17年度西予市公営企業会計決算審査意見書。

1、審査の対象。平成17年度西予市上水道事業会計決算、西予市病院事業会計決算、西予市野村介護老人保健施設事業会計決算でございます。

2、審査の期間。平成18年7月3日から平成18年7月26日まで。

3、審査の方法。審査に当たっては、市長から提出された公営企業3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づき作成されているか、これらの計数の計算、経営成績または財政状態が適正に表示されているかについて、関係諸帳簿により審査した。

また、当該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているかどうかの主眼を置いて行った。

4、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿と照合審査の結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示されていると認められた。

以下、計数につきましては、決算の数値と重複しますので、省略させていただきます。

21ページでございます。

結びでございます。平成17年度西予市上水道事業会計の決算審査の概要は以下のとおりである。

平成17年度業務実績は、総配水量439万4,007立米であり、対前年度比2,479立米、0.1%減、総有収水量357万6,533立米、対前年度比1万1,480立米、0.3%減、有収率は81.4%は、対前年度比0.2%減少している。貴重な水資源がむだにならないよう有収率の向上に一層努められたい。

当年度湧水対策事業は、宇和市営プール専用井戸設置により最大日量90立米、下川る過池へのバックアップ工事により日量約50立米、明石井戸ポンプ設置及び仮設配管工事により日量500立米、計日量640立米の水量を確保しており、市民生活安定に大きく貢献している。

西予市水道事業は、総収益6億3,239万8,000円、対前年度比938万4,000円、1.5%減、総費用5億4,886万2,000円、対前年度比1,479万5,000円、2.6%減となっている。当年度純利益は8,353万7,000円、対前年度比541万3,000円、6.9%増加となり、前年度繰越利益剰余金4億9,187万9,000円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は5億7,541万6,000円となっている。

当年度における主な事業は、宇和上水道事業で第4次拡張工事6件6億230万9,000円、下水道工事等に伴う配水管布設工事等7件2,365万3,000円、明浜上水道事業で送水ポンプ分解修理工事等3件281万2,000円、野村上水道事業で第2浄水場施設整備工事等9件9,848万円、三瓶上水道事業で垣生地地区配水管布設替え工事等4件873万3,000円を執行して、市内の上水道施設の拡張、配水管布設替え工事等を行い、市民の衛生環境の向上に努めている。

水道事業を取り巻く環境は、人口の減少等により、宇和町中心部以外においては、給水人口は毎年減少が続いている。今後とも明浜町、三瓶町においては、水道使用料は減収が続くものと思われるが、宇和町、野村町においては、公共下水道事業の完成に伴い水道使用量が大幅に増加するため、水資源確保については十分に検討を続けられたい。湧水対策については、平成17年度宇和町では新しい施策により一定の成果を上げているが、市民に対して安全、低廉で良質な水の提供について一層の努力を願いたい。

水道料金の未収については、平成17年度は1,717万7,000円で、対前年度比124万5,000円、6.8%減となっており、成果が上がっている。

しかし、未収金対策については、平成15年10月最高裁判所の判決において、不納決算処理期間がこれまでの5年から民法第173条第1項が定める2年の短期消滅時効が適用されるとした判決が示されたものであり、水道料金の未収金はより迅速に処理して、不納欠損処分についても十分研究して対処され、収納率向上に努力するよう期待するものである。

なお、平成17年度決算については、平成16年度決算の際の剰余金処分計算書案に建設改良積立金1億5,509万4,392円(宇和上水道分)を計上漏れ処理していたため、平成17年度決算において修正して決算を行ったものが確認されたものであります。

次、病院事業会計でございます。

44ページをお開きください。

平成17年度病院事業会計決算審査の概要は、以下のとおりである。

病院事業を取り巻く環境は、引き続き厳しい情勢が続いている。特に平成16年4月より実施された研修医制度は、地方の病院においては、医師確保が大変困難となり、今後の病院経営の前途多難を予測させている。このような環境の中で、平成17年度病院事業は、総患者数23万9,716人で、対前年度比3,060人減少となっている。病院事業収益は、35億5,870万4,000円、対前年度比9,005万6,000円、2.5%減となり、総費用は34億5,194万5,000円で、対前年度比2,717万6,000円、0.8%減となっている。当年度純利益は1億676万円、37.1%、宇和病院3,089万1,000円、野村病院7,586万8,000円と大幅に減少しているが、全国的には自治体病院の60%が赤字経営を続ける中で、宇和病院は連続6年の黒字経営を行っており、野村病院に至っては、平成17年5月地域医療への貢献度及び財政の健全性を評価されて、全国公立病院協議会長表彰を受けている。平成18年5月には、同様趣旨で総務大臣表彰も受けて、病院経営を高く評価されている。

また、野村病院の懸案事項であった院外処方も

平成18年3月より軌道に乗り、一層の経営改善が図られるものと期待するものである。

これからの医療は、さきに述べた研修医制度の導入により、大学の医局制度を崩壊させて、地方の小規模病院の医師確保が困難となり、地方病院の存立そのものが危うくなってきている。今後西予市は病院、診療所を統一し、管理医療行政を根本的に見直し、医薬材料費等の集中購入及び市を挙げての医師確保に努めなければならないと考える。

また、窓口未収入金は483件、1,278万2,000円、宇和病院が222件、625万1,000円、野村病院261件、653万1,000円を生じているが、徴収方法に工夫を凝らし、きめ細かな対策を講じて収納率の向上に一層努力するよう期待するものであります。

次に、老人保健施設事業会計でございます。

59ページをお開きください。

平成17年度野村介護老人保健施設事業会計の決算審査の概要は、以下のとおりである。

老人保健施設つくし苑は、入所定数80名うちショートステイ10名及びデイケア定員25名に併設して在宅介護支援センターからなっている。当年度入所者数は2万7,110人、対前年度比350名、1.3%増、通所者数6,087名、対前年度比283名、4.9%増となっている。また、在宅介護支援センター利用者数3,070名、対前年度比183名、6.3%増、居宅介護支援事業利用者数は421名、対前年度比22名、5.0%減員となっている。

本年度は全体的に利用者数が微増となっているが、総収益は3億9,449万7,000円で、平成5年10月の介護保険制度改正に伴う収入減等により、対前年度比641万3,000円、1.6%減となった。総費用は4億57万3,000円で、対前年度比606万7,000円、1.5%増となっている。

経営面では、純損失が607万6,000円生じている。前年度繰越利益剰余金640万5,000円を差し引くと当年度未処理利益剰余金は32万9,000円と激減している。歳出増の主因は、給与費のうち退職手当組合負担金と法定福利費の増によるものである。

現状で推移すると赤字転落は免れないものと思われ、早急な経営改善が求められている。施設職

員はよく経費節減に努力されているが、今後は民間の施設グループホーム等の進出も考えられ、当施設の入所者、通所者等の確保も困難になると推測され、収益の増は望めそうもないものと思われる。このため今後の課題は、歳出の削減である。特に給与費については、施設の基準職員数に対してかなり多い現員をいかにして基準職員数に近づけるかを検討して、経営改善に一層の努力をお願いしたい。

また、窓口未収金については、現在3件28万3,292円であり、対前年度比では40万7,842円減少しており、努力の後が伺われる。引き続き収納率の向上を図るよう期待するものである。

以上をもちまして平成17年度各会計決算審査意見報告を終わります。

(日程17)

議長 次に、日程第17、報告第6号「有限会社宇和オービーシステムの経営状況について」から報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 報告第6号「有限会社宇和オービーシステムの経営状況について」、報告第7号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第8号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第9号「社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」、報告第10号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第11号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第12号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第13号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第14号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第15号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成して議会に

提出することが義務づけられているため、本議会に11法人の経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長が補足説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、報告第6号「有限会社宇和オービーシステムの経営状況」をご報告申し上げます。

平成17年度における宇和オービーシステムの業務受託契約は、施設管理等を主体に8件、運動公園等の屋外部門5件となり、受益料収益は損益計算書のとおり、建物管理料、公園管理料を合わせて1億3,690万3,000円でありました。損失部門ではほとんどが人件費でありまして、損益計算書の科目(2)の給料賃金から(6)の労働保険料までの5科目で95.8%を占めております。

ご案内のように、当社は営利を求める法人ではありませんが、業務報告書にもありますように、厳しい決算となり、6万7,342円の当期純損失となっております。

以上の営業形態から資産及び負債につきましては、財産目録にあります内容となっております。

なお、行政と当社の会計年度の相違により、委託料収入を未収金あるいは借受金の科目で経理をいたしております。

次いで、貸借対照表であります。出資金480万円の2分の1、240万円は市の出資によるものであります。

詳細につきましては、お配りいたしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上、有限会社宇和オービーシステムの経営状況の報告を終わります。

次に、報告第7号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明させていただきます。

平成17年度財団法人宇和町住宅協会の事業につきましては、みどり団地2期宅地を平成15、16年度に継続して販売いたしました。全53区画のうち平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅部屋用地として9区画、個人へ12区画、平成16年度は3区画、平成17年度は5区画販売し、平成17年度末現在の残区画は24区画となっております。

次に、平成17年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収入で6,533万874

円、諸収入で10万3,958円、繰越金で2,285万6,914円、合わせまして歳入合計8,829万9,612円でございます。

歳出の部では、事業費で231万8,049円、総務費で2,528万1,816円、合わせまして歳出合計2,759万9,865円でございます。差し引き繰越金といたしまして6,069万9,747円であります。

財団法人宇和町住宅協会としては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めていますが、今後は前年度に引き続き、みどり団地2期の販売を促進するのみとなっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上で財団法人宇和町住宅協会の経営状況の説明を終わります。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 それでは、報告第8号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明させていただきます。

平成17年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地売却については、三瓶町いぶき団地3区画を2,112万380円で売却いたしました。団地用地取得については、宇和町さくら団地用地2筆19.73平米を13万5,893円で、公有用地取得については、宇和保育園増設用地、永長東池水利権消滅補償、市道岩城地区209号線道路用地、市道津布理330号線道路用地を合計2億549万435円で取得いたしました。

公社におきましては、完成土地については、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残14区画の販売促進を、開発中土地については、城川町高野子団地の造成工事を、宇和町さくら団地の開発許可手続を進めております。

次に、平成17年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益で4,488万496円、事業外収益で872万147円、特別収益で13万7,000円、その他繰越金、事業借入金合わせまして歳入合計3億2,798万9,061円でございます。

歳出の部では、事業費用で2億4,359万6,028円、販売費及び一般管理費で1,466万8,939円、事業外費用で200万8,6

53円、特別損失で32万6,785円、事業借入金の元金償還で817万円、合わせまして歳出合計2億6,877万405円でございます。差し引き繰越金といたしまして5,921万8,656円であります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上で西予市土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 報告第9号「平成17年度社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」ご説明いたします。

宇和町社会福祉施設協会は、昭和47年2月29日に設立された社会福祉法人でありまして、運営している事業は、身体障害者デイサービスセンターと介護デイサービスセンターを兼ねた遊の里デイサービスセンター、知的障害者更生施設希望の森と松葉学園、保育所7施設、特別養護老人ホーム松葉寮、在宅介護支援センターあんしんの家などがございます。

西予市からの財政支出といたしましては、補助金は平成17年度決算で2,604万5,000円であります。また、委託している事業は、17年度決算で7事業、1億444万9,000円となっております。合計いたしますと1億3,049万4,000円でございます。

なお、実績報告書及び決算書につきましては、一般会計が9区分、特別会計が1区分ありますので、後でお目通しをお願いしたいと思います。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 報告第10号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」お手元の資料に基づき、平成17年度財団法人宇和文化会館収支決算書の4ページから6ページに示しております支出の部から説明をいたします。

まず、4ページからなんですが、管理費の人件費決算額が2,416万4,223円、不用額の10万5,862円は主に職員手当であります。

次に、事務費であります。決算額が854万3,376円で、不用額0であります。

次に、特定預金支出は、退職給与引当預金であ

りまして、決算額103万874円、不用額が1,226円。

次に、会館管理費は会館の保守管理委託料が主なものでありますが、決算額が1,250万8,962円、不用額が4万3,338円となっております。

6ページの芸術文化事業費では、決算額が4,065万2,737円、不用額が4万7,263円となっております。

予備費につきましては、支出がありません。

支出合計の決算額が8,690万172円であります。

次に、3ページの収入の部では、基本財産利息収入、文化会館管理運営受託料収入及び管理運営補助金、自主事業を行うための芸術文化事業補助金、自主事業による芸術文化事業収入、利息及び雑収入の収入合計が8,070万5,639円となり、これに前期繰越額を合計した収支合計決算額8,742万7,756円となっております。収入合計額8,742万7,756円から支出合計額8,690万172円を差し引いた額の52万7,584円が次期繰越収支差額となっております。

なお、7ページから8ページにあります正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、9ページから10ページにあります関係資料等はお目通しをいただきたいと思っております。

会館使用料につきましては、施設の所有者が西予市であることから、財団法人の会計に属さない理由で、市の一般会計に970万1,610円が歳入として処理されています。

以上、報告とさせていただきます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 報告第11号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明をいたします。

本地域振興センターは、設立目的である特産品の加工製造、販売、施設の管理、地域資源の掘り起こしを目標に取り組んでまいりました。

平成17年度の収支でございますが、市からの委託料2,683万5,000円を含み売上高1億2,675万8,982円で、前年の86.2%に減少しましたが、当期末の処分利益は逆にふえ、543万7,928円となりました。人件費の削減、不良在庫の処分などの努力により財務

体質は改善されつつあります。

なお、18年度につきましては、キャスルランド深山を経営から切り離しましたので、農業公園ほわいとファーム事業を中核として乳製品の販売、営業活動強化、イベントなどの企画による集客、各種団体などとの連携による施設の活用などを積極的に推進し、魅力ある施設づくりを目指すとともに、より一層の経営改善を図ってまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

次に、報告第12号でございます。「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明をいたします。

設立目的である森林の保全につきましては、今日国全体としての取り組み推進が図られているところでありますが、エフシーとしましても、その使命を果たすべくより一層の努力を行っているところでございます。

平成17年度の収支につきましては、売上高1億4,812万5,725円で、当期末の処分利益が637万4,093円となっております。収入には市からの委託料として、新規林業就労者育成が957万3,000円と基盤整備用機械の運営が2,320万4,000円含まれております。ただし基盤整備用機械運営業務に付随して機械使用料として1,439万8,750円が市の歳入に計上されておりますので、市の実質収支委託料の支出は1,837万8,250円となります。

17年度は素材生産量実績がわずかではありませんが、計画を下回りました。本年度は素材生産量の大幅増を図るため、簡易作業道路網を使用して森林整備を行い、かつ生産性向上のためグラブプル及びフォワーダを導入し目標達成に向かって事業を推進をいたします。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

次に、報告第13号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明をいたします。

本社は、平成16年2月の設立であり、今回の報告が第2回目となりますが、今期は宝泉坊口ロッジ、農産物加工第2工場、クアテルメ宝泉坊が加わり大きな変革の年となりました。

平成17年度の収支でございますが、1月末決

算では、売上高3億7,533万7,426円で、当期末の処分利益が122万876円になっております。これには市からの管理委託料2,062万5,000円が含まれております。今後はこれまでの積極的な販路開拓の取り組みに加えて、指定管理者制度による宝泉坊ロッジ、健康保養施設クアテルメの新事業を組み合わせ一層の地域貢献、地域高揚を目指してまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

次に、報告第14号でございますが、「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明をいたします。

西予市の特産品の販売拠点として、また地域農林水産業の直売所として積極的な事業の展開を進めてまいりました。

平成17年度の収支でございますが、受取手数料を含む売上高は1億5,579万313円で、当期末の処分利益が2,750万2,720円になりました。どんぶり館については、市の委託料はございません。

なお、持ち込み分も含めた売上高は6億591万8,158円であり、レジ通過者数は51万6,792人と若干減少をいたしました。愛知博や公共下水道配管工事などにより、観光バス客減によるものと分析をいたしております。今後はこれまでの取り組みに加えて、南予地区第一の集客施設として、また西予市の玄関口として、市内の観光、イベント情報の提供を初め南予地域の観光施設及び市内の第三セクターとのネットワークづくりも推進してまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

次に、報告第15号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明をいたします。

シーサイドサンパークは、ふるさと創生館、はま湯、民宿故郷、オートキャンプ場きゃんぱの各事業を通じて地域産品の開発販売、健康増進、観光交流の推進など地域振興に大きな貢献をいたしております。

平成17年度の収支につきましては、売上高2億2,789万5,319円で、当期末の処分利益が62万1,825円です。収入には市からも委託料1,700万円が含まれておりま

す。17年度は創生館加工場の搾汁機を新規導入いたしました効果もあり、主力の無添加ジュースが好調な販売実績を残すことができました。前年対比31.3%の増となっております。今年度は昨年の経営診断のアドバイスを参考に、組織の見直し、人材の育成を行いながら公共貢献の使命とともに健全な運営を目指して一層の努力を行ってまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

最後でございますが、報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明をいたします。

グリーンヒルは西予市産ケールの加工販売を通じて、地域農業の振興と地域雇用の創出を実現いたしております。

平成17年度の収支につきましては、台風被害などの影響もなくおおむね計画どおりの青汁生産が完了し、売上高1億9,603万5,097円で、当期末の処分利益が1,633万6,983円になりました。経営も順調であることから、市からの財政支出はございません。今後は消費者の安全を第一として、総合衛生管理製造過程の承認取得のため、ケール圃場の管理強化を含めたHACCPシステムを導入し、原料の受け入れから製品出荷までの管理体制の確立に向けた取り組みを行う計画でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願いいたします。

以上、報告第11号から報告第16号までの説明といたします。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上で経営状況報告を終わります。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時44分）

議長 再開いたします。（再開 午後3時46分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第171号「西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について」本日の日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 よって、本案を本日の日程に追加し、議

題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第171号「西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

是澤消防長。

是澤消防本部消防長 議案第171号「西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在配備されている西予市消防団遊子川分団第1部のポンプ自動車につきましては、昭和54年に購入、26年を経過し、故障も多く支障を来しているため更新をするものであります。

今回の購入は消防ポンプ自動車一式で、去る9月7日に指名競争入札を行い、小川ポンプ工業株式会社松山営業所所長眞部治夫氏が2,121万円で落札と決定し、備品購入仮契約をいたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第171号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第171号「西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第171号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

た。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日9月20日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時51分

平成18年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |         |            |                      |         |
|---------|------------|----------------------|---------|
| 1.招集年月日 | 平成18年9月20日 | 収 入 役                | 三 好 藤 治 |
| 1.招集の場所 | 西予市議会議場    | 教 育 長                | 二 宮 宇 明 |
| 1.開 議   | 平成18年9月20日 | 総務企画部長               | 森 英 二   |
|         | 午前9時00分    | 建 設 部 長              | 鶴 岡 康 年 |
| 1.散 会   | 平成18年9月20日 | 産 業 部 長              | 小 玉 岩 康 |
|         | 午後3時28分    | 生活福祉部長               | 武 田 勉   |
| 1.出席議員  |            | 教 育 部 長              | 河 野 豊 昭 |
| 1番      | 田 中 剛      | 明浜総合支所長              | 安 藤 芳 夫 |
| 2番      | 松 山 清      | 野村総合支所長              | 三 瀬 通 忠 |
| 3番      | 宇都宮 明 宏    | 城川総合支所長              | 吉 良 孝 一 |
| 4番      | 松 島 義 幸    | 三瓶総合支所長              | 松 本 正 志 |
| 5番      | 元 親 孝 志    | 病院総括事務長              | 上 甲 福 重 |
| 6番      | 嶋 川 武 文    | 消防本部消防長              | 是 澤 孝 次 |
| 7番      | 沖 野 健 三    | 総 務 課 長              | 炭 倉 貞 明 |
| 8番      | 森 川 一 義    | 財 政 課 長              | 清 水 忠 夫 |
| 9番      | 亀 井 秀 男    | 企画調整課長               | 清 水 享 司 |
| 10番     | 名 本 修 三    | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 11番     | 河 野 作 生    | 事 務 局 長              | 九 鬼 則 夫 |
| 12番     | 藤 井 朝 廣    | 議 事 係 長              | 井 上 千 浪 |
| 13番     | 浅 野 泰 義    | 1.議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 14番     | 浅 野 忠 昭    | 1.会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 15番     | 三 好 幸 夫    | 1.会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 16番     | 岡 山 清 秋    |                      |         |
| 17番     | 酒 井 宇 之 吉  |                      |         |
| 18番     | 兵 頭 勇      |                      |         |
| 19番     | 山 本 英 男    |                      |         |
| 20番     | 山 本 昭 義    |                      |         |
| 21番     | 梅 川 光 俊    |                      |         |
| 22番     | 鍵 原 芳 和    |                      |         |
| 23番     | 菊 地 ミヌギ    |                      |         |
| 24番     | 宇都宮 二 朗    |                      |         |
| 25番     | 岡 田 周 三    |                      |         |
| 26番     | 山 本 安 男    |                      |         |
| 27番     | 平 野 武 男    |                      |         |
| 28番     | 大 竹 忠 盛    |                      |         |
| 29番     | 二 宮 元      |                      |         |
| 30番     | 坂 本 隆 重    |                      |         |
| 31番     | 浅 野 豊 重    |                      |         |

1.欠席議員  
なし

1.地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二  
助 役 別 宮 静

議 事 日 程			保健特別会計補正予算 (第2号)
1	一般質問		
2	議案第145号 西予市情報通信関連企業誘致条例制定について	議案第166号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
3	議案第146号 西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について	議案第167号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
4	議案第147号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第168号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
5	議案第150号 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	議案第169号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
6	議案第153号 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第170号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第154号 西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	1 1 認定第 1号	平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第155号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 2号	平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第156号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	議案第157号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について	認定第 4号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第158号 辺地に係る総合整備計画の変更について		
8	議案第159号 市道路線の認定について	認定第 5号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第160号 市道路線の廃止について		
9	議案第161号 平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)	認定第 6号	平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第162号 平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	認定第 7号	平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第163号 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 8号	平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第164号 平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 9号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳
	議案第165号 平成18年度西予市老人		

- 出決算の認定について
- 認定第 10号 平成17年度西予市農業  
集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 11号 平成17年度西予市公共  
下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 12号 平成17年度西予市上水  
道事業会計決算の認定に  
ついて
- 認定第 13号 平成17年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 14号 平成17年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定につ  
いて
- 12 請願第 1号 きれいなまち西予市をみ  
んなでつくる条例制定を  
求める請願について
- 陳情第 5号 大野ヶ原小学校舎新築に  
関する陳情について

本日の会議に付した事件

1	一般質問				保健特別会計補正予算 (第2号)
2	議案第145号	西予市情報通信関連企業 誘致条例制定について	議案第166号		平成18年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第2号)
3	議案第146号	西予市企業誘致条例の全 部を改正する条例制定に ついて	議案第167号		平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第2号)
4	議案第147号	西予市非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例 制定について	議案第168号		平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第2号)
5	議案第150号	西予市軽費老人ホーム条 例の一部を改正する条例 制定について	議案第169号		平成18年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第2号)
6	議案第153号	西予市林道整備事業分担 金徴収条例の一部を改正 する条例制定について	議案第170号		平成18年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 2号)
	議案第154号	西予市漁港管理条例の一 部を改正する条例制定に ついて	1 1 認定第 1号		平成17年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第155号	西予市消防本部及び消防 署の設置等に関する条例 の一部を改正する条例制 定について	認定第 2号		平成17年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第156号	西予市消防団条例の一部 を改正する条例制定につ いて	認定第 3号		平成17年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
7	議案第157号	西予市過疎地域自立促進 計画の変更について	認定第 4号		平成17年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
	議案第158号	辺地に係る総合整備計画 の変更について	認定第 5号		平成17年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
8	議案第159号	市道路線の認定について	認定第 6号		平成17年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第160号	市道路線の廃止について	認定第 7号		平成17年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
9	議案第161号	平成18年度西予市一般 会計補正予算(第3号)	認定第 8号		平成17年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
10	議案第162号	平成18年度西予市授産 場特別会計補正予算(第 1号)	認定第 9号		平成17年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳
	議案第163号	平成18年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第1号)			
	議案第164号	平成18年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第2号)			
	議案第165号	平成18年度西予市老人			

- 出決算の認定について
- 認定第 10号 平成17年度西予市農業  
集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 11号 平成17年度西予市公共  
下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 12号 平成17年度西予市上水  
道事業会計決算の認定に  
ついて
- 認定第 13号 平成17年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 14号 平成17年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定につ  
いて
- 12 請願第 1号 きれいなまち西予市をみ  
んなでつくる条例制定を  
求める請願について
- 陳情第 5号 大野ヶ原小学校舎新築に  
関する陳情について

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、5番元親孝志君。

5番元親孝志君 皆さんおはようございます。心配をいたしておりました大型台風13号もほとんど被害らしい被害をもたらすことなく北上いたしまして、農家の皆さん、大変安心をされたのではないかなというふうに思っております。きょうはそのような中、第3回定例会におきまして、先ほど議長より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております3点につきまして理事者の所見をお伺いしたいと思います。

初めに、伊方原発プルサーマル計画における西予市の危機管理についてお伺いをいたします。

6月定例議会において鬼北町議会が、伊方原発プルサーマル計画に関する意見書を全会一致で可決されました。鬼北町は伊方原発から35キロの距離にあり、片や西予市においては、国が定める原発事故の緊急時対策圏半径10キロ以内にこそないものの20キロ以内に位置し、第2種危険区域にあります。鬼北町が過敏なのか、それとも西予市が悠長なのかはさておき、西予市における伊方原発に対する危機管理はどうなっているのか、改めて議論しておく必要があると思います。

今回問題になっているプルサーマル計画には、私は2つの課題があると思います。1点は、言うまでもなく安全性の問題であります。

既に新聞等で報道されているように、伊方原発は設計上の耐用年数が30年であるのに対して、既に29年が経過していて、しかも伊方原発の下には、日本最大の活断層中央構造線に連なる海底の活断層がほぼ2000年ごとに動いており、現在がその周期に来ていること、またプルサーマル

計画とは、プルトニウムサーマル中性子の計画の略であります。計画のとおりプルトニウムを主燃料といたします。プルトニウムは100万分の1グラムの微粒子を吸い込んだだけで肺がんを誘発するという超危険物質であります。もし伊方原発3号炉で過酷事故が起こった場合、急性死者数は三瓶町で90%、宇和、明浜町で50%の死者が出ると警告をされております。

また、外的要因として、7月5日未明に北朝鮮が日本海に7個のミサイルを発射したことは記憶に新しいところであります。有事の際の安全はどう確保されるのか、安全に対する不安材料は尽きません。

2点目の課題は、原子力発電所が持つ構造的ジレンマであります。

原子力発電は今さら言うまでもなく、ウランを燃料としています。これは木炭のように使用後は灰になって畑にまけるような代物では当然ありません。使用済み核燃料には放射性物質が含まれていて、厳重な貯蔵が必要であります。国内にある55基の原発から排出される使用済み燃料はたまる一方であり、その量は全国で年間900トンと推定されております。各原発が持つ一時保管施設貯蔵プールは既に満杯状態であるとも言われております。その再利用計画が、使用済み核燃料からプルトニウムを抽出してウランと混ぜてつくるMOX燃料であります。MOX燃料も当然使用後は厳重な貯蔵が必要であり、処理方法は今のところ明確にされておられません。絶対量は限りなくふえ続けてまいります。同時に、抽出したプルトニウムは使い切らなければ、核兵器の所有とみなされます。プルサーマル計画は必然的にやらざるを得ない仕組みになっているわけであります。このジレンマから脱却する方法は、今のところ見当たりません。このような中で西予市としての危機管理を今後どうするかであります。

1点として、プルサーマル計画は伊方だけの問題ではありません。四国電力と西予市の安全協定はどのようになっているのか。

2点目として、近隣市町との災害時の応援協定あるいは安全協定はどのようになっているのか。

3点目として、伊方原発プルサーマル計画について、市長はどのような見解を持たれているのか、お伺いをいたします。

次に、鹿野川ダム環境整備についてお伺いを

いたします。

西予市には鹿野川ダムと野村ダムの2つのダムがあります。住宅が密集する地域に2つものダムがある町も珍しく、その結果、大量の生活排水が流れ込み、ダムは富栄養化になり、アオコの発生する原因にもなっております。鹿野川ダムは昭和28年に着工して34年に完成しています。着工から完成までにわずか6年であります。

一方、今計画をされている山鳥坂ダムは、昭和61年に計画が立ち上がって完成の予定は今のところ平成31年であり、約33年間を要することになります。ダム建設は時代とともに途方もなく工期が長くなっているということがわかります。理由は言うまでもなく、環境調査、住民の建設合意に必要以上に時間がかかるということであり、山鳥坂ダムでは、クマタカの生息確認調査に既に9年の歳月を費やしております。これらのことからいえることは、鹿野川ダム建設においては、住民の反対も環境調査も何もなかったことが言えると思います。そして今、完成から約半世紀がたちました。当然いろいろな問題が起こっております。国土交通省は山鳥坂ダム建設計画と並行して鹿野川ダム本体の大改造計画を発表しました。事実上、構造上の欠陥を認めたこととなります。地元においても既に20年近くこの問題を指摘してまいりました。しかし、ダム管理者であった愛媛県は、財源を理由に今まで何の対応もしていただけなかったのが事実であります。野村ダムが国土交通省の管理ダムであったため、鹿野川ダムとは比較にしますと、環境その他に対する配慮には雲泥の差がありました。同じ目的を持つ2つのダムが、なぜこれだけ差があるのか、当然地元として納得がいけないまま今日に至りました。鹿野川ダムが国土交通省の管理ダムになることを悲願としてきました。そのような中、2006年鹿野川ダムが国土交通省の管理ダムになりました。この機会にぜひ過去にさかのぼって以下のことを調査していただきたいと思っております。

1点目として、愛媛県においても南海地震あるいは東南海地震が近い将来必ず起こると言われております。その確率は30年以内に起こる確率が50%、50年以内に起こる確率が90%、その規模は阪神・淡路大震災の120倍と言われております。そのとき果たしてダム湖周辺の宅地造成のための構造物は大丈夫なのかという不安が住民

にあります。構造物の耐震度調査は必要ないのでしょうか。

また、恒常的に起こるダム湖内への土石の流入、年々ふえ続けるごみの流入、進む湖岸の浸食、水質の低下、50年という歳月は完全に環境を変えてしまいました。これらの問題をどう解決するのか。

また、川というのは田舎に住む人たちにとっては生活の一部であり、憩いの場でもあります。しかし、現実には危険区域であり、水と親しむにはほど遠い環境にあります。これらのことをぜひこの際調査していただけるよう、西予市としても強く要望をしていただきたいと思います。理事者の考えをお伺いいたします。

次に、インターネットカフェの設置についてお伺いをいたします。

ウィンドウズ95の基本ソフトが世に出てからインターネット社会は飛躍的な進歩を遂げました。それまでもMSDOSの基本ソフトはありましたが、使い勝手が悪く、同時に他のアプリケーションがなく、パソコンの普及はいま一つのところがありました。

しかし、マイクロソフト社のウィンドウズ95が世に出てから一気に環境が変わってきました。今ではインターネットのない社会は考えられません。今後この分野におけるさらなる進化は想像つかない世界であります。検索エンジンの最大手グーグルは、世界のすべての情報をネット上で管理すると公言しております。西予市においても、情報化社会に取り残されない、いわゆる情報過疎にならないための努力が懸命になされていることには大いに歓迎すべきことであります。一日も早く西予市のどの地域においても高速通信ができるよう通信環境の整備を急いでいただきたいと願うものであります。今回計画をされているCATVあるいは通信ネットワーク事業は、予算的には大変な額であり、下手をすれば市の財政を逼迫さすかもしれません。しかし、避けて通れない事業だとすれば、一日も早くやるしかありません。問題なのはこれだけの投資に対して、住民にどれだけの利用者もしくはメリットがあるのかということであり、2011年地上波デジタル放送によって難視聴エリアをカバーするためのCATV事業だけでは加入者は限定されます。それと並行して全戸においてインターネット社会に参画すること

が重要だと考えます。近い将来テレビと通信は垣根がなくなり、一体化するのは時間の問題だと思われれます。パソコンの画面上でテレビを見ながらインターネットで情報を収集することが、やがて当たり前になります。テレビを使ってもまた同じことができるようになります。とにかくそのためには、早くインターネットになれ親しむことが先決であります。将来のコピキタス社会がどのような社会になるのか想像できませんが、過去の漫画の世界が限りなく現実の社会になってきているように、IT社会は想像できない未来社会をもたらしてくれると思います。IT社会はまだわずか10年の歴史しかありません。これからの成熟社会に向かって飛躍的な成長が期待できるわけであり、一日も早くだれでもがネット社会になれ親しめるように、以下の提案をしたいと思ひます。

西予市の各公共施設は、既に高速インターネット通信が可能になっております。合併による空き室利用の視点からも各総合支所の空き室、公民館の空き室を一般に開放してインターネットカフェにしてはどうかと考えております。

既に都会ではインターネットカフェがあつて、一定の金額を払えば飲み物がついてインターネットが好きだけ使うことができます。西予市においても、好きだけ使っていただけるよう開放すべきであると思ひます。特に高齢者に敬遠されがちであります、むしろ高齢者にとってこそ必要なのではないかとと思ひます。今後少子・高齢化がさらに進めば、当然対象者は子供から高齢者になってまいります。いろいろな商品が高齢者向けに開発されると思ひます。そのためにぜひこの機会に高齢者のだれもが利用できるよう、必要であれば職員のだれかを指導員につけてインターネットカフェの設置を提案しますが、理事者の考えをお伺ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。さきの13号台風が今通り過ぎました。この西予市、被害がなく安堵をしておるところであります、台風一過といひますか、このように台風が過ぎて非常に晴天の中のきょうは定例議会の一般質問ということで、本日は9人の方の通告を受けております。私どももそれぞれの議員の方々のご質問に対して真剣に受け答えをしたいと思ひます

ので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

なお、今ほどは元親議員からの3点について質問を受けましたけれども、いつもながらなかなかの鋭い勉強をされた質問であります。その中の第1点目につきまして私の方から答えさせていただきます。

伊方原発のプルサーマル計画に対する西予市の危機管理についてでございますけれども、元親議員の1点目の質問にあります四国電力と西予市の安全協定がどのようなになっているかあります、安全協定は愛媛県と原子力発電所の立地としている伊方町及び四国電力の間で締結されており、西予市は安全協定の直接的な当事者となっております。しかしながら、愛媛県は西予市を初め伊方発電所の周辺市町村はもとより、県民全体を代表する立場で安全協定の締結運用をしているものと考えております。

なお、万が一伊方原発で異常事態が発生したり、原子力災害が発生するおそれが生じた場合等には、西予市に対しても通報連絡や地域広報が行われる体制が整備されております。

次に、2点目であります近隣市町村との災害時の応援協定あるいは安全協定がどうなっているかということですが、万一原子力災害が発生した場合の愛媛県、関係市町、関係機関等との相互連携については、愛媛県の原子力防災計画の中の愛媛県地域防災計画原子力災害対策編というのがありますが、これに具体的に定められております。西予市は愛媛県原子力災害計画における原子力防災計画地域の第2種地域、いわゆる発電所から20キロ以内が一部に含まれております。このため西予市においても愛媛県原子力防災計画に基づき、原子力災害発生時の住民広報等の体制、手順等を定める原子力防災対策要綱を策定するとともに、原子力防災知識の啓蒙等に努めることとしております。

また、万一原子力災害が発生した場合には、西予市を初め第2種地域の関係市町は住民広報を実施するとともに、第1種地域いわゆる発電所から10キロ以内であります、に指定されております伊方町、八幡浜市における災害応援対応の対策の応援を行うこととされております。

次に、3点目の質問にあります原子力発電プルサーマル計画について、私の見解を問われており

ますけれども、昨年17年10月でございますが、閣議決定されました原子力政策大綱では、使用済み燃料を再処理し回収されるプラトニウム、ウランを利用するという基本方針を踏まえ、当面プルサーマルを着実に推進することが基本政策として取りまとめられております。これらの国の方針を受け、四国電力においても伊方3号機へのプルサーマル導入に向けた取り組みが進められているものと理解をしております。同社は本年3月に同計画に係る国の許可を取得しており、その後県が設置する専門の委員会等での議論においても、専門家の立場から安全に対する疑義は生じておりませんが、プルサーマル導入に際して、必要性和安全性の両面を問われており、専門分野の安全余裕がどのように設定されているかによって判断が分かれるかと思っております。

また、今年7月23日愛媛県主催のプルサーマル公開討論会が開催され、参加者のアンケートでは、必要かどうか、安全かどうかについて理解が深まった、大体深まったという方が60%いたとの結果が発表されました。それによりますと、参加者全員が必要、安全であるとの理解が深まったかはわからないとしながらも、県は必要・安全性について理解を深めるとする討論会の目的は達成できたと判断する旨の報道がなされたように、日本のエネルギー政策上の必要性、安全性の確保、地域温暖化の対策等、環境への負荷が小さくすることの効果等が議論された結果が大方の声だと理解をしております。今後、専門家を交えての安全協定に基づく伊方町及び愛媛県の最終判断があるかどうかと思っておりますが、私といたしましては、まだ最終判断が示されておられませんので、今の段階では言えませんが、伊方町及び愛媛県の判断の結果については、尊重しなければならないのではないかと考えております。

以上です。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 元親議員の2番目の質問事項であります鹿野川ダム環境整備についてお答えいたします。

肱川はその源を西予市宇和町の鳥坂峠に発し、その源流から野村ダムに至る区間は、独自の地域文化や田園風景などを有しており、また野村ダムから鹿野川ダム下流に至る山間の谷間を流下する区間は、多彩な渓谷美を見せ、鹿野川湖は日本屈

指のオシドリやカササギの休息地となっております。このような自然豊かな地に昭和18年の大洪水、そして昭和20年9月の洪水を契機に、貯水及び発電を目的とした堆砂容量1,200万トンを含む総貯水量4,820万トンの計画で昭和35年に鹿野川ダムが完成いたしております。

しかしながら、昭和40年9月の台風24号や昭和45年8月の台風10号などにより出水が相次いだこと及び肱川流域の資産が増大したこと等にかんがみ、貯水を目的とし昭和57年に野村ダムの完成に至っております。

河川の総合的な保全と利用に関する件につきましては、平成16年に肱川水系河川整備計画が作成されております。この計画における基本方針は、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と情報を共有しつつ、連携を深めながら治水、利水環境に係る諸策を総合的に展開するものであり、このことから河川整備、砂防、治水対策の現状及び水害発生状況、河川利用の現況等を考慮し、水源から河口まで一貫した基本保持に基づき年次ごとの目標を明確にした整備促進を求めていく必要があると考えております。

また、水質につきましては、肱川本線では、上流域の下宇和橋や野村ダムの一部を除きBOD75%値は環境基準値を満足しているものの、まだ下水道整備が十分でない区域については、比較的高い値を示しております。

また、鹿野川ダム湖では、COD値は環境基準を満足しているもののアオコ等富栄養化現象が発生しているのが現実であります。この問題に関しましては、平成14年に流域市町、県及び国が連携して河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的とした肱川流域清流保全推進協議会を発足させ、排出負荷量の削減等に努力をしております。鹿野川ダムについては、ダムの一元化管理を行うとともに、ダムの改造を目的として平成18年4月に県管理から国土交通省の直轄管理に移行しております。

改造の主な内容は、発電容量、取水容量分を現在の洪水調整容量の1.45倍に増強し、新たに河川環境容量を設けるものであります。そのため施設改造としては、洪水ばきの新設、ゲートの

改良、選択取水設備の設置、曝気装置の設置及び底泥除去が主な事業概要でありまして、18年度事業として6億5,000万円の予算が計上されております。

今年度予算の主な内容は、改造関係の調査及び設計委託であり、また管理関係では、アオコや流木処理を含む水質調査並びに係船場設置であり、大洲市、西予市、内子町で構成する肱川流域総合整備推進協議会において、18年度要望としていた鹿野川ダムの直轄管理や水質保全対策などは意見が反映されるに至っております。現在、市長は肱川流域総合整備促進協議会の副会長でありまして、肱川水系河川整備計画や鹿野川ダム改造事業に関して深いかかわりを持っていることから、諸会議において西予市としての思いを主張するとともに、住民の皆様のご期待に沿えるよう、逐次要望活動等も行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 元親議員3点目の庁舎内インターネットカフェの設置についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、情報化社会は急速に進展しており、西予市といたしましては、情報過疎を回避すべく高速通信を可能にするケーブルテレビ網の整備に取り組んでいるところでございます。

インターネットカフェは家庭でのインターネットが余り普及していない5年ほど前に流行いたしました。最近ではフリースポットと呼ばれる無線を使ってのインターネットが可能なエリアが出現しており、自分のノートパソコンで店舗やホテルのロビーで接続し、利用されているようでございます。このようにいつでも、どこでも利用者が自然にネットワークを利用できる社会を目指しているのは、国のユビキタスジャパン政策であり、西予市のケーブルテレビ網の整備目的と考えております。

ご質問のインターネットカフェの設置につきましては、いつでも自由にインターネットが利用できる場所を提供し、住民の方々にパソコンの使い方やインターネットの活用方法等の能力開発、向上の場としても利用することで、コンピューターになじみのない世代の方々にも新聞や雑誌と同じような身近な道具として使っていただけることが、ケーブルテレビ事業の多額の投資に対する効

果と考えておりますので、まずケーブルテレビ事業と同時並行して行う情報通信環境の整備を第一段階とし、その後にインターネットカフェの整備を検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 プルサーマル計画について再質問させていただきたいと思っております。

プルサーマル計画の安全性等につきましては、専門家の間でもまだ意見が分れておるといふ段階でありますし、今ほど市長が言われましたように、県、伊方町の答申も出てないという段階でございますから、市長の答弁のとおりだろうというふうに思っております。

ただ1点だけ市長にお伺いしたいわけですが、けさの愛媛新聞では、八幡浜市議会が意見書提出を昨日可決されております。八幡浜は八幡浜といたしましても、西予市としても今の段階でやらなければいけないことがあるんじゃないかなというふうに思っております。それは何かと申しますと、まずこの結果がどのようになるうとも、行政として市民の安全と安心を絶対に確保するというスタンス、姿勢が要るんじゃないかなというふうに思っております。そのためには、行政として何をしたらいいかということではありますが、まず1つ目には、四国電力の情報開示、徹底した情報開示をやはり私は四国電力に要求しておく必要があります。まず1点あると思っております。

今までのいろんな重大事故等を見ますと、必ずやはりささいな事故を隠ぺいすることによって大きな事故につながっているという経緯もありますので、まず行政として四国電力に今後の情報開示の要求をまず絶対すべきだろうというふうに思っております。

それからもう一点として、今のプルサーマル計画につきましては、西予市民の大半の人が理解をされていないというのも現状であると思っております。このことについては、当然四国電力としても説明責任があるうというふうに思っておりますので、関係市町といたしましては、この説明責任を果たすべきやはり要求をしていくべきだろうというふうに思っております。

それからもう一点は、将来的にあってはならないと思っておりますが、やはり万が一の備えとして医療体制の充実、特によく言われておりますが、ヨウ

素剤の備蓄ですとか、そういったものを初め被爆した人たちの対応を迅速にできるように、西予市の市立病院にはそういった体制強化といったものをやはり関係機関に要望していくということは、行政の当面やらなければいけない課題ではないかなというふうに思っております。このことに対して市として意見書を出すなり、口頭で陳情するなり、そういったことをされる気持ちが市長にあるかどうか、この点だけお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

八幡浜市議会の動向等を踏まえてのご意見だと思っておりますけれども、私どもも今言われた3点については、非常に大切な視点だと思っております。きょうの愛媛新聞にも報道されましたけれども、国の方で経済産業省の原子力発電安全委員の方で、原発の耐震指針の改定をしたということで、25年ぶりに改定をしたということですが、そういうことも踏まえながらあそここの先ほどの質問の中にもあった中央構造線の問題等も含めて、市としてある一面では20キロ離れたところが一部入っておりますが、心配のところもありまして、そういう観点からは、今の3点については確かに大切な視点だと、このように思っております。

四国電力に対して情報開示するのは当然であります。これは四国電力にまたお願いをして、今は四国電力が情報開示してないとは私は思っておりません。ちょっと事故云々等が、事故ではありませんが、ちょっと何かトラブルが発生したときには、すぐに私どもの方にも通報いただいておりますし、愛媛県がそういう指導もされておりますし、国が指導されておりますので、今のところはしっかりした情報開示をいただいておりますし、再度そういうことがないよう、そういうことをなお以上に要望を続けることは必要なことだと思っております。

2番目の市民への説明責任につきましても、電力の方に今後いろいろなことある場ごとに、あるいはそういうパンフ等の配布等をお願いをすることも大事だと思っております。

医療体制の万が一の備えの体制の問題であります。それは既に20キロところに該当するところについては、ヨウ素等々は整備をされておると

ころでありまして、これ以上、いろいろな整備を医療体制の何かがある場合については、それらのことのお願ひもしていこうと思っております。

意見書を出すかということにつきましては、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 3点目のインターネットカフェの点について再質問させていただきたいと思っております。

今の部長の答弁では、今の計画をされておりますCATV事業、そしてまたインターネット事業を優先して、それが完了後にやるという答弁であったと思っておりますけれども、私はやっぱり手順が逆じゃないかなという思いがいたしております。それが今既に大野ヶ原まで高速インターネット通信が可能になっておる段階で、なぜ例えば予子林の支所でそれが使えないのか、それは技術的な問題なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、これだけ便利な道具というものは、行政として積極的に市民に普及をしていくという姿勢が要るんじゃないかなというように思っております。ただ個人の自発的なものを待つという姿勢ではなくて、やはりこのことが西予市全域に網羅されるということは、西予市にとっての大きな当然財産、プラスになるわけですから、そういった行政サービスとは、そういう効果のあることは、行政は積極的に私はやるべきだろうというふうに思っております。そのためには、もう極端に言えば、市役所内にそういうインターネット普及促進事業部みたいなものをつくるぐらいの気持ちで、やはり西予市全家庭にインターネット通信が将来だれでもがやれるように下準備を早急にされておくことが大変な額の投資になりますので、その有効活用につながっていくのではないかなというふうに思っておりますが、その辺の考え方、再度お伺いしたいと思います。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 それでは、元親議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

ただいま答弁させていただきました順番が逆ではないかというようなことでありますけれども、現在ケーブルテレビ、確かに必要なことで、幾らか金がかかっても何とかやる方向を国の方へもいる

いる財源の確保等陳情をしている段階でございますが、まずそういうことがめどが立って計画を進めていく段階でございますので、ただいま言いましたインターネットカフェの整備は、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

そして、市民への普及の姿勢ですけれど、確かにいろいろPRとかそういうものがおこなわれていると判断しておりまして、先日も担当課長と協議をした際にも、まずこういうことを第一に普及といたしますか、そういう大切といたしますか、まず市民に知っていただくことが先決問題であるということで、そのPR方法等も検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、13番浅野泰義君。

13番浅野泰義君 皆さんおはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

まず初めに、大規模地震での災害、津波の防災対策は進んでおるのか。また、自主防災組織普及はどうなっておるのかをお聞きいたします。

今やいつ発生してもおかしくない南海地震、東南海地震につきましては、1年前に私初め複数の議員の皆さんがそれぞれの立場に立った質問をしております。再度質問をさせていただきます。

1993年7月12日、北海道南西沖地震の奥尻島、2004年スマトラ沖地震での大きな津波災害が起きました。それにあわせて水産庁が2005年10月に全国の漁港集落4,007カ所を調査した結果、県漁港課発表では、県内には東予46、中予28、南予121の計195漁港があり、背後の集落には約10万2,000人が居住し、特に南予の長いリアス式海岸の小規模漁港に集中しております。いざ浸水、土砂災害が起これば、幹線道路は寸断され、逃げ場を失う可能性のある集落は81%、ヘリの離発着可能な土地が確保できない集落74%、高台の広場、ビルなど津波避難場所がない集落68%、津波ハザードマップを作成していないところが74%となっております。我々三瓶・明浜両町は、山間部に住んでおられる方には想像できないことが毎年沿岸部ならではの大小の被害が出ております。特に三瓶町は海拔ゼロメートル地帯で、地震、津波だけでなく台風、季節風での高潮、高波、洪水等総合的

対策が必要であります。以前笑い話ではございませんが、三瓶の銀座街には、高潮で浸水いたしまして魚が泳ぎよったという事例がございました。そのような条件でこれから防波堤、消波ブロックの設置、河川の整備は考えておられるのか。

また、災害は自然災害だけではなく、近隣の伊方町には原子力発電所があります。先ほど元親議員から詳細な質問がございました。プルサーマル計画等の今議論もでございます。私は原子力発電所が100%安全とは思っておりません。突発的、偶発的事故に対しての対策も考えておかなければなりません。伊方町、八幡浜市が危険であれば、旧西宇和郡でありました三瓶町も条件は同じでございます。大規模自然災害とあわせたハード面の整備と避難場所、避難道路の確保はなされておるのか、お伺いをいたします。

次に、町内会や自治会を中心に組織し、防災地図の作成や避難訓練を実施する自主防災組織結成状況は、これは2005年12月現在の愛媛県の調べでございますが、県内20市町の中で、まず松野町が100%、次に松山市64%、大洲市62.2%、新居浜市54.6%、宇和島市が42.2%の順になっており、八幡浜市が県内では10番目の14.4%、西予市が11番目で13.5%となっており、伊方町は3.2%、このデータのときでは伊方町が最後から2番目でしたが、ことしは一番最後の愛媛県では20番目となっております。このような数字から見ますと、愛媛県に限らず西予地方は、これまで大規模災害もなく、いかに危機管理意識が低いかわたしであります。このような現状の中、大切なのは第一に自分の命は自分で守るという住民の意識改革を早急に進めるべきだと私は考えます。ハザードマップの整備、避難訓練などのソフト面の自主防災組織向上に向けての対策は考えておられるのか、お伺いをいたします。

続きまして、農林水産業の振興対策は、ということでお尋ねをいたします。

愛媛県の平成19年度重要施設の提案、要望の中に、南予地域の振興対策に農林水産省が平成18年度から創設いたしました農村地域共同生活再生・活性化支援事業の拡充、漁業者の再建整備資金の沿岸漁業経営安定資金の借り受け要件緩和や借り受け金額の拡大等がございました。私はこれにあわせて、地産地消を後押しした食糧自給率

の向上を目指すべきだと思います。本年度農林水産省が発表いたしました2005年度の総合食糧自給率は、1998年度以来8年連続横ばいのカロリーベースで40%となっております。これは主要先進国の中で100%以上はオーストラリアの230%、フランス130%、カナダ120%、アメリカ119%の4カ国、それ以下ではドイツの91%からイギリス、イタリア、オランダ、スイス、韓国の49%、先進国の中では11番目が日本の40%となっております。国内では北海道192%を筆頭に東京1%、大阪2%、愛媛県は42%の全国で38番目で、なお日本の穀物だけの自給率は28%であります。現在世界では、米、麦、大豆、トウモロコシ等の年間20億トン以上の穀物が生産され、そのうち約35%は家畜の飼料として消費されております。例えば、鶏肉1キログラムの生産には4キログラムの穀物が、豚肉には7キログラム、牛肉では11キログラム必要と言われております。今地球環境問題でオゾン層破壊、温暖化、砂漠化等、開発途上国では栄養不足人口が8億3,000万人存在し、中国、インドといった経済的にも発展を続ける人口大国が、日本や欧州のように世界じゅうから食糧を買い求めるようになれば、少子・高齢化で経済活動の担い手は減り、食糧、介護を必要とする高齢者がふえ続ける日本には、食糧難になるのは目に見えております。一度農地が荒廃すれば、もとの戻すのは数年かかると聞いております。平成5年に天候不順で米が不作になり、緊急輸入したことがございました。このときは細川政権だったと思いますが、そのときに国産米を手に入れることに苦労したことが思い出されてまいります。いつまでも食べ物に困らないという保証はございません。そのような観点から基幹産業である農林水産の育成、振興策はあるのか。あわせて安心・安全な地元農水産物の地産地消を後押ししながら南予での一大食糧供給基地を目指して自給率向上に努めることが大切なことと思います。理事者のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 浅野議員の大規模地震災害、津波の防災対策は進んでいるのか。自主防災組織普及についてお答えをいたします。

西予市地域防災計画の策定につきましては、外

部委託をしないで担当者みずから作成をしたことにより、職員は非常に勉強になったことと思います。

一方、作成が遅くなり、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことをおわびいたしたいと思います。本文におきましては、愛媛県との事前協議を終了し、6月30日付で愛媛県から異議なしの回答をいただいております。現在は関係各部において資料編の最終確認をいたしておりますので、10月初旬には防災会議を開催して、地域防災計画、災害対策本部要綱、原子力防災対策要綱及び水防計画についてご審議いただき、各要綱告示後冊子にして関係機関等へ配付する予定といたしております。

また、風水害や地震、津波による被害を最小限にとどめるためには、職員一人一人の自主的な働きが重要であることから、既に防災職員初動マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図ったところであります。

大規模自然災害とあわせたハード面の整備につきましては、防災計画のとおり、順次計画的に整備していかねばならないと考えております。

また、避難場所等につきましても、防災計画に明記いたしております。今後は防災マップを作成し、市民に周知してまいります。

なお、防災マップは旧宇和町の防災マップを参考に旧町単位で作成し、年度末には各戸に配布するよう計画を進めております。

地震等による被害を軽減するためには、住民一人一人が地震や防災に関する正しい知識を持ち、これを家庭、地域、職域等で実施していただかねばならないと考えております。

また、住民の自主的な活動は、住民が団結し、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、地区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要であると認識しております。西予市の自主防災組織であります。8月1日現在、19.6%の結成率となっております。当市においては、海岸部を中心に推進を図っており、明浜町におきましては、年度内に100%の結成率になります。三瓶町におきましても、今年度に入り1組織結成したところであります。まずは沿岸部100%の結成率になるよう避難訓練等のソフト面もあわせて推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の農林水産業の振興対策について私の方からお答えをさせていただきます。

本市の農業は沿岸部から中山間地域の立地条件を生かして果樹、畜産、米等多彩な農業経営が行われており、県下でも有数の農畜産物の生産地として重要な役割を担っております。

しかし、輸入農産物の増大や消費の低迷、価格の低迷など農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で農業就業者は減少しており、後継者不足や遊休農地の増加など大きな課題となっています。このような状況の中で、地域農業を発展させていくために関係機関が連携し、地域のリーダーとして中心的な役割を担う意欲と能力にすぐれた担い手の育成、確保の支援が重要であると考えております。

また、消費者の新鮮、安全に対する多様なニーズに対応した農畜産物を生産するため、施設整備の推進や豊富な地域資源を活用した戦略的な生産の高品質化、高付加価値農業の取り組みを推進し、地域農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

また、農地の荒廃を阻止するため、来年度から農地、水、環境向上保全事業を農振地区にある全集落を対象に導入する計画にしております。

次に、林業を取り巻く情勢は、国産材需要の減退、木材価格の低迷や木材需要の伸び悩みにより採算が悪化し、林業従事者の高齢化や減少化など相まって厳しい経営環境にあります。

また、森林は木材生産のみならず温室効果ガスの吸収源として地域温暖化防止を初め国土保全、水源涵養など多様な機能の重要な役割を果たしています。このようなことから、森林整備計画を着実に推進するため放置林対策、公共施設木造化等の木材利用の推進や担い手確保、育成対策など積極的に取り組むとともに、昨日も出しましたけれども、里山エリア再生交付金事業の各種補助金事業を導入し、計画的な森林整備を推進するとともに、市産材木造住宅促進事業の啓発促進、木材活用による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、林業経営の適切な推進を図るため、林道及び作業道の整備が不可欠であり、鋭意努めてい

るところでございます。

次に、水産業は、宇和海の豊かな漁業資源を生産基盤として漁船漁業及び養殖漁業が盛んで、地域経済の重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の漁業環境は漁獲資源の減少、漁価の長期低迷、輸入水産物の増大により経営は極めて厳しい状況にあります。今後計画的な漁港整備や魚礁の設置により漁業資源の育成、稚魚放流による漁業資源確保に継続的に実施していくこととしております。

また、従来を生鮮業を中心とした出荷に加えて水産加工の製造販売による付加価値づくりの拡充によって、豊かな海の幸の基地としての発展を図るため、市では三瓶海の駅新規事業として、新鮮な魚介類を提供する販売棟を整備し、地産地消と地域内流通機能の強化を図ることにしております。

また、明浜塩ぶろはま湯において、地元組織がきちゃんないや市に共催して水産物の即売を行うこととしております。ぜひともこれも皆さんご利用をいただいたらと、このように思っております。

さらに、三瓶魚市場を活魚の荷揚げ、出荷を一元管理する活魚センターに改築し、活魚車や保冷車を利用して高鮮度輸送を行うなど、消費者へ安全・安心・高鮮度な水産物の供給が可能となるとともに、魚価上昇における魚価所得の向上大と魚価経営の安定を図るものと考えているところでございます。

以上、海、山、里のパラエティーに富んだ農林水産物を総合的に推進することにより、農林水産業の振興を図りたいと思います。

また、BSE問題や食品の偽装問題等を契機に食の安全・安心に関する関心が高まる中、地元農畜産物の地産地消をさらに推進することが必要であると思います。

議員もお示しのとおり、南予地域振興対策の総合的な地域支援体制の強化を図るため、農村地域コミュニティ再生活性化支援事業や漁業者の再建整備資金制度を有効に活用し、南予の一大食糧供給基地を目指し、自給率の向上を図ることが地域活性化につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 13番浅野泰義君。

13番浅野泰義君 災害についてのちょっと再

質問をさせていただきます。

我々いざ災害が起これば、三瓶町では北、東、南と分けをしております。我々南地区でありましたら、有太刀から三瓶まで道路が寸断され、下泊から田之浜ですね、その間が道路が寸断されたら陸の孤島になります。それでそのような場合に、緊急避難道路としてはどのような整備をされるような計画があるのかなのか。今私以前一般質問で、蔵貫から俵津線で宇和までトンネルを抜くという質問をさせていただきました。そのときに一応期成同盟会というような話でございましたが、合併いたしましたから期成同盟会はだめと。一応準備委員会をこしらえるということでございました。やはり原発の避難道路でもそうですが、災害の避難道路、今高山から宇和まで頂上線が農道か林道ができております。今その間で蔵貫から整備できてないのが仁土まで、宇和町の仁土です。そこまでは整備できておりません。それから、地蔵屋敷から山田の方へ行く林道も今道路はできておりますが、舗装はされております。もし今の財政事情でそのような事業が無理であれば、せめてその道路だけでも改良して、避難場所とか改良していただければ幸いと思っております。

それから、いざ災害になりましたら、物資の確保、物資協定を小売業者と結ぶようなお考えはあるのかなのか、お聞きいたします。

次に、地産地消の拡大とあわせて農林水産の件でございますが、今世の中ファーストフードが主流でございますが、私はやはり地域の伝統野菜、例えば東京なら練馬大根、京都は加茂茄子とかという伝統の野菜がございます。西予市では今どのような野菜が昔からあったのか、私は存じませんが、そのような昔の伝統的な食材を見直すということで、基本的にファーストフードやなしにスローフード推進運動をしたらどうかと私は考えておりますが、お考えをお聞きいたします。

議長 三好市長。

三好市長 浅野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

特に地元の三瓶地区の道路の問題、非常に地元からの避難路的には重要な問題だという観点からのご質問だと思っております。

言われますように、海岸線一本の道しかありませんので、これは避難道路としていけるような問題が

発生することはあろうかと思っております。そういう中で、私どももまず今議員ご指摘のとおり、蔵貫から発する宇和線について、あるいは俵津線について、県知事陳情の第1番目に取り上げて陳情を先般の自民党県連の主催の県知事陳情には要望したところでありまして、またご理解のほどお願いをしたいと思います。

それとともに、378号線の要望も国、県の方に、私も378号線は八幡浜市長が期成同盟会の会長でございますが、私どもも副という立場で今推進をしております、あわせて378号の推進もしていくところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひしたらと思っております。

次に、物資の確保の問題でございますが、先般コカ・コーラボトリングともこの西予市、いざというときに、災害が発生したときには、どこでもコカ・コーラが供給できる体制をとっていかうという協定を結ばせていただいたところで、その指定されたところでございます、今のところは。そういう協定も各会社がそういう積極的にやっていたいただいているところもあります。

また、特に今物資の確保については、備蓄型から今は流通型に変わっていると、私は思っております。特に上越の大震災のときに、これは長岡市長の言われたことをうのみにしてお答えするわけでございますが、物資というものは、もうこだけ流通が完備されますと、次の日には間違いなしに今の日本の体制の中には来ると。余り備蓄型に陥る必要がないのではないかと、長岡市長さんの話がありました。日本の今の流通の中では、それだけの力があるので、そういう方面からいろいろ協定や考えを進めていっていいのではないかと私は判断をしておるところでございます。

次に、地産地消の問題でございますが、伝統的な野菜の育成、これは初めて聞く発想でありまして、いい視点だなと思ひながら聞かせていただきました。取り立ててこれについては、今のところ残念ながら持ち合わせておりませんので、発想としていい発想だなということで聞かせていただきます。ただ、私どもが今この西予市の中で企業誘致として農産加工の企業を誘致をしようとしております。そこが契約栽培をして、その契約栽培をしたやつを加工をして東京の方に流通の流れに持っていく。その契約の中で新しい作物等も生まれるのではないかと、このように思っております。

ろでございまして、その企業の誘致を一生懸命今話を進めておるところでございます。

また、地元の地産地消についても、先ほどご指摘のとおり、進めていかななくてはならないと、このように思っております。

以上です。

議長 次に、31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私は次の3点について質問をいたします。

1つには、西予市を美しくの標語とポイ捨て禁止条例の制定を、2つ目は、経費節減の切り札にすべての事業工事を統括管理システムに、3つ目は、義務教育は安全・安心な場所で、この3点について質問いたします。

西予市を美しくの標語とポイ捨て禁止条例を。

合併して2年が経過し、西予市としての形は整い、これからいかに西予市のカラーを出すかが問われる時期に来ていると思います。まず、その中でも市内の環境整備及び清掃は、人間が生活を行う上で最低の条件であります。合併以来道路清掃等に厳しい意見を述べてまいりましたが、行政の積極的な取り組みに、また建設協会の皆様や市民の皆様の深いご理解と協力により、市内全域がきれいになりつつあることを心から敬意を表したいと思っております。

ご案内のように市内の道路や公園、河川等は、まさに市の顔であり、玄関であります。我々が他の市町村に行ったときに、第一に感ずることは、道路がいかに整備、清掃されているか、これは好む、好まざるにかかわらず、感ずるものであります。また、それと同様に、よそから来た人もそう感じておると思っております。これはとりもなおさず行政者の指導、そしてその顔が判断できるからであります。多くの市民は清い奉仕の心で市内を美化推進に協力されているにもかかわらず、一部の心ない者の行為により汚されることは残念きわみであります。甚だしいのは市民が清掃をしているその後、空き缶やごみを投棄し、まさに非常極まるものであると思っております。これではせっかく市内の美化に率先協力されている方のやる気をそぐことになり、大変憂えるものであります。行政も我々としてもできれば規制や条例は行いたくない。しかし、自分勝手な心ない者には公共物は皆のものであり、皆さんの心がけと思いやりによって成り立っていることを認識してもらうために

は、条例制定もやむを得ないと思っております。全国においてもポイ捨て禁止条例が制定されているのは、35の自治体であると聞いておりますが、西予市も我が市を美しく、この標語を掲げ、あわせてポイ捨て禁止条例を制定し、今後一層の市内全域の美化に市を挙げて取り組むべきと思うが、理事者の考えをお聞かせ願いたい。

2番、経費節減の切り札に事業工事の統括管理システムを。

地方分権の名のもとに三位一体と称して交付税の減額を初め補助金の減額、税源移譲の改革が行われましたが、税源移譲は法人化された大企業の多い都市部ではよいが、山間地域の企業の少ない自治体は、再建団体ぎりぎりの行政運営を余儀なくされています。西予市も御多分に漏れず、打撃を受けすべての分野においてむだや不公平はないか徹底的に精査を行い、歳出切り詰めを行い、市の補助金の見直しや分担金、負担金等についても適正化を図り、また特別職、議員、職員の給与、報酬、手当等についても減額を行い、あらゆる面で削減、見直しを行っています。残るは経費削減方法は、事業を行わないのか、効率化を図ることほかはないと思っております。現在事業工事は部課による縦割りで行われており、これは非常に非効率である。例えば、同地区内で道路の改良工事が完成する。すぐその後に水道、下水道工事を行い、配管等の布設替え工事で再度道路を掘り返すなど、また同課内でも、復旧改良工事で非効率が見受けられる。例えば、残土をきのうまでは遠くに捨てていたが、きょうは遠くから埋め土を運び込むという、そういうこともあります。これからは市の事業工事はもちろんでありますが、国、県の事業も調整、協力して経費の節減に努めるべきと思っております。これが実現すれば、現在の事業費の3分の2、いや2分の1になると確信をするものであります。西予市にはまだまだ改良、開発すべき道路、学校、上下水道、農林水産、環境、情報とたくさんの事業が待っています。効率化によりむだを省き、市民のニーズと負託にこたえられると考えるものであります。

また、少ない財源で多くの事業ができ、市民の協力も得られ、市税も増すと思っております。結果として安全・安心で文化的な活気に満ちた西予市になるものと確信をするものであります。開闢以来の試みかとも思いますが、やる気になればできない

ことはないと思います。理事者の考えをお聞かせ願いたい。

3番目、義務教育は安全・安心な場所で。

少子化が進み、小・中学校において統廃合の問題が急速に浮上していることは承知をしております。

しかし、それは条件によっては、例外があるということを理解すべきであります。四国カルストで有名な大野ヶ原小学校は、築後40年が経過して、至るところに雨漏り、壁の崩落、天井の落下、水道管の破裂、しかもこの水道は教室や事務所の床に埋設してあり、見るも悲惨な状態であります。また、給食室にはシロアリの巣があり、まさに教育施設としては許容範囲を超えている学校であります。当然、経費面だけで考えれば、近隣小学校に統合すればよいと思うが、ご案内のように大野ヶ原小学校は、標高が1,160メートルあり、隣接する惣川小学校との標高差は773メートルであります。しかも学校間の距離は17.9キロあり、なお11月より翌年4月までは雪に覆われ身動きのとれない状態であります。これまでの気象観測によると、最低気温は氷点下21.5度、年間平均気温は8.5度であるとのことです。それでも感心されたことは、いかに雪が多く降っても、現在まで休校をしたことがないとのことでありました。これらは学校から教師が除雪し、また家からは保護者が除雪をし、出会うところまで送り迎えをすることである。ともすれば、希薄になりがちな世相の中で、学校、家庭、社会が信頼のきずなを結ばれている、この現状にかんがみ、西予市もモデル校として一日も早く新改築をすべきと思うが、理事者の考えをお聞かせ願いたい。

以上で質問を終わります。

議長 別宮助役。

別宮助役 浅野議員の西予市を美しくの標語とポイ捨て禁止条例についてのご質問にお答えをいたします。

日ごろから市民の皆様方や各種団体等のご理解とご協力によりまして、道路の清掃活動等をいただいておりますことを心から厚く感謝を申し上げます。

標語の件につきましては、今後検討をしてみたい、このように考えております。

ポイ捨て禁止条例につきましては、全国の条例

を参考にいたしますと、内容的には罰則を伴うもの、また指導及び勧告、命令、さらには氏名などを公表するもの等があるようでございます。県内の条例制定の状況でございますけれども、確認をいたしたところでは、新居浜市、松山市、宇和島市が17年に条例を制定をしている状況にあるようでございます。

以上のように条例の制定も一つの方法であろうというように思います。しかし、考えてみますと、西予市を構成しております旧城川町では、二十数年来、我が村は美しき運動を展開をしております。そのまちづくりで全国表彰を受けるなど、その成果は高く評価をされているところでございます。このことにつきましては、浅野議員地元でございますので、十分ご案内のことだと思っております。したがって、それぞれの自治体が環境美化に取り組むスタンスの違いはあってもよいのではないかと、このように考えております。西予市といたしましては、現時点では条例制定でなく、環境教育を通して、市民一人一人が地域を見つめ合い、コミュニティづくりとあわせて地域を美しくする運動の中で、ポイ捨て等についても啓発を進めてまいりたい、このように考えております。

また、学校教育を初め社会教育に至ります生涯教育を通じての取り組みが大変重要であると、このように考えておまして、今後につきましては、子供さんからお年寄りまで、すべての方々に対する環境教育を積極的に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 浅野議員の経費削減の切り札に事業統括機構の設置をについてお答えをいたします。

国や県におきましては、地方交付税改革や補助金及び負担金の見直しを進め、地方自治体の財源を直撃いたしております。当市においても職員の定数管理や手当の縮減、また市民の皆様方の理解を得ながら補助金及び負担金の見直し削減等に取り組む、一応の成果を上げているところでございますが、今後も健全な行財政運営に努めてまいります。

ご提案の事業の統括管理機構の設置でございますが、現在は各課で総合計画や過疎計画等の施策

を達成するため、また市民の皆様の要望等に基づき事業を実施いたしております。実施の際は建設課と関係課で年度施工期間を見ながら舗装工事を配管工事の終了後に工期をずらして施工したりいたしまして、二重投資や過剰投資にならないように留意しているところでございます。例えば、現在多田地区で実施しております農業集落排水事業と中山間事業の営農飲雑では、下水管と水道管を同断面に同時施工することで、掘削や舗装などの経費を安くし、むだな投資をしない方向で事業を進めております。同時施工が困難な箇所につきましても、正規の舗装など施工せず、最小限での仮舗装を実施し、地元住民に迷惑をかけないように対応をしております。補助事業等で工期の変更ができない事業や緊急度の高い事業など調整できないものもありますが、同一地区の重複事業などが生じないように、県工事も含めまして効率的な施工を進めてまいりたいと思っております。現在も調整をしつつ効率的な事業実施に努めていますが、よりよい調整機能の検討も含めまして、わかりやすく、簡素で効率的な行政組織づくりを行わなければと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 浅野議員の3点目の質問にお答えをいたします。

教育施設の安全・安心で快適な環境を整備することは、設置者の責務と考えております。ご存じのように大野ヶ原小学校はブロックづくりの建築物でありまして、耐震性や老朽化など早急に検討しなければならない課題もありまして、教育委員会におきましても、17年度に大野ヶ原小学校を考える会を立ち上げまして、気象データや保護者のアンケート等を実施して、地域の意向は把握しておるところでございます。ご指摘のとおり、市内の他の学校とは厳しい自然環境または社会的な環境が異なっておりまして、同じレベルで考えることには無理があることも承知しているところでございます。

また、西予市全体の学校施設について検討すべく西予市立学校教育に関する検討委員会を立ち上げておりまして、その委員会で検討すべく最優先施設の一つであることを認識しております。この検討委員会の答申を受けまして、それを尊重しながら学校施設に関する中・長期的整備計画を作成

し、計画的に実施したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 今ほどありましたポイ捨ての件であります。確かに言われるように私もしたくないということも思っておりますが、しかし市民の人の本当の気持ちを、道を、環境をとという気持ちでやっているその人たちが、もういやになるというような感じがいたしますので、やはり条例は私も強くは申しませんけれど、しかしそういう事実もあるよと、もう次の段階ではそういうこともやりますということで、ぜひ徹底した環境に対する教育を全市民に、これはいわば、市内の人でない人がやっておるといえば、もうそれで終わりですけど、しかし小さいうちから自分たちがやっておれば、どうしてもそういう形できれいになってくるんじゃないかというような気もいたしますので、ぜひ徹底した教育、西予市は本当に自分たちが住んでいる町、自分の家だけはきれいにするけど、自分の家から出たら、もうこれはどうでもいいという考えでなしに、やはり世界は一つという、大きい立場で、グローバルな考えでやってほしい。先ほど申しましたように、よその市町へ入って必ずわかります。この首長さんはどんな人かなとか、そういうことがわかりますので、ぜひそういうことで、まず教育の徹底をひとつお願いしたいと思います。

それと、学校の問題であります。また後から同僚議員からあると思いますが、これは国策で昭和22年に大野ヶ原開拓として入ってやっておりますので、これはその人たちが勝手に入って行ってやっておるのではない。やはりそこに住む人が完全に生活ができ、そして安全で住んでいくという、こういうことをやっぱり考えなくてはならない、これは行政の義務であると思っておりますので、ぜひともその辺は深く考えていただきまして、一日も早くこの完成を願うものであります。

以上です。

議長 答弁は要りませんか。

(31番浅野豊重君「要りません」と呼ぶ)  
暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。(休憩 午前10時32分)

議長 再開いたします。(再開 午前10時46分)

次に、30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 通告により、私は3点について質問をいたします。

第1点は、第1次産業の活性化と地域ブランドについて。

第1次産業の落ち込みをカバーしてきた土木建設事業も公共事業の削減で衰退し、企業もグローバル化の影響で南予から撤退し、南予と東中予の経済格差が広がっている。最近では南予の有効求人倍率は0.5倍、中予が0.9倍、東予が1.1倍、ちなみに東京都、愛知県においては1.7倍となっている。地域経済の活性化や地域興しは、これからは国の支援に依存した地域振興が困難になっている。この現状から、また外国からの安い輸入品に負けることなどがないように、地域みずからの力で地域産業の再生を図る必要がある。そこで、地域ブランドへの取り組みが必要となってくる。産・官・学連携して、その地域の自然的条件を生かした農水産物や食品などの特産品の開発や歴史的に関係のある伝統工芸品あるいはその地域で提供される特色のあるサービスなど、ほかの地域の商品やサービスとはっきり区別することによって付加価値を高めていこうとするものである。2006年4月にスタートした商標法改正法は、地域ブランドの適正な保護、例としては、新潟コシヒカリのシールを張ることによってブランドとして市場価格が1割高い等により、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することになっている。

そこで、特産品として考えるものとして、西予市においては、里、海、山の豊富な資源として、宇和米、宇和茶、宇和ヒノキ、関アジ、伊達アジのごとく西予市の魚となった三瓶のアジとか、丹波牛のごとく野村牛といった、また木材の除伐、間伐を原料にしたバイオエタノール燃料、農産物のヒマワリの種の軽油、菜種の菜種油等、資源は豊富である。四国でも徳島県の上勝町の彩りで年間2億円の売り上げを上げ、高知県の馬路村のユズ製品で年間の売上が30億円になっていると聞いております。ただ地域ブランドを確立するためには、消費者に地域ブランドを浸透させるためには、イメージばかりが先行しがちですが、ブランドとは商品に対する信頼であり、消費者が安心して、しかも満足できる商品を提供するのとなければ、地場産業の振興、地域経済の活性化につながることはできないのだと思います。

次に、第2点目、CATVについて。

2011年7月よりアナログ放送がデジタル放送に移行するようになり、それに伴い現在共同受信施設でテレビを受信しているところは、デジタル放送の特殊性によりアンテナ等施設の整備が必要となってきます。その数は西予市において4,000余世帯あり、また高速通信ADSLの整備についても市内一部だけでとどまっている現況です。国においてもe-Japan政策により、2010年には高速のネットワークを活用できるITC社会構築を推進しているところであり、高度情報化の進んでいるところでもあり、合併前に市内公共施設を結んだ光ファイバー網を活用し、各家庭まで光ケーブル線を整備し、デジタル放送や高度通信が可能になる高度高速ネットワークを活用した地域の情報化に取り組むことで地域間格差をなくし、情報化社会を形成すべきであり、光ケーブルの双方向通信を利用して、社会福祉の向上また医療技術、施設の充実した大学病院との遠隔治療も可能になり、地方の医療機関との連携により、大学病院から地方の病院や開業医へ電子カルテの活用により完結型治療を受けることができるようになります。

また、難聴地区の解消は情報格差を是正し、自主放送や災害時の緊急放送は、市民が情報を共有し、地域格差のない住民サービスと言えるのではないだろうか。整備時期については、2011年7月のデジタル放送が始まるまでに完了すべきではないでしょうか。

第3点、自殺防止について。

国内の自殺者数が11年連続で3万人を超えている中で、西予市の自殺の標準化死亡率を見ると、旧5町の中で野村町、城川町が特に高くなっている。これは県の資料をもとにして出した数字ですが、昭和58年から62年、63年から平成4年、平成5年から9年、9年から14年の5年間ごとの数字を見ると、野村町でそれぞれ258、246、193、179、そして城川では261、387、217、256などとなっている。非常に高い数字になっています。何が要因なのか。西予市としては実効性のある自殺対策を進める必要があるのではないかと。

そこで、自治体独自の協議会を設立してはどうだろうか。協議会のメンバーは、市役所を初めとした行政関係者、福祉関係者、経済団体、教育関

係者、医療にかかわる有識者、警察等の関係者で充ててどうだろうか。メンバーとなった人は、定期的に会合を開き、密接に情報を交換し、追い込まれている人が発信するという、もう死にたいなどの何らかのサインを見逃さないこと等対策づくりに力を入れ、自殺を個人だけの問題ではなく、社会問題であると認識し、自殺に追い込む社会的要因を分析し、解決を目指す体制をつくり、むしろ行政の問題ととらえ、市を挙げて自殺対策に取り組み、命を救う社会環境の整備に努めるべきである。市の健康づくり推進課と一緒に、大切な命を失わない、自殺者の出ない地域社会にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点について市長のお考えをお伺いいたします。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 坂本議員の最初のご質問、第1次産業の活性化と地域ブランドについてお答えをいたします。

商標法におけます地域ブランドでございますが、地域団体商標は、農協協同組合など特別の法律によって設立をされた組合で、法人格を有する団体が構成員に使用させることを前提に登録をする商標であります。商標の形態は、地域の名称と商品の名称が代表的なものであらうと思います。特許庁によりますと、商標法改正後3カ月間に出願された地域団体商標は全国で485件に及び、産品別では、農水産1次産品が228件、食品が118件、工業製品が121件、その他18件となっているようでございます。愛媛県関係では、西宇和みかん、真穴みかん、川上みかん、伊予牛、戸島ぶり、菊間瓦の6件が出願されているようでございます。地域的には京都府が全体の25%に当たる120件に達しており、他を圧倒しているような状況でございます。法改正を契機に各地で地域ブランドをキーワードとした地域産業や農林水産業の活性化の動きが見られますが、あくまでも私的財産権の保護を目的とした登録制度であり、商品やサービスの品質に関して一定の水準、基準を公的に保証する制度ではないということだろうと思います。このため本市では、市内関係者の皆さんに地域ブランドとは何かの理解を深めていただくため、去る8月29日に中小企業基盤整備機構四国支部の事業を活用いたしまして、ブランド構築のあり方や成功のポイントなどを紹

介する地域ブランドフォーラムを開催いたしたところでございます。地域産品のブランド登録におきましては、その産品の名称がある程度消費者に周知されていること、例えば認知度が県内だけでなく隣接県などにも及んでいることが必要とされています。したがって、地域ブランドを育て、地域団体商標として登録するためには、生産者や組合を中心とした息の長い取り組みによる高い商品力の確立が最も重要な条件となってまいります。行政の役割といたしましては、このブランド名確立の工程で、組合などと連携しながらソフト・ハード両面で生産、販売戦略を構築、支援することであらうと考えております。議員のご指摘のとおり、西予市にはほかの地域には負けない特徴ある農林漁業1次産品が多数ございます。多くの場合、消費者の認知が十分ではないため、必ずしも有利な販売に結びついていないという課題がございます。この課題解消は、産業部局全体の政策課題であると認識をいたしております。今後関係機関と協力しながら、一層のブランド化に取り組み、第1次産業の活性化の一つとしてとらえていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、坂本議員のCATVについて答弁をさせていただきます。

デジタル放送の開始に伴いまして市内難視聴地域における受信環境は、地理的、地形的に悪条件の中にあります。この条件不利地域と言われる共同受信施設を構成する世帯数は、全世帯の約25%を占めるに至っております。これらの世帯に地域格差なくデジタル放送波を送信し、高速通信網を可能にするためにケーブルテレビ網の整備に向けて国、県との協議、要望を行っているところであります。

整備方法といたしましては、市内公共施設を結んでいる光ファイバー網を利用し、議員ご指摘の双方向通信による福祉、医療、防災等の住民サービスが可能となる光ファイバーケーブルを各家庭まで引き込む方法といたしております。

また、整備時期につきましては、2011年7月のアナログ放送停波までに整備を完了いたしたくスケジュールを組んでおります。現在、財源の確保、運営主体及び運営方針の検討を行うとともに、南予地域のケーブルテレビ局と連携を取り、

各局のケーブルテレビ局運営に関するノウハウについて意見交換を行うなど、事業完成後のスムーズな運営に移行するため準備を行っているところでございます。西予市が計画しておりますケーブルテレビ網の整備は、今後の市の発展を左右する重要な事業だと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いをいたします。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 坂本議員の3点目、自殺防止の質問にお答えをいたします。

国内における自殺者は、警察庁の統計資料で、平成10年から3万人を超えておるという状況が8年間続いている状況でございます。自殺の危険性の高いとされている自殺未遂者これについては、この数倍から数十倍いると、このように見込まれているところでございます。自殺は個人や家族の悲劇ばかりでなく、社会全体の大きな損失としてとらえ、予防対策をすることは非常に重要なことと認識しておるところでございます。全国的に自殺による死亡率の高い県につきましては、秋田、青森、岩手、島根、高知、逆に死亡率の低い県につきましては、岡山、徳島、香川、神奈川の順となっております。自殺の原因、動機は、健康問題や生活、経済問題、そして家庭問題、勤務の問題や男女間問題等の順でそれぞれ多くなっております。職業別につきましては、無職者、非雇用者、自営業、主婦、学生、生徒の順となっております。人口10万人当たりの自殺死亡率でございますが、先進国の中で日本が最も高く、政府は昨年12月に2015年までの10年間で自殺者を約25%減らす総合対策案を取りまとめているところでございます。1点目は、自殺の実態分析の推進や情報提供の拡充、2点目は、相談体制の充実、3点目は、雇用の創出や失業者への早期の再就職支援、これらを行うことが盛り込まれておるところでございます。

西予市の自殺者は、坂本議員ご指摘のように、野村、城川地区が圧倒的に多い状態でありましたが、最近では明浜、三瓶地区でも増加傾向にありまして、西予市全体の問題としてとらえる必要が出てまいっております。このことから、西予市では、健康づくり計画2014、元気だ！西予の中で自殺問題を取り上げ、防止対策を検討しているところでございます。アメリカではうつ病にマインドフルネス・アクセプタンスを盛り込んだ心理

療法で効果を上げているそうでございますが、本では、それらの指導ができるカウンセラーがまだまだ少なく、また2カ月から6カ月という相当期間の治療を要するため、地域ボランティアやNPOスタッフの養成で効果が期待できると言われておるところでございます。

坂本議員ご案内のように、有識者による協議会を立ち上げて対策を図ることは必要だと認識をしておるところでございます。ただ西予市におきましては、類似の協議会として健康づくり計画ワーキング委員会、防犯協会、青少年健全育成協議会、DV防止対策ネットワーク、子育て支援ネットワーク等が設置されておるところでございます。新たに専門協議会を立ち上げるか、既存の協議会の充実を図るか、今後十分検討をさせていただき、自殺防止に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 たいまは市長初め部長、各管轄の部長から明快なる回答をいただきまして、非常に快く思いました。

ただ3番目の自殺防止についてでございますが、これは非常に大きな問題でございます。西予市にとっては、自殺というのは、社会的な非常にひずみがそこに出てきたんだというように思っております。

それともう一つは、なぜ野村と城川が多かったんかと。過去58年からずっと続いているんかと。先ほども三瓶、明浜にも次第にふえているということをお聞きしたんですが、確かにふえております。私の調査の範囲内においてもふえておるんだと思いますが、これは社会的なひずみがこういうような形であらわれてきるとということにおいては、市としても認識はされてるんだと思いますが、特に行政改革大綱の中において、夢のあるまちづくり、夢をなくしたから死んでいく人もおると思うんです。それから、隅々まで行き渡る行政、それから、行政の情報を市民と共有すると、この3点を視点として上げておられます。そして、また職員の行動としては、市民の立場で行動できる職員の育成を図るといいうようにうたっておられます。これこそが住民とともに、住民のための市民によるまちづくりが視点となってあらわれているんじゃないかと、市長の方針としてこれ出されているんだと思います。それについて、先ほ

どの部長の、確かにすぐに協議会を立ち上げてやってくださいといったって、そら無理があるとは思いますが、これは今全国的に立ち上げているところは、福岡県が、福岡市だったですか、福岡市が現実にやっております。ですから、そんなにこれは緊急の問題だと私は思っておりますので、今までの延長線上にそれを取り上げて各推進されている部署がやっていくというような問題ではちょっと手ぬるいんじゃないかと思っておりますので、この点についての再度部長の今後の取り組みについて、意気込みを確認したいと思っておりますが、答弁をお願いいたします。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 確かにそのとおりだと、このように認識しておるところでございます。けさの愛媛新聞にもちょっと載ってございますけれども、この問題が非常に社会的に全体に大きな損失をしていると。特に日本全国に至っては、これらの損失が6,000億円から9,000億円と、このように報道をされているところでございまして、市としましても、早急な取り組み、これが必要ではあります。先ほど答弁させていただきましたそれぞれの協議会と、そして2014元気だ！西予、その中でも盛り込んでございます。それらを軸にいたしまして、今後前向きに進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 次に、19番山本英男君。

19番山本英男君 議長より許可をいただきましたので、通告のとおり2点について質問をいたしたいと思います。

例によって、多少前置きでたわいのないことをしゃべらせていただきたいと思っております。

まず、本日20日は皆さんご案内のとおり自民党次期総裁が選出されます。恐らく予想どおりの方が選ばれることでしょう。私自身の過去の投票を振り返ってみますと、何の選挙であれ、残念ながら死に票になったことが多くて、それだけ悔しい思いが多かったということになります。今回もその口かなと思っておりますが、個人の思いは別としまして、選ばれた方は即日本の総理大臣ということになりますから、大いに期待をして見守りたいと存じます。

いま少ししゃべります。

市長さん、覚えておられませんか。晩春正確に言うと4月21日、三瓶町のある地区の区長OB会が三瓶本館であった夕方のことであります。実は私、会の始まる直前、1階の喫茶ルームで、まことに見事な夕日を眺めておられる市長の姿をかいま見ました。その折、市長は観音様のようにも見え、またそれは無我の境地にあるようにも見えました。美しい夕日を眺めながら、市長さんは何を考えておられるのかなと、げすの勘ぐりで憶測しましたが、もちろんわかるはずありません。恐らく財政の厳しい中で、4万5,000市民のあしたの幸せを願って夕日に祈っておられたのではないかなと勝手に思っています。一度あのかのときのことを尋ねようと思いついておりました。いずれかの機会、あの美しかった夕日のご感想をお聞かせいただいたらと思っております。

それでは、最初の質問に移ります。

過去の一般質問に対する回答の経過報告についてであります。

定例議会といたしましては、今回がちょうど10回目となります。切りのいいところであえてこの質問をいたしたいと存じます。

過去の一般質問について、そのうちの案件によっては、何らかの機会を見て本会議の中で経過報告等があってもいいのではないかなと思っております。特に今後の検討課題としたいとか、現在協議を進めているところ、あるいは今後協議を行いたいなどとお答えをいただいた事項については、ぜひその後の動きや見通しなどについて状況の報告を得たいと存じます。もちろんその中には、所管の委員会の場とか、質問をした個々の議員に報告ないし再回答があった事項もありましょうが、本会議においてなされた一般質問については、本会議の場においてその報告を得たいと思っております。このことは我々議員再度から見て質問のしつ放し、理事者ないし行政サイドにおいては、表現はよろしくありませんが、その場限りの回答であるとかして、将来に向けて無責任なやりとりやある種の弊害を生むのではないかなと懸念するものであります。

以上の件は、議員が改めて質問をすれば済むことかもしれませんが、いかがでしょうか。

なお、このことに関しましては、他の何人かの議員との話し合いの中で出てきたものでありまして、むしろ議会運営委員会あたりで協議の上、そ

の結果によって改めて申し入れるべきものであったかもしれません。具体的に私の場合、昨年度質問しました点、ハザードマップ、防災マニュアルの件を質問に通告しておったんですが、先ほどの浅野泰義議員の質問の中で回答がありましたので、これは削除いたします。

次に移ります。

次に、防災や防犯から見た空き家対策についてお尋ねをいたします。

このことに関しましては、既に平成16年9月の第2回定例議会で、亀井議員が一般質問の再質問で行った件であります。改めて質問をいたします。

西予市全体を見たとき、各所に空き家があります。とりわけ三瓶町や明浜町のような海岸部の密集地における空き家、特に廃屋といつてよいような状況の家屋については、防犯上あるいは防災上の観点から見て非常に危険であり、まことに物騒であります。

また、季節によりましては、シロアリ等が飛び回り、近隣の居住者にとりましては、大いに迷惑な物件もあります。今後ますます危険度を増すことは明らかであります。何とかならないものでしょうか。中には地元所有者が在住しないものやどなたが所有者か、判然としない物件もあります。ちなみに私の住んでいる地区では、ちょっと前になりますが、平成11年度、私が区長のときに調査しました際に、約50戸の空き家と申しますか、空き棟がありました。すぐに住めるものや少しばかり手を加えれば住めるものもありましたが、どうしようもないものが多数ありました。いずれにしても、高齢化や過疎の進展する現状では、ふえることはあっても減ることはございません。戦時中における建物疎開の考え方では困りますが、物件所有者に対して、行政サイドからより強力な指導はできないもののでしょうか。

また、全国では660万戸以上の空き家があると聞き及びます。恐らく同様の悩みを持った自治体は多いと思います。とすれば、政府に対して国の立場からの対処、善処方、例えば特例法の制定などについて陳情できないものか。議会も協力していくことは当然のことではあります。まずは行政の方でご検討をいただきたいものと存じます。

以上、大きく2つの点をお尋ねして私の質問を

終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 山本議員の過去の一般質問に対する回答内容の経過報告について、まずお答えをいたしたいと思います。

山本議員の1点目の質問であります過去の本会議の一般質問の中で、今後の検討課題としたいとか、現在協議を進めているところ、あるいは今後協議を行いたいと回答した事項については、本会議においてその経過報告を得たいということではありますが、一般質問は地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、報告説明を求め、疑問を質すものと理解しております。各議員からの質問に対しましては、誠意を持ってできる限りの答弁をさせていただいておりますが、中にはすぐ予算に反映できるもの、条例改正の必要なもの、時間をかけ検討するもの、大きな財源を伴うものがありますので、その都度担当でよく検討し、答弁に沿って努力いたしているところであります。

しかしながら、一般質問の事項はそのときの財政、経済の状況、地域の事情等々が背景にあると思われまので、より適正化を図るためにも再度ご質問いただければと考えております。

次に、2点目の質問であります防災や防犯から見た空き家対策について、物件所有者に対して行政サイドからより強力な指導はできないかという質問であります。老朽化し放置されたままの建物の近隣の方から、台風等で崩壊のおそれがあるもので、市で対応できないかとの問い合わせがありますが、個人の財産を行政が勝手に処分することはできませんので、物件所有者がわかれば、市から危険なため建物の適正な管理について、西予市火災予防条例第24条、空き地及び空き家の管理で、当該空き家へ侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないことを踏まえましてお願いをいたしております。

また、政府に対して国の立場からの善処方を陳情できないかという質問であります。他の市町はどうなのかよく調査をいたしまして、検討したいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長 19番山本英男君。

19番山本英男君 1点、再質問させていただきます。

2問目の方の空き家の件でございます。

現在西予市全体で空き家の状況をどの程度把握できておるのか。できてなければ、今後調査をするかどうか、そこを2点伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 炭倉総務課長。

炭倉総務課長 再質問に対しましてお答えをさせていただきますが、現在私が空き家をどれだけの戸数があるかということは、現在把握しておりません。今後調査をしまして、どれだけの空き家があるかというようなことを調べていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、20番山本昭義君。

20番山本昭義君 ただいま議長の質問許可をいただきましたので、次の2点に対し理事者の所見をお伺いいたします。

第1点は、大野ヶ原小学校の改築についてお伺いをいたします。

1,400メートルの高原の秋は早く、ススキが咲き、風が私たちのほおを優しく通り過ぎ、牧草地では飼料のロールづくりも始まっておる穏やかな地域大野ヶ原ですが、60年前の入植当時は一面の原生林であり、道もなく、電気、水道などあらゆる文化的な生活から見放された高冷地でありました。たくましい持久力と生命力で厳しい自然に耐え、西日本でも有数の農業、酪農及び観光地として60年の歴史を築いてまいられましたことは、敬意を申し上げる次第であります。

さて、質問の学校教育に関してですが、入植されて5年後に杉皮ふきのバラック屋根の校舎が建てられましたが、校舎、教室とは名ばかりで、教材と言えるようなものは無論なく、3学期に至っては積雪のため、ほとんど授業も受けられない極めて悪条件の中、寺子屋風教育が始まったと聞いております。その後新入児が22名の入学も見ようになり、昭和33年には大野ヶ原小学校として独立をいたしました。教育環境は極めて悪い条件であり、義務教育遂行は大変困難な状況であったと聞いております。待望の校舎も昭和41年に鉄筋コンクリート校舎が完成をいたしました。当時は堂々たる校舎でありましたが、40年間の風雪に耐えた校舎は、天井の板が湿気で自然落下

し、多数の鉄製のサッシは動かない状態でありませ。冬には外壁のブロックのすき間や窓から入る風の寒さは厳しく、ストーブをがんがん燃やしての学習環境は最悪であります。校舎の外は湿度が高く、校舎内は乾燥する、その繰り返しのため腐食も早く、古い耐震基準法ですら語るに足らずと言われております。1981年建築基準法改正により耐震基準はさらに引き上げられ、改正前の校舎は予備対象の校舎となりましたが、その予備調査すらする必要のない状態の校舎だと思われませ。今校舎の話とともに惣川小学校との統合の話もあると聞きますが、標高1,400メートルの高原は、私たちの想像を絶する厳しさであります。去年は1メートル以上の積雪が40日間弱あり、また惣川小学校までの距離は20キロ弱と遠く、統合は到底無理だと思われませ。将来ある子供たちに安心と安全と温かい手を今行政が差し伸べるべきではないでしょうか。大野ヶ原地区は高齢化率も18.14%と全国平均よりも低く、後継者、若者も多く、将来児童もふえ希望の持てる地域であります。今行政として大野ヶ原地区に住む楽しみと夢と希望と信頼の手を早く差し伸べるべきだと思われませ。教育委員会においても校舎に関する特別委員会も設置されていると聞いておりますが、その経過といつ改築されるのか、それとも大規模改修なのか、お伺いをいたします。

第2点は、大野ヶ原開拓組合より申請している風力発電に対する市の対応についてお伺いをいたします。

今世界では地球温暖化防止、つまり二酸化炭素の削減が叫ばれています。我が国でも京都議定書に始まり、新たなエネルギー策として風の力、太陽の光などで発電した新たなクリーンエネルギー開発に関する特別措置法が2010年期限つきで法令化されました。今目標に達していない電力会社は、クリーンエネルギーの値である1.35%の値になぜこだわるのか。それはこの目標が達成が義務であり、目標に達しないと、完全自由化後、売電入札に参加できないからであります。電力会社においては大変なことであります。大野ヶ原地区は今が最後のチャンスと定め、有力企業支援のもと、太平洋から瀬戸内海に至る海の風、陸の風を利用し、二酸化炭素を出さないクリーン風力エネルギーで地球温暖化とともに西予市大野ヶ原地区の活性化に貢献できる事業として市に申請

をしております。この申請について報道関係では、県立自然公園と環境景観等で反対の意見もあり、また一方では、環境保護団体が地球温暖化防止、また資源確保のためと賛成との意見等が報道されております。今世界の流れは風力、太陽光等によるクリーンエネルギー開発に走っているのが現実であり、欧州連合では、総発電量の21%を2010年度までにクリーンエネルギーで補うと目標を定め建築を進めております。我が国でも総発電量の1.35%を2010年度までに補うと定めていますが、環境保護団体等からは、目標が余りにも少な過ぎるとの強い批判もあります。申請されている風力発電を石油で発電したと換算いたしますと、これは電力関係の調べですが、申請されている風力発電は2,000キロワット、20基であり、年間27%稼働するといまして、発電量は約1億800万キロワットであります。一家庭の年間消費電力を3,500キロワットとして換算すると約3万戸余りの電気を賄うことができます。これを石油の量であらわしますと、1キロ当たりの発電に必要な量は0.24リットル使用すると言われておりますから、計算を積み重ねてまいりますと、実にドラム缶約14万5,000本使用することになります。このように多くの限りある石油資源を利用し発電いたしますと、二酸化炭素の排出は多く、温暖化は進み、自然を破壊し、自然の枯渇につながるのです。今計画されている場所は牧草地であり、自然破壊には到底つながりにくく、風車の設置により、また新たな観光も生まれるのではないかと考えられます。有限の資源を利用することなく、無限にある自然の力を利用し、環境に優しい自然エネルギーで限りある資源の節約に努め、地球温暖化防止及び西予市大野ヶ原地区の活性化になるこの計画を早急に進めるべきであります。時限立法の期限である2010年度までには、送電を始めなくてはならない現実を考えたとき、今がタイムリミットだと思われれます。今この計画に地球活性化の希望をかけている地域の夢をとめることなく一日も早い実現のため、市は県に申請されるべきだと思いますが、理事者の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 山本議員の1点目の質問にお答えをいたします。

基本的な考え方につきましては、浅野議員の答弁で申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

検討委員会の設置とその経過につきまして概要を説明させていただきます。

昨年度に実施いたしました耐震優先度調査で、昭和56年度以前に建てました校舎や屋体等が市内で46棟ございます。これらを今後どう改修していくかが大きな問題になってきます。

また、児童の減少に伴う教育効果を考えるときには、やはり中・長期整備計画の策定が必要と、そういった認識に立ちました。その計画の策定に当たりましては、各界からの意見を聞きながら、全市的に検討をいただくことが必要と考え検討委員会を立ち上げたところでございます。今年の7月24日の定例教育委員会におきまして、18人の委員さんを委嘱し承認を得、第1回の検討委員会を8月31日に開催し、第2回を9月13日に現地調査を中心に実施したところです。私も大野ヶ原小学校の運動会には毎年参加させてもらっておりまして、現地の状況等は十分把握しております。質問の中で、何年度に改築するのかということに関しましては、ここで明言はできませんけれども、大野ヶ原小学校は耐震優先度調査対象外の建物であること、また児童数も今後10人前後で推移すること、地域の後継者の状況から類推すれば、検討委員会の意見もおのずと見えてくるのではないかとこのように思われます。いずれにしても、その検討委員会の答申を尊重しながら進めていきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、山本昭義議員の質問にお答えいたしますが、2つの質問とも地元大野ヶ原、惣川を代表してのご質問だと、このように思っております。回答をさせていただきます。

大野ヶ原開拓組合より申請をしている風力発電に対する市の対応について、私の方からさせていただきますが、ご質問の風力発電施設整備については、大野ヶ原開拓組合から市に対して事業の参画または事業実施の賛同について申し出を受けているところであります。この事業は市から県へ申請するものではなく、設置場所が四国カルスト県立自然公園内であり、愛媛県県立自然公園条例で定める基準を超える工作物であることから、県立

自然公園普通地区内工作物新築願を事業主体から県知事へ直接届けるものであります。今回の風車建設は、売電が目的であります。県立自然公園内での売電行為は認められないため、開発容認条件の一つとされている公益性をより具体化するために市に対して事業への参画または賛同書の提出を求められているものと考えています。ご質問のように京都議定書に始まり、地球環境温暖化に効果のあるCO<sub>2</sub>の削減が急務で、国は新エネルギー、風力などを含めてであります。より発電した電気を電力会社が買い取る義務を果たさせた法律いわゆる電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が整備され、電力会社に対して一定の割合で風力や太陽光などの新エネルギー導入を義務づけられたため、全国で風力発電開発に向けた動きが活発化してきております。今回の計画で、源氏ヶ駄馬付近に2,000キロワット級の風力20基を設置するというもので、その風力1基の規模は、本体支柱の高さが60メートル、羽の長さが41メートルで、直径が約100メートルにもなるという大規模なものであります。また、付随する送電線の架設は、現地から電力会社の既存変電所まで約20キロに及ぶものであります。市においても、届け出と実施事業主体、届け出事前のアセス環境いわゆる環境影響評価、計画の実現性など精査すべき事項も多いことから、現段階では経営参画及び計画への賛同については白紙の状態であります。それぞれ地域の方々や地域審議会あるいは議会の方々等、いろいろなご意見を聞いて今後慎重に判断したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 ただいまは教育長が答弁をされましたが、教育長の答弁の中では、危険はわかっている。だが、なかなか予算とかいろいろなことがあって建てるのは難しい、また検討委員会も立ち上げておりますので、そのような中でいろんな形で検討していきたい、そのような答えであったとおおむね思っております。

また、議会やそれから市長また教育委員会にも陳情も来ておりますが、議会といたしましても、陳情に対しましては採択をし、市長に進めると、そういうことが関の山で、また一議員といたしましても、このような場で一般質問をしていく、こ

のような形しかとれません。そこで設置者であり、また予算の執行者であります市長にお伺いをしたいと思っております。

ご承知のように一番危険の高いものは、低いところから予算をとってそれを執行していく、そこらができるのも市長であり、また政策を立てられるのも市長であると思っております。また、それも大事ですが、それよりもっと大事なものは、4万5,000の市民の安全そして生命を考えるのが一番大事ではないかと思っております。

そこで、市長も1年半の余りの任期となりましたが、その任期のうちに建設をされるのか、それとも計画をされるのか、そこら市長の立場として、また執行者の立場として、設置者の立場としてお答えをいただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、山本議員の再質問についてお答えさせていただきます。

設置者の立場ということのご質問でございますが、まず今検討委員会等を立ち上げていただいとりますが、教育委員会部局で。来年の7月までに一応結論を 西予市全体のいわゆる学校のあり方についての検討をするということで今立ち上げられておりますけれども、今ほど教育長の答弁もありましたとおり、この大野ヶ原小学校の問題については、その中でも最重要課題として一つ別個にもう検討していきたいというような答弁だったと、このように思っておりますが、そういう中で、まずその出た答申について教育長も尊重をする、私も尊重をしていくという流れの中で判断をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 再々質問をさせていただきます。

今の答弁では、教育委員会が特別委員会をつくって検討されておると言われましたが、例えば特別委員会がノーという答えを出した場合、生徒数も少ないし、けがしても大したことないじゃろう、予算も少ないんだから、そういう場合でノーと答えが出た場合、市長はどのように対応されますか。私が市長としての立場だったら、やはり自分はこうしたい。それで教育委員会、こういう形で検討してくれんか、そう言われるのが筋じゃな

かろうかなと思っております。そういう考えで、もう一度お願いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、再々質問についてお答えさせていただきます。

今の地方自治法という法律の中の市長の制度的な問題がそこにあります。いわゆる教育委員会と市長という一つの立場で、今全国的な問題になっておるのが、教育委員会に対して行政が意見を物申すようにする制度改正をすべきではないかというのが大きな流れの中にあることも確かであります。これは地方自治法上の問題の中です。

しかしながら、現段階としては、教育委員会というのは独立した委員会であります。そういう中で、それを尊重するというのは、基本姿勢を持たない限り、今の地方自治法上ではいけないのではなからうかと、私はそのように思っています。特に私は教育問題について、現段階で政治性を入れることについては、私は反対でございます。したがって、教育委員会の適切な判断の中で私も判断をさせていただくということにさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

議長 暫時休憩をいたします。午後1時から再開いたします。(休憩 午前11時52分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時00分)

次に、6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 たいまは議長より一般質問の許可をいただきましたので、午後のトップバッターとしてしっかり一般質問を行いたいと存じます。

7、8月の愛媛新聞及び日本経済新聞等の経済欄によりますと、4月から6月のいわゆる第1四半期の業績は、資源、素材価格の上昇で、私鉄、金属や商社そして薄型テレビなどの電機も利益を伸ばしているようでございます。そして上場企業では、純利益が対前年比35%の増益となっているようでございます。西予市ではどうでありましょうか。総じて言うならば、景気はよいとは言えず、景気は相変わらず低迷したままというのが現状のようです。

しかし、一部ではあります。今まででもよい業績に加え、一部の業種が上昇気流に乗ったように思われます。これも間接的に中国の高い経済成

長の恩恵によるものも多分にあるのかなと思われる次第であります。本市は第1次産業が基幹産業であります。特に合併後、日本の縮図と言われるこの西予市には、西に広がる宇和海、東にそびえる四国カルストの山々を抱えます。今回は海にかかわる質問、特に海面養殖業についてお尋ねをいたします。

元来この仕事は、ある意味自然が相手です。台風、赤潮などの自然災害や病虫害、第三者による被害に見舞われる危険をはらんでおります。しかし、業者の方々は海の気質なのでありましょか。せっかくこれらをかバーする魚類養殖共済などの制度があるにもかかわらず、加入率が低いのが現状であります。この制度は漁業経営の安定を図ることを目的として、漁業災害補償法に基づき実施されています。仮にこの制度に加入したとすれば、金融機関から見れば、不慮の事態に対処できますので、担保保全がぐっと上がりますし、融資対象物件に乏しい水産業にとっては、非常によいことなのであります。

しかし、低い加入率のわけは、同一海域の業者は全業者の加入が義務づけられていること等々、そしてその掛け金は規模にもよりますが、何十万円から上は何百万円にも上り、多大な掛け捨ての資金が必要なも足かせになっているようであります。市長、いかがでありましょか。漁業経営の安定ひいては西予市の地場産業の安定にもつながります。そっと背中を押す気持ちで行政が何かできないものでありましょか。行政には、いわゆる箱物行政と言われるものがありますが、それは多額の建設資金とその後のランニング費用が必要であります。これらをハードとすれば、私の提案は少ない資金でできますし、分離すれば、ソフトと言えるのであります。これからはソフトの適切な運用そういう時代ではないでしょうか。予算書の水産業振興費は、当初予算におきましては1億3,100万円となっておりますが、その中身を分析いたしますと、人件費、魚礁設置工事請負費、そしてこれは特別でございまして、八西地区漁協合併関連施設等整備補助金であります。これらを除けば、漁業従事者に直接関係のある、私流の実質の水産業振興費は700万円弱でございます。およそ700万円でございます。その年度にもよりますが、予算がおよそ250億円の一般会計予算に対し、わずか0.28%であります。

1万円札が一般会計といたしますと、28円でございます。若手の職員1人分の市の負担費用なのであります。もっと水産業界に目を向けていただきたいと強く感じるものであります。市長のご所見をよろしくお願いいたしたいと存じます。

次に、国保の生活習慣病予防事業についてを質問いたします。

メタボリックシンドローム、最近よく耳にする横文字でございます。これは過食、運動不足などが原因で内臓脂肪が蓄積し、高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が複合された状態を言います。最近多いそうです。本市の高齢者は1万4,595人、その率は三十二、三%となります。気をつけなければなりません。そして我々40代も、私は50代でございますが、50代もその予備軍と言えるのであります。2006年度から住民の糖尿病を初め生活習慣病の予防を促す国保ヘルスアップ事業が始まっております。本県では今治、新居浜、四国中央市、鬼北町が国の助成を受け実施されているようでございます。

ここで質問いたします。

本市ではこの事業はどうなっているのでしょうか。現況と今後の取り組みにつきまして総合的に質問いたします。

以上で私の質問といたします。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 嶋川議員の第1点目の海面養殖業における魚類養殖共済支援についてお答えをいたします。

漁業共済制度は、漁業経営の安定を図ることを目的といたしまして、昭和39年に成立した漁業災害補償法のもと実施されております。共同の理念に基づく漁業者の総合救済の精神を基調とし、漁業者が不慮に見舞われたり、自然災害により災害をこうむったりした際の損失を補償する制度であります。漁獲、養殖、特定養殖、漁業施設の4種類の方式から構成をされており、中でも養殖が全体の契約高の8割を占めております。西予市内における海面養殖業の現状としましては、経営体数が真珠を合わせ192経営体あり、共済種目に該当する620万2,000尾のうち、今年度加入は135万2,000尾、率にしまして全体の21.8%にとどまっています。平成8年に発生した真珠母貝大量へい死により一時期加入率は上昇したものの、近年全国的な頻発する自然災害の

影響はありますが、おおむね低加入率で推移をいたしております。

自治体の助成に関してであります。異常な赤潮損害を補てんする赤潮特約については、国が3分の2の助成、残額3分の1を愛媛県が負担をしております。しかしながら、通常の漁協共済掛金助成は、県においても、また県内市町村でも行われていないのが現状でございます。四国内で2自治体、高知県宿毛市と須崎市が魚類を指定し、定率を負担する方法をとっており、その場合、さらに県が同率を上乗せ補助する仕組みとなっております。市といたしましては、県、近隣市町と連絡、連携を取りながら今後検討してまいりたいと考えておりますが、まずは当制度の基盤となる漁協組織において、組合員に対する周知、指導、加入促進に取り組んでいただくことが先決であるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 嶋川議員の2点目の質問にお答えいたします。

国保の生活習慣病予防事業についてでございますけれども、国民健康保険の保険者が行う保健事業は、国の特別調整交付金で助成を受けまして、助成対象事業は国保ヘルスアップ事業、健康総合対策事業等6つの事業が対象となっておりますところでございます。

西予市におきましては、平成16年度に西予市健康づくり計画2014を作成し、16年度から18年度の3年間、健康総合対策事業の助成を受けておりますので、現在は国保ヘルスアップ事業には取り組んでいない状況でございます。

この国保ヘルスアップ事業につきましては、今後高齢化がより一層進展をすることが見込まれますし、生活習慣病の増加による医療費の増嵩が見込まれることから、生活習慣病の1次予防に重点を置いた事業として、平成17年度に創設をされているところでございます。西予市健康づくり計画の基本方針の中でも、健康の保持、増進と疾病の発生を予防する1次予防を積極的に推進することを掲げているところでございます。今後は、平成20年度から国保の保険者に対して生活習慣病に着目した保健事業の実施が義務づけられておりますし、西予市健康づくり計画を実践し、医療費の適正化を図る観点からも、この事業について

は、平成19年度から取り組めるように国保部門と健康づくり部門との組織体制の見直しをも含めて前向きに進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 議長、ちょっと暫時休憩よろしいですか。

議長 暫時休憩をお願いします。(休憩 午後1時15分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時18分)

6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 それでは、再質問をいたしますが、ただいまの部長の答弁でございますが、検討するというところでございますが、ぜひとも前向きに検討していただきたいと。これからの行政の姿勢は、私はもうインフラ整備はある程度いいのかなと、もうある程度行き渡ったかなと。かといって、インフラ整備を否定するものではございませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

私の言いたいのは、それよりもこれからは、非常にソフト面といいましょうか、適切なソフトの運用という表現をいたしますが、こっちの方を充実していただきたいというのが私の切望でございます。それがまた、市長としても適切な施策かなと、私は信ずるものでございます。

一般質問の中身でございますが、市長に水産業界に目を向けていただきたいというところがございますが、そこを再質問にも、再度また、どうもこの部分が答弁がないように私は解釈いたしておりますのでお願いしたいことと、先ほど部長は検討いたしますと言われましたが、山本議員がおっしゃいましたように、検討いたしますというのは決まり文句のようでございますが、もっとも前進的な表現がないのかなと、それもあわせてお願いしたいので、それもお願いたします。よろしくどうぞ。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、嶋川議員の再質問についてお答えさせていただきます。

インフラ整備からソフト事業へという一つの考え方だと、このように思いますが、これ自身は確かに大事なことだと思っております。しかしなが

ら、こういう西予市という一つの条件を考えますと、やはりインフラ整備をした上でないといろいろなことができないと、こういうこともご理解をいただいておりますとは思っておりますけれども、水産業に対しては、私どもも詳しいところまでも徹底的に知っているということではありませんけれども、今枯渇しておる水産資源を何とか近隣の海においてもしっかりそれを育てていくといえますか、そういうことも私は大事だと思っておりますので、そういう意味の、例えば漁礁等々のインフラ整備も進めていく必要は、私はあるんじゃないかと、このように思っております。

また、それ以外にソフト面で、例えば先ほどの言われた共済制度への何らかの支援という問題でございますけれども、この問題については、非常に難しい問題があると、私は思っております。基本的には共済というのは、自分が自分を守る制度であります。したがって、そこへどれだけ行政が支援体制をするのかということになりますと、ほかの、例えば農業共済との問題等とも含めてあります。共済制度の抜本的なところを問われる問題になりますので、この辺を踏まえなくてははいけないということで、先ほど部長の答弁になったということもご理解をいただきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長 次に、7番沖野健三君。

7番沖野健三君 通告によりまして2点について質問いたしたいと思います。

その前に、西予市も合併して2年半が来ようとしておりますが、まだまだ一体になるには時間がかかるようであります。そういう中で皆さんも議会だよりの第9号をごらんになられたと思うんですが、その表紙には、三好市長が城川のどろんこ祭りにおいて、みずから田んぼの中に入って大奮闘されている姿が載っております。旧城川町長の中でまだ田んぼの中に入った方はいなくて、今回三好市長が初めだと聞きました。市長はこういうところにまで鋭気を使われて、一体感の醸成に努められている姿に私は大変敬服しております。これからも基本理念であります市民と手を取り合いを実践していただきまして、一日も早く西予市が一つになるよう努力していただきたいと思

それでは、質問に入ります。

7月14日の愛媛新聞に、西予市役所の職員の課長級以上がごみの分別の体験研修を行った記事が出ておりました。部長会で提案されたいのですが、幹部が率先して行動を起こしたことに、私は市長が公約されているごみ処理経費の1億円削減について、以前は市民に分別を押しつけるだけでは不可能とっておりましたが、今回のこの行動で1億円削減も夢ではないと確信いたしております。行政改革は不言実行であり、率先垂範であります。江戸時代に米沢藩を藩政改革、今の行政改革をした上杉鷹山という方がおられますが、この方が改革は管理者が率先して行わなければいけない。常に後から続く者にして見せて、言って聞かせてさせてみると言っておられます。この言葉のようにせつかく幹部が体験したのですから、ここで終わらせないで、全職員に体験させるべきと思うのですが、ご意見をお伺いいたします。

なお、余談であります。厚生委員会でも9月22日にごみの分別体験研修を実施します。

次に、最近公務員の不祥事が多発しております。記憶に新しいところでは、福岡市の職員が飲酒運転によって幼い3児の命を奪った事故がありました。率先して法律を遵守しなければならない市の職員が犯した重大事故に非難の声が起こっております。愛媛県と県内20市町で平成13年以降の5年間に飲酒運転で検挙され懲戒処分を受けた職員が30人いるそうです。公務員の飲酒運転に対する批判が高まっております。幸い西予市においては、処分を受けた職員はいないと聞いておりますが、しかし今後いないとは言えません。西条市などでは、処分を出していないにもかかわらず、処分基準強化の方向で見直しを検討し始めたそうですが、西予市では見直しは考えておられませんか、お伺いいたします。

そのほか公務員の不祥事では、京都市で4月以降、生活保護員の詐欺、覚せい剤取締法違反などで10人の職員が逮捕された事件や大阪市、呉市、また近隣の宇和島市においても公務員の不祥事が起きております。これは一つには、モラルの低下にも原因がありますが、また多くの公務員は一度採用されると再教育を受けないということにも原因があると思います。西予市も職員が約1,000人おります。民間企業で言えば大企業であります。企業は人なりと申しますが、たとえ大企

業といえども繁栄と倒産は社員一人一人の人間性にかかってきます。自治体でも職員の人間性で町は発展もするし、また衰退もします。衰退しないようにするためには、職員の再教育が必要であると思うのですが、お考えをお伺いいたします。

また、新人教育については、鉄は熱いうちに打てというように、純真なときに徹底した教育をすべきと思います。特に現場を体験させることが必要であります。幸い西予市には、福祉施設や第三セクターの施設がたくさんあります。そこで福祉の苦労や難しさ、民間の厳しさを体験させ、公務員はサービス業で公僕だということを実感することが大切だと思います。将来西予市を担う立派な職員を育てるために、施設でせめて半年間研修させてはどうでしょうか、ご意見をお伺いいたします。

最後に、地方独自課税についてお伺いいたします。

皆さんもご存じの夕張メロンで有名な夕張市が財政破綻をいたしました。財政再建団体になると、鉛筆一本買うにも政府の許可が要ると言われるほど市の裁量は制限されます。これからは夕張市だけでなく、多くの自治体が倒産するそうです。このようなニュースを耳にしますと、西予市は大丈夫だろうか心配いたしますが、幸い平成17年度一般会計決算でも約7億円の黒字だと聞き、一安心しております。

しかしながら、国の三位一体の改革により交付税が減額されております。例えば悪いかもかもしれませんが、国と地方を家庭に例えると、国である親の給料が少なくなったため、自治体である子供の小遣いを減らさなければならなくなったようなものであります。子供は小遣いを減らされたら、アルバイトでもしてふやす方法も考えなければいけません。地方もこれまで財政面で国に依存することが大きかったが、これからは脱却して自立しなければいけない時代になるのではないのでしょうか。入りをはかりて出るを制すということわががありますが、削減にも限界があると思います。これからは自治体が少しでも税収をふやす努力もしなければならぬでしょう。

地方独自課税とは法定外税のことでありまして、平成12年4月1日施行の、いわゆる地方分権一括法により税収の用途を特定しない法定外普通税と税収の用途を特定する法定外目的税があり

ます。現在法定外普通税を導入している市町村は、静岡県熱海市の別荘等所有税ほか3市2町、法定外目的税を導入している市町村は、山梨県富士河口湖町の遊漁税のほか2市があります。富士河口湖町の遊漁税創設の目的は、釣り人による環境面の悪影響問題解決と施設整備に充てるためです。河口湖に釣りに来るお客から遊漁券を購入する際に200円の遊漁税を徴収し、その税収は平成17年度で約2,000万円あったようです。

そこで提案なのですが、屋外に設置されている清涼飲料水の自動販売機、法定外目的税をかけてはどうでしょうか。全国どここの道路にも空き缶の投げ捨てはやめましょうという看板が立っています。西予市内にもおいても同様であります。また、田んぼや公園などには空き缶が転がっており、空き缶公害と言っても過言ではありません。たばこには約2億円の税収がありますが、清涼飲料水については一切ありません。それに空き缶の処理費用には多額の税金が使われております。せめて屋外に設置されている清涼飲料水の自動販売機に法定外目的税を導入して空き缶の処理費用に充ててはどうでしょうか、ご意見をお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。

議長 別宮助役。

別宮助役 沖野議員の1点目の質問でございます。ごみの分別体験を全職員にさせてはどうかということのご質問に対しましてお答えをいたします。

ご質問のとおり市長を初め三役、部長、課長が体験研修を行いました。また、平成18年度新採職員にも一日体験研修を職員教育の一環として実施をいたしましたところでございます。今後全職員を対象に実施をする方向で現在検討を進めております。

次に、飲酒運転に関する処分基準の見直しを考えていないかということでございますが、率先して法を遵守すべき公務員が、飲酒運転で重大事故を起こすという弁解の余地のない事態が続出しているにもかかわらず、公務員の相次ぐ飲酒運転事故に対し、公務員のモラルの欠如とするには余りにも犠牲の大きさに心が痛む思いでございます。西予市におきましても、綱紀肅正につきまして、あらゆる機会を通して公務員倫理の確立と服

務規則の確保等について強く指導をいたしておるところでございます。特に飲酒運転と交通法令違反につきましても、合併時に職員の起こした交通法令違反及び事故に関する内規を定めまして運用をいたしておるところでございます。

飲酒運転に係ります懲戒処分については、今までは最低処分が減給でありますので、さらにこれを強化をいたしたいと、このように考えておるわけでございます。

また、飲酒運転幫助等についても、あわせて検討を進めさせていただきたいと、このように考えております。

なお、職員教育につきましては、市の発足以降以来、各種研修機関等への派遣研修や市独自の階層別研修等を計画的に実施しておりまして、市職員としての専門実務や政策課題、さらには情報政策能力を向上させるべく今後とも研修体制の一層の整備、充実を図っていく所存でございます。

また、その中で職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚をいたしまして、市民の皆さんから信頼される行政のプロとして、市民の協働の中でみずからの役割を十分果たせる職員を目指すよう個々の意識改革を進めているところでございます。

さらに、市民の信頼と負託にこたえられる職員の育成に努めたいと考えております。

最後に、新人教育についてでございますけれども、現在新規採用の職員を対象に年2回6日間、市独自の研修を実施しており、公務を遂行するための知識や接遇等についての研修を実施をいたしております。

また、本年度においては、先ほど申し上げましたごみの分別研修を実施し、市のごみ問題等について考える機会といたしまして、なおご質問の福祉施設、第三セクターでの体験研修につきましても、将来的には期間を定めて実施したいと考えておりますが、当面の間は現在の研修内容を精査しながらできるものから随時実施する方向で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 沖野議員の地方独自課税創設についてお答えをいたします。

ご質問の地方独自課税につきましては、法定の税目以外の税源を対象として起こす税、市町村法

定外普通税と条例で定める特定の費用に充てるため設ける市町村法定外目的税があります。それぞれ市町村ごとの特別な財政需要に対応することを目的に設けられているものですが、住民負担の面などを考慮して、その新設または変更を行うには、総務大臣の同意が必要とされております。総務大臣は次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除きこれに同意しなければならないこととされています。

1、国税または他の地方税と課税標準を同じくしかつ住民負担が著しく過重となること。2、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。3、1及び2のほか国の経済施策に照らして適当でないことが上げられております。

現在、全国の市町村では、沖野議員から紹介がありましたように、法定外普通税では、砂利採取税ほか4種目に7団体が課税し、法定外目的税では、遊漁税ほか5種目に6団体が独自に課税をしております。ご提案の清涼飲料水の自動販売機への課税につきましては、固定資産税の償却資産の申告により既に課税対象となっております。同意されない項目の1に該当すると考えられ、これ以上の課税は適当ではないと考えます。市内の経済の状況を考えますと、当面の間は、地域産業である農林水産業の振興、新たな振興創出や企業誘致などに積極的に取り組み、地域経済の活性化を図りながら自主財源の確保に努めたいと思いません。

ただ今後も厳しい財政運営が予想されますので、一層公平な課税と徴収の確保に努めながら、ご指摘をありがたく真摯に受けとめ、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 1点だけ市長にもお願いがあるんですけども、職員を育てるということには、これ税金要らないんです。箱物をつくったりすれば多大な税金は要りますけど、立派な職員を育てるということには税金は必要ない。リーダーの方法で幾らでも立派な職員が育つというように思うんです。私は以前よく聞いたのが、城川町の住民の方が、城川町の職員は非常にいいでしょうと言われるんです。ああなぜですかと言うたら、いや、それは増田町長が非常に厳しかったからですねってと言われるんです。私もなるほどなというふ

うに実感したんですけども、やはりリーダーというものは、厳しく指導することが、ひとつこれからは大事だというように思っております。甘い顔をすれば、市長の人気はなくなるかもしれませんが、だけでも箱物をつくったりするより立派な職員を育てることの方が、非常に大切だというように思っております。

そこで、1点だけお伺いするんですけども、今ちょうど新規採用の時期なんですけども、今は昔と違いまして大学卒業者がほとんどだと思えますね、採用される方の中で。それも有名大学を卒業された方がほとんどじゃないかというように思っております。私はせっかく西予市に3つの県立高校があるんですから、高校生にも優秀な生徒がおります。これを18歳から育てて4年間、大学卒業程度の時期になると、相当立派な職員になるんじゃないかと思えます。ですから、少しでも3校の生徒に意欲を持たすために、夢を持たすためにも枠をつくって、1校から何人、三瓶高校、宇和高校、野村高校というか、何人という一つの枠をつくって推薦して採用してはどうかというように思いますが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、沖野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

その前に、私どもの政策に対して、あるいは私の対応についてありがたいお言葉をいただきましたことをお礼を申し上げたいと思えます。

まず最初に、職員を育てるということでございますけれども、先ほども上杉鷹山の話から増田旧城川町長の話から、本当に人を育てる方々にはそれなりの見識があるんだと、このように思っております。そして、それも受けとめなくてはならない、そういう方に私も近づいていかななくてはならないと、このように思っております。

私は職員の皆さん方に言っておるのは、早く市の職員になるようになってほしいということを今常々言っとるわけでありまして。今までの町の職員だから云々というわけではありませんけども、やはり市と町の間には、今の愛媛県内を見ても差があります。その差を早く埋めなくては、住民の方々に申しわけない、こういう気持ちでありまして、職員の方にもそういう意味ではいろいろな研修を通じて、あるいはいろいろな市長として、あ

るいはそれぞれの理事者、部長等もそれなりに対応をしてくれておるもんだとこのように思っております。そういうことを進めていきたいと思っております。

新規採用職員の関係でございますけれども、今は採用については、高卒、大卒あるいはそれ以外の卒業についてのという区分をして西予市はやっておりません。全く学歴を云々なしに採用をしておいて、それを第1次試験に、例えば一般行政職、土木職等々については、第1次試験を通過してもらい、そこにまず第一に場を位置づけております。そしてその後、その中から面接でとっていくという形をとっております。したがって、高卒、大卒ということをしておりません。したがって、またそれぞれの県立高校に卒をつくることもかえっている問題があるのかなという気がいたしておるところであります。したがって、この中でも今まで高校を卒業されて即通られた方もおられます。そういう力をやはり見せていただくというのが大事だと、私は思っておるところでありまして、それぞれの高校を卒業をされ、あるいは大学へ行かれた方も地元の方がほとんどの状況でございます。そういう意味で、自分の力で入っていただくことを切に願うところであります。

以上でございます。

議長 次に、29番二宮元君。

29番二宮元君 しんがりになりましたが、いましばらくご清聴お願いいたします。

私は、まず第1の質問で、JAひがしうわの支所廃止についてお伺いをいたします。

このことにつきまして、非常に関心の深い地元の婦人会ほか関係者の方が傍聴においでになっておりますので、ひとつ誠意ある答弁をお願いいたします。

JAひがしうわでは、昨年7月より管内の支所を回り、消費者と組合員の期待にこたえるためJA改善の断行を掲げた実践計画書を出席者に配布し説明会が開催をされました。JA側は組合長以下十数名が前段に並び、それぞれの立場でJA事情の現実と厳しさを説明され、支所廃止について地域の理解を求めたいとのことでありました。私の地元である貝吹の東支所でも3回にわたり説明会があり、JAひがしうわの健全化を図るため、この活性化基本構想に同意をしてくれとのことでありました。今さら申し上げるまでもなく、JA

の果たす役割は、組合員である農家の生産と生活向上に寄与するのが使命であると思っております。JAは平成9年4月に合併し、ひがしうわ農協が誕生して満10年目の節目でもあり、農業政策の変化に対応し、事業改革に取り組み、その中で支所廃止が行われようとしているのであります。農協の基本理念は、豊かな大地を守り、環境に優しい多彩な生産と地域社会発展に努めますと、意欲満々の理念が示されております。西予市は言うまでもなく、農林漁業が中心であり、その中でも主産業である農業を担う農家は、農事資源の活用をしての生産に活路を見出すことしか道はないと思っております。

しかしながら、現実には長引く農作物の価格の低迷で、後継者は都会に出ていき、高齢者ばかりとなり、次第に生産意欲も低下し続けており、また追い打ちをかけるように、ふえる一方のイノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラスなど、農地は荒らされ被害はふえ続けております。

なお、山林についても、平成16年の台風による風倒木は、いまだにあちこちの林地にその悲惨なつめ跡を残しており、その処理をすることができない悲惨な状況で放置されているところがたくさん見受けられるのであります。このような現状の中で農家は切実な今不安と不満の声がさらに広がっております。このたびのJA支所廃止は、農家や地域全体にとって、さらに深刻な問題であると受けとめております。

そこで、何とかせねばと、地元の方に先人、先輩の残してくれたかけがえのない地域のよりどころである支所を残すためにも、継続して営業ができるようにとお願いをいたしたところ、引き受ける人ができ、今のところは安心をしているところであります。

しかしながら、今までJAが経営して赤字になった店を個人が営業して、果たして健全経営でうまくいくのか、私たちも不安だらけであります。配達するためのトラックや保健所の許可を得るための施設づくりなど、いろんな作業があり、条件整備にも経済的にも負担がかかります。地元の消費者に安心して信頼される生活のよりどころとしての役割を果たすためには、皆が支えていく条件を整備しなければならないと思っております。JAの説明では、改革特別委員会理事会で既に承認をされており、支所廃止は断行すると言われてお

りますが、地元で生まれ育った農民は、ふるさとの生産、生活の中心である支所を廃止したいという農家はどこにもいないはずとっております。管理者から強く言われれば、心では思っている、同意せざるを得ないのが実情ではないでしょうか。JAの運営と活動は組合員が主体であると資料には書かれておりますが、果たしてそうか。これでよいのか、むなしさだけが心に残るのであります。農家は昔も今もJAを一番頼りにしながら働き続けてこられた方々ばかりであります。私どもはかけがえのないふるさとを守り、再生するために、今こそ地域が丸となって拠点を守り頑張る火を消さないために取り組んでいかなければならないと思うのであります。西予市では指定管理者制度を設け、休館をしていた城川の三滝口ロッジの改修を西予市が行い8月から営業を再開されております。管理者に年間300万円の補助を市が出して経営されておるのであります。ふるさとの存亡にかかる支所廃止の民間委託についても、意欲を持たせる意味からも、西予市にとってJA支所の形を変えて残すために財政支援をお願いできたらと思っております。特に東支所貝吹地区においては、学校、市役所としても大和田地区となり、歴史ある私どものふるさとは、支所が廃止となれば何も残らないのであります。このJAひがしうわの支所廃止の問題は、市長にとってもただ隣の物事だけでは済まされないのではないのでしょうか。地元の切実な願いに温かいご配慮をいただきますようお願いをする次第であります。

次に、老朽化の進む大野ケ原小学校の校舎新築とクリーンエネルギーとなる風力発電の建設について伺いをいたします。

これは先ほど2名の議員から質問がりましたが、私は立場を変えて自分の私見の中で質問をさせていただきます。

去る8月に総務常任委員会では、大野ケ原小学校のPTAとの意見交換会が開かれ、保護者からはそれぞれ率直な学校環境、生徒、家庭のこの話をしていただき、大変有意義な集いであったと思っております。大野ケ原小学校は、先ほども言われましたように、昭和41年11月に現在の校舎が建築をされ、以来42年が経過をしており、当時は鉄筋コンクリートのモダンな校舎でありました。

しかし、高原独特の厳しい風雪に毎年見舞わ

れ、特に真冬は零下20度にもなるという気候から、校舎の損傷も激しく、著しく老朽化が進んでおり、平地との違いを実感させられます。保護者の皆さんも子供たちのために早急な建てかえを望んでおられます。なお、グラウンドの隣にあります教員住宅は、平成14年に立派に冷暖房付きの5戸建てができており、私は本当にこの違和感を覚えるのであります。冬は陸の孤島とも言われる大野ケ原であります。実は私も35年前に大野ケ原カルスト早期整備事業というのがございまして、仕事をした経験があります。工期は初冬の10月より年度末の3月にしたので、格別の厳しい寒さは身にしみて実感しており、大野ケ原で生活される皆さんのことは、十分理解をしているつもりであります。幾ら住めば都とはいえ、余りにも過酷な自然条件の中で生き抜く忍耐力は、ただただ頭が下がる思いがあります。大野ケ原の未来を担う子供たちもこの厳しさに耐え抜いて、年々たくましく大きく成長していくものと期待をいたしております。このような自然条件の中、保護者の皆さん方が願っておりますように、せめて子供の義務教育だけは行き届いた校舎の中で伸び伸びとしっかり勉強をさせてやりたいというのが親心は当然であると思っております。早期建設に向けて取り組んでいただきたいと願っております。

次に、大野ケ原のクリーンエネルギー風車発電について伺いをいたします。

以前より質問はありましたけれども、私の立場で質問をいたします。

このことは関西電力から問い合わせが来ていたとのことで、地元にも何回か説明に来られ、標高1,400メートルの源氏ケ駄場の頂上に20基の風車を立てたいとの依頼があり、協力の要請があったとのことであります。冬の身を切るような過酷な寒さに比べ、風光明媚な夏のさわやかな涼しさと身も心も安らぐ両極端な気象条件を持つカルスト台地ですが、特に源氏ケ駄場は分水嶺だけに、風は年じゅう吹いており、風力を活用したエネルギー開発は、だれが見ても最も適した理想的な位置にあると思っております。常任委員会とPTAの交流会の中でも、地元の意見はどうかとお聞きをしたら、全員賛成で、大きな観光資源にもなり、地元も潤い、道路網の整備など生活環境にもプラスになり、ぜひつくってほしいということで大変期待をいたしておるとのことでありまし

た。西予市はご承知のとおり、三瓶、明浜の海拔ゼロメートルから大野ケ原の1,400メートルと両極端な高低差があり、この特徴を生かした市民のための市政につなげ、観光産業と生活にも生かすべきだと私は考えております。加戸知事が今県政の課題として盛んに発言をされておりますように、南予は大変お困っている。できるだけ早く東予、中予に並ぶよう積極的に基盤の整備を支援したいと、折に触れ発言をされております。三好市長もいつも言われておりますように、地域の隅々まで光を当て、均衡ある発展に向けて取り組む姿勢をいつも示されております。大野ケ原の皆さんは厳しい自然の条件の中で、大人も子供たちも何事にも前向きに明るく取り組まれております。この際、風力発電も学校もぜひ地元の声を反映させていただけるよう三好市長のご英断をお願いを申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 二宮議員の1点目のJAひがしうわ支所の廃止についてお答えをいたします。

農協改革の背景には、国における規制緩和、構造改革が進められる中で、特に改革の進展がおくれている営農経済事業を中心とした経済事業改革指針を取りまとめ、平成15年10月にJA全国大会で決議をなされました。JAひがしうわでは、この決議を踏まえ、平成16年9月のJAひがしうわ総代会において経営計画書を策定し、具体的な実践方策が承認をされ、JA改革の断行に向けた取り組みが進められてきたところでございます。JA事業改革の基本的な考え方は、従来の利便性重視のサービスからより専門的、総合的なサービスの提供へ質的転換を図る内容でございます。特に金融店舗では、内部権勢の過去に起因をいたし、全国すべてのJAが遵守すべき基準として、存置最低基準これは最低人員基準でございますが、4名以上の配置が必要になったことが大きな再編につながったものと思われま。JAひがしうわ支所再編計画では、支所廃止20カ所のうち貝吹地区東支所の廃止の対象になっており、JA生活店舗の民間委託に対して、市の財政支援はできないかとのことでございますが、議員のお示しでは、地元などの強い要望により生活店舗が委託店として継続が可能となったとのことであります。このことは地域の皆さんが一丸となって拠点を

を守る強い気持ちが継続につながったものであらうと思ひます。JA改革は消費者と組合員の期待にこたえる総合的な体制整備の構築であり、市としては大変困窮している財政でありますので、今のところ財政支援は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 それでは、二宮議員の2点目の質問についてお答えをいたします。

浅野議員、山本議員に答弁をいたしましたので、ご理解をいただいたことというふうに思っております。

しかしながら、今回この件につきまして3人のご質問がございましたので、それなりに重く受けとめまして対処をしたいというふうに考えております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の大野ケ原クリーンエネルギー風車建設について、私の方から答弁をさせていただきます。

大野ケ原風力発電計画の内容につきましては、先ほど山本昭義議員への答弁でご理解いただいたものと思っておりますが、さらに加えてお答えさせていただきます。

西予市は気象条件的に日本の縮図と言えます。大野ケ原には北の大地北海道あるいは青森の下北半島を思わせるような気象条件があり、四季の変化が厳しく、高地カルスト独特の自然の恵みを受け一方、冬季には最低気温が零下、氷点下21.5度を記録したこともあるほど積雪を伴うあの過酷な自然の厳しさを思いますと、自然との共存と言いつつも、大野ケ原地区住民の皆様のご苦悩ははかり知れないものがあると思ひます。今回の事業交渉では、事業主体の大野ケ原開拓組合を母体として有力企業の全面支援のもと、現地法人特別目的会社を設置して風車建設を行うとされておりますが、この事業が環境に配慮した風車との調和、地域住民との共生、地域振興にどうかかわっていくかが大変重要になっております。風車建設事業が地域温暖化への貢献が高いことは十分理解しておりますが、四国カルストは石灰石が豊富に分布する日本を代表する高地カルストでもあります。これまで愛媛県立自然公園条例によって乱開発が規制されてきたことにより、ほかに誇れる景勝地として多くの人々に親しまれ、心のいやし

になってきたことも事実であります。

以上の点から、ブナを代表する原始林を初め絶滅が危惧されておるサンショウウオなどの貴重な動植物が息している上に、地質学上大変貴重な地域であることも考えますと、事業が実施するに当たって、公園内の自然保護や景観保持にも十分な配慮がなされなければならないと考えております。こうしたことから、これらの賛否について十分な時間をかけて議論をしていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 29番二宮元君。

29番二宮元君 再質問はJA支所廃止についての質問でございますが、田舎はご承知のとおり大変な過疎化、高齢化がさらに進んでおり、深刻な問題になっております。この時点で一度火を消したら二度とふるさとは火が、明かりがともらないと私は思っているのであります。今の補助金に関しては、一切もう関知しないという部長の冷たい答弁がありました。非常に私のがっかりいたしております。お互いに市民は平等でありまして、隅々まで光を当てるとというのが市長の政治姿勢だと、このように私は思っております。また、市長もその考えであると、このように思っております。城川の三滝口ロッジの300万円の補助金、そしてまた我々の随一のよりどころである支所廃止計画という点になれば、同じようなやはり地域を守る意味からも意義があるのではないかと、このように思っております。そういう公的な施設を利用する方は300万円補助金を出して、古いJAの施設に対してはそれはみないよということは、何か私は不公平であると、このように思えてならないわけでございますけれども、ひとつその点につきまして市長の答弁をお願いします。部長でも構いません。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の再質問についてお答えさせていただきます。

地元に対する強い思いがあることも非常に私も理解をさせていただくのでありますし、私もそれぞれ地域が輝くことが一番いいのではなかろうかと、このように思っておりますが、このJAの問題につきましては、行政から見た場合に、まずJAの中の大きな改革として受けとめるのが正しいと、このように思っております。JA自身が

経済団体であります。その中で、まず解決を図るというのが大前提でありまして、途中に行政がこういうことをして支援をするということになりますと、組合員の中でいろいろな迷いが生じますし、地域が迷いが生じるもんだと思っております。一回そういう一つのJAの中の改革をしっかり受けとめた中でそういうものは行政がその後のあるべき姿を見ていくのが正しいと、私はそのような判断をしておるところでございます。十分ご理解をいただきたらと思っております。

以上でございます。

議長 29番二宮元君。

29番二宮元君 そしたら、再々質問させていただきます。

今市長が言われましたJAの問題ということでございますが、まさにJAがそういう改革を断行するというので、いい方向に断行するんじゃないですか、逆に廃止することになると、地元が残らないということになるわけでございます。地元ということはJAではございません。これは市の市民でございます。そこら辺も十分にひとつ理解をしていただきまして、それなりにやっぱりそういうところに対しては温かいご支援の政策をひとつ実行していただきたいと、このように私は切にお願い申し上げたいと、このように思っております。構なんたら、ひとつまた答弁をお願いします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、再々質問についてお答えさせていただきます。

非常に思いが強い質問でございますので、非常にそういう面では重たく受けとめなくてはならないと思っておりますが、まず私もは、一つの地域を例えば農業という一つの問題から考えて地域を守る方法がいろいろあろうと思っております。例えば、地域に今農業法人をつくったりする一つの方法があります。これは農地法上の問題あるいは農地利用増進法等の、今は農地基盤何とか法と名前が変わってましたが、そういう法の中で守るべき方法論もあろうかと思っております。したがって、そういう市としては、そういう方向を考えた中で対応も、またそれぞれの対応はできるんじゃないかと、そういうように判断もしておるところでございます。

以上でございます。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時10分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時25分)

(日程2)

議長 次に、日程記載順に質疑を行います、質疑は大綱の質疑のみ願います。

まず、日程第2、議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第146号「西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第147号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第150号「西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第153号「西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第156号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第153号に対する質疑を行います。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 153号の条例の内容で、10分の4、10分6、そして10分の2、あと残10分の4という形で10分の6を負担してもらうことは本当にありがたいことだと思っております。それで、関連になりますけども、この条例の中に実施に当たりまして労災を地権者から徴収するという方向づけが出ておるみたいですが、この条例の中にはありません。

それと、前の山いきいきの分につきましても、そういう方向づけの中で実施されたと。基本的に労災というのは、事業主が持つ、ましてそれを発注した方が出すという方向づけは基本的にないのだが、その辺の見解についてちょっとお知らせを願いたいと思っております。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 梅川議員さんの労災のことについてでございますけれども、昨年のもありますし、現在ちょっと私もわかっておりませんので、また後日調べてそこら辺のところを返答をいたしたいと思っております。どうかよろしく願います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第154号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第155号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第156号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第157号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」及び議案第158号「辺地に係る総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第157号に対する質疑を行います。

2番松山清君。

2番松山清君 第157号についてですが、これだと添付資料を見ますと、八幡浜の漁業協同組合が事業主体になって58億8,300万円とい

う事業になっとなるわけですが、これはずっと21年まで計画されておられるような、変更後も続いているわけです。この内容についてもっとわかりやすく説明をお願いします。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 松山議員さんの水産荷さばき施設の整備事業のことですが、これは過疎計画にのってあります7,063万円を計画するためにのせてありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時35分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時37分)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第158号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

議長 次に、日程第8、議案第159号「市道路線の認定について」及び議案第160号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第159号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第160号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第161号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 議案書の25ページ、第3款民生費、3目老人福祉費、区分が工事請負費6,000万円、松葉寮の個室化ということでございますが、これについて質問させていただきますが、これは介護保険法の私は理念に対して質問したいと思いますので、後ほど市長に答弁をいただきたいと思います。

この介護保険が施行されましたのが平成12年、それから5年が経過したわけでございます。この5年間で既に3年目には制度の見直しが言われ始めまして、4年に一部改正、それから5年に大幅改正ということになっておられるわけですが、先般私はどの新聞か忘れまじけども、その新聞の中に、17年度3月末で入所をしておられる方で全国で多分約1,000名やったと思いますが、1,000名の方が退所を余儀なくされておられるというふうな記事がありました。その理由は言うまでもなく、負担に耐えられないということでございます。今回の大幅改正によって非常に個人の利用者負担額が増額して大変な事態になっておられるという現実があるわけでございます。これはなぜこのような問題が起こるかということをお考えのときに、私はずっと疑問に思っておられるわけですが、日本の介護保険制度、福祉制度というのは、施設介護に余りにも金をかけ過ぎるのが私のいわば言いたいところでございます。実は野村町時代、私ども議会全員で北欧に、福祉の先進国スウェーデンのストックホルムに福祉の視察に行っていました。そのストックホルム市内の施設を見る予定でございましたが、残念ながらスウェーデンには施設介護というのは一切ありませんでした。ですから、私は非常に期待をしておったわけですが、実は非常に残念をして帰ってきたというのが現実でございます。日本も今回の介護保険法を施行するに当たっては、恐らくヨーロッパをモデルとしてつくっておられるわけですが、なぜスウェーデンとこの日本がこれだけの違いがあるか、私は非常に疑問に持っておられるわけですが、今回のこの6,000万円、これは相部屋、4人部屋、3人部屋を個室化するというための改築費用であるわけですが、この改築そのものが、利用者の要望でこういう問題が発生しておるのではないというふうには私は見ております。というのは、これは恐らく中央の官僚が机上で理想を描いてそれに基づく私はこの改正ではないかなというふうには思っておられるわけでございます。今の特老施設を見て私はいつも疑問に思うんですが、官僚がいかにかかけておることをやっておるかという一つの例で、施設に入りますと、今非常に通路、廊下が広くとられております。約3メートルあると思うんですが、それを発想した、何を基準に3メートルと

いうものを算出したかという、車いすでお互いが話し合っ立ちどまったときに、3台目の車いすが横を通れるスペースを確保しておるとというのが今の通路設計やと思うんですが、東京の大都会の渋滞する道路じゃあるまいし、3台が一度にあそこに走ってということは、現実にはないわけでありまして、もし2台が会ってどちらか譲れば、当然通れるわけです。ということは、あの施設の通路の幅というのは、少なくとも2台の車いすが自由に行き来できれば、事足りてははずなのに、現実には3台通るスペースを確保しておると、そういうふうなことで、今の施設というのは大変高額な施設を今つくっております。そのことが最終的に個人の負担に重くのしかかって、今の介護保険制度というものは、私ははっきり言いまして、5年目にして実質破綻しておるというふうに思っております。将来のいろんな数字出ておりますけれども、到底日本が負担し切れない金額が将来見込まれておるとございまして、この制度はスタートして5年目に破綻しておると。その最大の原因は施設介護、これが根本的に僕はスタートが間違っているというふうに思っております。今回それに対してこのような改築をまたやるということはいかかなんかというふうに思うわけです。それはなぜこういうことを言うかといいますと、三好市長が市長になられた当初、私はここで一般質問させていただいたんですけども、そのときに市長が答えられたのは、これからの西予市の介護のあり方として、学校区単位で小規模多機能サービス、そういう拠点サービスをこれから西予市の介護としてやっていきたいというふうに市長言われまして、私も非常にそれは同感したわけですが、実際に市長は今宇和町の方であんしんの家とか小規模多機能サービス拠点、つくられておりますので、そのことは実行されておるわけですが、今回の6,000万円、そしてまた野村町の社会福祉協会の方もこういう計画を出されております。そうすると億の金がまた要るわけですが、今西予市の学校区といたしますと27小学校ありますので、27区になります。ここに小規模多機能サービス拠点をつくるとしたら、27カ所でもいいわけですが、私は個人的に試算しますと、1地区に大体1ユニット、9人から10人収容できる建物があれば、その地域は賄えるんじゃないかというふうに個人的に思っております。じ

ゃあその建物経費、どれくらいかかると。5,000万円もあれば、十分私は地元の要望にこたえられるような施設ができるんじゃないか。これを27カ所つくったところで13億5,000万円しかかからない。ところが、現実には1施設に約10億円前後要ってるわけでございますが、そういうことを考えたときに、三好市長が当初言われた、やはり西予市は小規模多機能、これでいくというやっぱり理念を最後まで通していただければ、こういう費用は計上されないんじゃないかという、私は思いがいたしておりますので、市長の当初の計画と今の段階の考え方が変わってないのか変わったのか、その辺の回答をお願いしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 もうこの席からやらさせていただきますと思います。

まず最初、この松葉寮の個室化については、今の元親議員のおっしゃるとおり、国の政策の中でユニット化を図るという一つの流れでやるということでありまして、それと松葉寮については、本来全額を出さなくてはいけないわけでありまして、全額を出しません。自分らがやれる分については自分らが出すということございまして、あと私どもがこういう補助金の一部をとったり、起債を受けてその中でやるということでありまして、今度来年予定をしております法正園につきましては、一応全額やっていこうかなという考えでおるところでございます。ちょっとその違いはありますけれども、基本的には議員おっしゃるとおり、この介護保険制度の中には、国が当初予想した以上に非常に介護保険料が上がるし、負担が高くなっておるのも現実であります。そういうことから介護保険の改正の中で予防介護が主たる方向にいった、なったというのが現実でございます。要支援、介護1等には予防介護に向けていかなくはないという流れになったと思っております。介護保険の出現率も見ますと、西予市なんかも出現率12%から15%あるかと思っておりますが、これはどうしても今から高齢化社会になればなるほどそれは出てまいります。その対応をしっかりとする必要がありますし、今の施設型だけでもいけないということもわかっておりますので、私も居宅介護に近い小規模多機能をずっと唱えてきたところであります。

しかし、私は今回の法改正の中で一番腹立たしいことは、小規模多機能が施設型介護に入れられた。施設型介護と全く同じ費用が要るように国の制度になってしまいました。私は、だからこれに対しては非常に憤りを感じておりますが、私は本来小規模多機能は居宅型介護であるべきだと。だから、私たちは、この西予市は形を変えたあんしんの家という形で、私が以前から考えておりました小規模多機能的な方向にやっっていこうということで、ことしも国の方から助成をいただいて、またもう一地区施設協会にやっていただいて、この流れを今後続けていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

議長 5 番元親孝志君。

5 番元親孝志君 今ほど市長の考え方が変わってないということで安心をしたわけですけども、今回法改正に伴う改築ということはわかるんですけども、昨日私はたまたまテレビを見ておりましたら、四国中央市の井原市長が出ておられまして、淡々としゃべっておられましたが、その内容を見ますと、あそこは愛媛県下で始めて小中一貫校の実施を図るということで、これは特区でやるということを言われておりました。私は以前にも特区の話も質問させていただきましたけれども、いわゆる西予市がこれほど議会も行政もお金がない、お金がないと我々心配している中で、現実やれないことは、いかに国からの通達であれ、やはり私はこれから物を言わなければいけないと思います。この実情を申し出て、国がこうせよといったって、現実やれないものはやれないという、やはりその姿勢がこれから要る。そしてその問題を解決するのが今の特区、僕は小泉内閣いろいろ功罪を言われてますけども、やはり一つの功としては、日本国内に均一の法律じゃいけないと。そのためには地方の実情に合った法の解釈を拡大しましょうということ今回特区制度が用いられておるわけですが、やはり西予市はこういったものをフルに活用しなければ、とても東京とこの西予市が同じ法律のもとでやっていったら財政がもたないってというのは、だれが見たって当たり前のことで、やはり今回のこういった問題を皮切りに、西予市はやっぱり西予市独自の介護保険法を、法は変えられませんが、介護サービスをやっていくという強い姿勢を打ち出していけば、私は西予市

独自の介護というものが実現するんじゃないかなと、そういうはかない夢をずっと抱いておるわけですが、どう見てもこれだけの老健施設、特老、それからグループホームと、もうだんだん建物もよくなりまして、ぱっと見たらどこかのホテルかと思うぐらい立派になっております。当然それに対して入所者は負担するのは当たりですが、しかし今はどこのグループホームも10万円以下では入れないという現実を考えたときに、65歳以上の人が10万円以上の負担ができること自体が私は現実としておかしいというふうに思っておりますので、これからますます高齢化社会ふえてきますけれども、やはりだれもが安心して入れる場所、数の確保をやはり最優先していただくことが私は福祉じゃないかなというふうに思っておりますので、その点ひとつ再度ご検討をいただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 確かに国の政策の中の動きもしなくてはいけないということもご理解をいただいておりますと、このように思っておりますし、私自身も小規模多機能的な発想を変えておるわけではありません。

また、私どもは西予市の財政のことを非常に気にさせていただいておりますこととありがたいことだと思っておりますが、例えば介護保険料にしても、今の私どもの第3期の介護保険料は平均3,800円、これは愛媛県下の低い、下から数えて何番目かというところで今落ちつかせておるところでございまして、愛媛県下では5,000円を超えるところがあるわけでありまして。松山市や東温市は5,000円を超えております。そういう中で私どもは一生懸命努力をして西予市なりの3,800円ということは、これは低い数字でありまして、これも一生懸命私どもも努力して、そして受け入れの体制も整えながらやっておる今の介護保険計画でございまして、このこともご理解もいただきたいと、このように思っております。

議長 31 番浅野豊重君。

31 番浅野豊重君 私は、16 ページ、基金について等3点ほどお聞きしたいと思います。

16 ページの基金、し尿処理施設更新準備基金繰入金、これは今回1,300万円余りの基金をやっておりますが、これはどういう部分で基金は当初に600万円、それからまた今度1,300

万円余りということでありまして、当然これには老朽化しているところの施設も間もなしにけなくなるのではないかというような気もしておりますので、そういうことを見通した形でやったのか、それともまた、建設基金が現在まで幾らくらいあるのか、そして今後どういう建てかえとか補修とかということに検討されておられるのか、このことについて聞きたいと思えます。

それと、31ページ、じん芥処理でございますが、これに1億3,500万円の補正がされておりますが、これは可燃ごみ、今1億円削減ということを目指しておりますが、これは可能なのかということは余り言いたくないんですけど、そういうことが一つと、今後の見通し、こういうものについてひとつ説明願いたいと思えます。

それと、55ページの農地災害復旧費それと農林用施設災害復旧費これが3,200万円余り出ておりますが、それを合わせますと5,000万円余り出ておりますが、これによって過年度の災害復旧はどうなっておられるのか。今までいろんな災害が要望されておりますが、この金額で要望に大体こたえられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 それでは、第1点目の16ページの基金の取り崩しといいますが、繰入金1,341万9,000円についてでございます。

これは東宇和、今は東部衛生事務組合と、野村にございますその施設の機器それらの修繕等に要する経費でございます。

それと、ごみの問題で、1億円の減額ができるかということのご質問でございますが、これにつきましては、まだ計数的には5カ月間での集計をしておるのみでございます。ただここではまだ正式には申し上げられませんが、1億円を目指して努力をいたしているところでございます。ただいまの状況では、それに近い数字は出るものではないかという、数字的にはまだ出せませんが、そのような観測をいたしております。これは最終的には3月末まで終わらないと答えが出ないといったところで、我々職員一同、そして市民の皆様にはお願いをいたしているところでございます。今後とも皆様方をお願いをするという状況で

ございまして、もう少し見ていただきたいと、このような状況でございます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 浅野議員さんの災害復旧のことについてでございますが、農地災害とそして施設の災害でございますが、過年度の災害の方につきましては、もう順次完成の方を見ておることだろうと思っております。

そして、この予算計上をしておりますのは、まだ国庫補助の査定等も今1次査定は受けておりますが、次2次査定等もありますし、設計の段階で多少の変更があるかと思えますが、今のところは、まずこの範囲内でいくのではなからうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 僕は今のじん芥の問題について、1億円を減せという意味ではないので、これはそういう目的を持ってやることに非常に意味があると思っておりますが、実は夏でしたか、行ってみると、非常にあそこの中が作業場が暑くて、もうどうしようもないという状態でありまして、これはもう中で作業をしている人も私らもこたえませんというような形があったので、支所の方へ帰って、実はこういう状態よということで、今は扇風機を取りつけてもらっているらしいのですが、やはり先ほど言ったように、1年で1億円をなしに、長い目で見るとどうなってくるか、将来的に3年で3億円、4億円になってくるかということを見れば、やはりそこで働く人をやっぱり大事にするという形で、やはり冷暖房と、極端にいったら、冷暖房といえはあつくうなけど、しかし中で仕事をする人が安心して、そして楽に、あそこに入るとするのはもういやというんじゃないし、入っておっていいなと、もう時間がベルがなっても、まだこうやっておるというような、そういうような施設にしてあげたいと、あげてほしいと。それが結果的には最終的の1億円が2億円になり、2億円が3億円になってくるかというように思えますので、1億円、最初は見通しがあるかないかと言ったけど、実はそうじゃないし、それにいくまでの過程としては、今は2億円使ってもいいけど、しかし将来的にはこうなるよという形で、今のやっぱり働くところはきちっとしてあげてほしいなという気持ちがしたので申し上げました。そ

の辺をひとつよろしく。

議長 答弁は。

( 3 1 番浅野豊重君「ちょっと言ってくださいや」と呼ぶ )

三好市長。

三好市長 今の浅野議員の再質問について、非常に私どもと同じような考えを持たれておると、このように思っております。私も3カ所全部作業をさせていただきました。したがって、今回の中で、雨の日も雪の日も外でやっておられる宇和のセンターを一応雨の日をしのげるように上屋をつくるというのがまず最初であります。

それと、設備投資をしながらそのような方向をするわけでありまして、そういう中で1億円の削減をまず目指しながらやっていくわけでありまして。すべて単年度あるいは2年度ぐらいで投資できるわけありませんが、そういう見通しをやりながら、やはり作業をされる方の環境も考えなくちゃいけないし、またごみの減額による中で、作業の方々の、何と申しますか、職員をふやすという考え方もできてくると思います。雇用がふえております。そういうことの、またそれ以上の労働があったら雇用をふやしていこうと、そのような多面的な考え方で進めておるところでございます。

以上です。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 1点だけお伺いをしたいと思うわけですが、予算書でいいますと49ページになります。

教育費の学校管理費であります。工事請負費で、これはきのうの説明ですと、市内の小学校の遊具の修繕という説明を聞いたと思っておりますが、修繕と更新をあわせて47カ所、さらに幼稚園を加えますと54カ所程度の今回遊具の修繕費が出ておりますが、これは遊具の危険性につきましては、過去にもいろいろと事故もございましたし、学校施設には限りませんが、市内の公園とか遊園地、いろいろ事故もあったわけですが、今回これだけ多くの施設の修繕が出たということは、今まで、例えば予算の都合上あるいはその他で今までずっと危険性をこらえて我慢をして使用されてきたのか。これは遊具については、日常点検というのは常々指摘をされておるわけですが、そこら辺のことをちょっと懸念

に思うわけでありましてけれども、遊具ということですから、先般報道されました、例えばプールの排水口の工事ではないと思っておりますけれども、そこら辺の内容についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

議長 河野教育長。

河野教育部長 鍵原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

小学校について、幼稚園については、遊具を設置するようになっておりますので、各学校に設置をしておるわけですが、その中で旧5町単位で業者に委託をして遊具を点検しておる教委があったし、それから独自が点検をしておる、ちょっと素人みたいな点検をしておるそれぞれの町教委もあったわけですが、合併をしましてすべての学校の遊具については、学校現場で点検をしていただくのではなく、専門の業者に点検をしていただくということで、合併をしまして2年間で27校の小学校、それから幼稚園を点検しました。そして単年度ごとで修理あるいは更新の予算要求もしたわけですが、いろいろな財政事情がありまして、延び延びになっておったものもありますし、単年度でどうしてもいけない分については、置いてくわけにはいきませんので、撤去費用についてはしてございましたけれども、その期間ももう長くなりましたので、今回更新については財政の方で予算をとっていただいて、こういう金額的には多いだろうと思うんですけれども、すべての学校の遊具の更新とそれから補修ができる予算を計上させていただきました。もちろん幼稚園についても同じです。

以上です。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 2点ばかりちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

26ページの保健衛生総務費の中の巡回バス委託料、まず最初にそのことについてちょっとお願いをしたいと思います。

これは本当に各施設というか、いろんな形の中でこういう巡回バスをつくってもらおうということに対しては最初からの念願でございましたので、本当にこのことには感謝をいたしますが、この委託料計上の5カ月分ということでございます。この中でいろんな分の中ではありますが、これは業者に委託する分の中で競争でやられたとも聞きま

す。それで、その辺のちょっとしたことをお聞きをさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、もう一件につきましては、ちょっと私の聞き漏らしか、申しわけございませんけども、36ページの水田農業対策費の中の水田農業構造改革対策事業補助金についてもう一度ちょっと説明を願いたいと思っております。これ所管になりますけども、お許しを願いたいと思っております。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 この運行業務5カ月分につきましては、競争で行うようにしております。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 梅川議員さんの水田農業対策でございますが、433万6,000円の事業内容ということでございますが、これは県の奨励品種愛のゆめの生産拡大事業として苗、種子の購入費に対して助成するものでございます。

そして、担い手の水田農業条件整備事業として、今後5年以内に法人化を目指す団体が導入する農業用機械等を助成をするものでございます。団体としては、2件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 申しわけありません。再度質問をさせていただきます。

委託料の件につきまして、これは保健衛生、だから住民福祉課ですか、生活課ですか、その中にあるんですけども、これをいろんな形で入札とか、そういう形でやられると言われましたけれども、若干ちょっとその中になんかという分がございます。その各部でこの単価が違うのかということ。部によってこれを提示するときのそれを競争にかけるときに、委託料でかけるときの単価の違い、基準はどうなってるのかということを実は聞いたかったんでございますが、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの単価のお話でございますけれども、これは別に基準というのはございません。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 いろんな誤解もあるだろうし、いろんなものの考え方もあるだろうと思えます。市の中でこういう運転手とか、そういうもの

を発注する場合には、単価の基準といいますが、それを同じにしてほしい。片っ方では、かなりの金額になっているよ。こちら辺ではこれ以下ですよっていう部分が見え過ぎて、その一貫性というのがどうなのかという不信感を持ちます。その辺についてやはりこれから競争にかけるとか、いろんな形にする場合には、一貫性を持ってほしい、そういう要望でございます。

以上です。

議長 6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 先ほどの元親議員の関連でございますが、三瓶の何ですか、通称かめの杜の進捗状況というんでしょうか、状況というんでしょうか、それをお聞きしたいのと、ここからの質問はちょっと都合悪ければ削除していただきたいんですが、仮に非常に私も素人ながら、非常に特別養護老人ホームの経営は大変だとお聞きしておりますが、やっぱりやめましょうか。非常に何かトラブルとか……。

構いませんか。トラブルとか、仮にうまくいかなかったというような場合は、具体的にどういふような措置になるんでしょうか。いつもそういう議論になるんですけど、なかなか答えが出てこないんです。もうこの際ですから、都合悪ければ結構です、なして。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 かめの杜の進捗状況ですね。これにつきましては、6月の定例議会の折にもご質問等々を山本議員の方からいただいておまして、その後事務的ないろんな手続等々がございまして、最終的には8月22日付をもちまして県知事の方のオーケーの方は許可は出ておる状況でございます。

それで、あとそれぞれ幸生会の方で、これはかめの杜の方の法人組織でございますけれども、法人の登記の方も過日できたというふうなことも伺っておりまして、あとはもう実行に移していくのみという状況でございます。ただ私の方もちょっとまだわからない部分もあるんですけども、これが仮に成就しなかった場合はということは、実は想定しておりません。そういう状況でございます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 32ページの4款衛生費の中のし尿処理費1,341万9,000円の修繕費

についてお伺いしたいと思います。

これも政策的なことでございますので、市長に答弁を求めたいと思いますが、これは先ほども説明ありましたように、野村の東部衛生事務組合の修繕費ということでございますが、西予市には明浜と野村の2カ所のし尿処理施設があります。これは厚生常任委員会の折にも視察に行きましたが、大変老朽化著しく、もうこれから先は修繕をしながら維持していくというふうな現状であろうと思います。

そこで、ひとつこれは私の提案でございますので、検討をいただきたいと思うんですが、西予市では今宇和町と野村町で公共下水事業をやっております。野村におきましては、一部供用開始になっておるわけでございますが、先般も野村町の方で聞きましたところ、今の加入率が約40%ということでございます。調べてみますと、当初の計画に対して今稼働している分は3分の1でございまして、残り3分の2の余裕があるということになります。もちろんこれから随時加入者がありますので、3分の2丸々あくわけではございませんが、最終的に恐らく計画は100%加入を前提に計画をされておると思いますので、これが8割とまれば当然2割の余裕というものが発生するであろうと。このことは宇和の公共下水についても同等のことが言えるんじゃないかなというふうに思っております。そこで何が言いたいかということですが、今の東部・西部の衛生事務組合の施設が老朽化しておる今の段階で、片や公共下水は処理施設に余裕があるわけでございます。ですから、今の衛生事務組合に持っていつているし尿をなぜ公共下水に投入できないかというのが、もう私以前から質問をしているわけですが、当時の回答は、法的なことがいろいろというふうな回答でございましたが、その後私も個人的に調べてみますと、さほど理屈上、法的な問題はないというふうに思っております。そうしますと、公共下水に一般のくみ取りの分を投入すれば、当然公共下水の処理施設を満度に使えますし、双方の事務組合の施設2つは要らないということになるんじゃないかなと。ただ今の現状では、配管で直接最終処分につながっているか、ローリーでくんでいつて移すかだけの違いであって、だれが見ても理屈上無理のない話を無理な作業分割をしてるんじゃないかと、ここに非常に私は二重のむだな経費を使っ

ているような気がしてならないんですが、これは早急に検討されれば、私はこれは一本化で済むというふうに思っておりますので、市長、その点につきまして答弁いただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 今の元親議員のご発言、非常におもしろい観点だなと思って聞かさせていただきました。そういう本当、考え方ちゅうのは、すべきかもしれません。ちょっとこれは法的な問題がないと言われましたけども、あったらいけませんので、調べさせていただきます。

東部と西部のクリーンセンターの問題であります。これはもう近々やはり統一をして一つにしないといけないと思っております。したがって、合併前に東宇和衛生事務組合には解散する段階で基金をもう全部分けるという話がありましたけれども、これも最終的に基金を置くという話で解決をして基金を持ってきていただいておりますが、まだ1億円ちょっと少ない数字でございます。したがって、今度それをまた原資として一本化に向けた努力をしていくことを考えておりますが、これをなくすることは、恐らくできないと思いません。今言われましたように、例えば終末処理場、野村の終末処理場あるいは今度できる宇和終末処理場で一時的にはできたとしても、対応ができなくなる可能性もあるわけでありまして、だから一つだけは置いとく必要があるのかなと、このような思いであります。しかしそういう一つのすばらしい観点でありますから、勉強をさせていただきます。

以上です。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 30ページの保健衛生管理費で、衛生管理委託料宝泉坊の洗浄費ということで266万8,000円ありますが、これは全般的な考え方をお伺いしたいので、そういう点でお答え願いたいんですが、今回は委託料という形で上がっておりますが、私はこれは経費じゃないかというふうな気はします。ですので、例えば明浜の塩ぶるか宇和の游の里とか野村のカロト温泉等ありますが、そこらでこういったのが上がってきたときにどう対応するのか、それでこういう点検料とか洗浄費とかいったものは、この用途と正しいか、例えば乙亥会館でこういうのが発生したら、当然市が出してやらなくちゃいけないものと

いう、そういう性格があると思うんですが、こういう収益性の施設の場合には、やはり指定管理者のもとで収支計算をした中に入っていきべきお金じゃないかというふうに私は思うわけなんです、その点どういうふうに市としては区別されて、どういう根拠でこれを出されるのかということをお伺いしたいと思います。

(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時19分)

議長 それでは、再開をいたします。(再開 午後3時22分)

清水財政課長。

清水財政課長 指定管理者とそれから市との協定がございます。その中で、まず修繕とかあるいは工事請負費につきましては、たしか20万円だと思いますが、20万円以下でありますと、全額指定管理者が負担いたします。それから、20万円を超え50万円までに関しましては、市が7割負担、そして指定管理者が3割負担という定めております。また、50万円を超えますと、大きな工事になりますと、市が負担をするといったような事前な協定を結んでおります。

そこで、今回のこの予算の計上につきましては、あくまでも清掃料でありまして、そういったものは協定には載せておりません。

以上です。

(日程10)

議長 次に、日程第10、議案第162号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」についてから議案第170号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」についてまでの9件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第162号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第163号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第164号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第165号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第166号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第167号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第168号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第169号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第170号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程11)

議長 次に、日程第11、認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案36件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程12)

議長 次に、日程第12、請願第1号「きれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願について」及び陳情第5号「大野ヶ原小学校舎新築に関する陳情について」の2件を一括議題といたします。

この請願、陳情につきましては、お手元に配付いたしております請願、陳情文書表のとおり各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願、陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は10月4日午後1時30分から会議を開  
きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時28分

平成18年第3回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成18年10月4日 教 育 長 二 宮 宇 明  
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二  
 1.開 議 平成18年10月4日 建 設 部 長 鶴 岡 康 年  
 午後1時30分 産 業 部 長 小 玉 岩 康  
 1.閉 会 平成18年10月4日 生活福祉部長 武 田 勉  
 午後2時59分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛  
 2番 松 山 清  
 3番 宇都宮 明 宏  
 4番 松 島 義 幸  
 5番 元 親 孝 志  
 6番 嶋 川 武 文  
 7番 沖 野 健 三  
 8番 森 川 一 義  
 9番 亀 井 秀 男  
 10番 名 本 修 三  
 11番 河 野 作 生  
 12番 藤 井 朝 廣  
 13番 浅 野 泰 義  
 14番 浅 野 忠 昭  
 15番 三 好 幸 夫  
 16番 岡 山 清 秋  
 17番 酒 井 宇之吉  
 18番 兵 頭 勇  
 19番 山 本 英 男  
 20番 山 本 昭 義  
 21番 梅 川 光 俊  
 22番 鍵 原 芳 和  
 23番 菊 地 ミヌギ  
 24番 宇都宮 二 朗  
 25番 岡 田 周 三  
 26番 山 本 安 男  
 28番 大 竹 忠 盛  
 29番 二 宮 元  
 30番 坂 本 隆 重  
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

27番 平 野 武 男

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二  
 助 役 別 宮 静  
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫  
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠  
 城川総合支所長 吉 良 孝 一  
 三瓶総合支所長 松 本 正 志  
 病院総括事務長 上 甲 福 重  
 消防本部消防長 是 澤 孝 次  
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明  
 財 政 課 長 清 水 忠 夫  
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫  
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		
1	議案第145号	西予市情報通信関連企業誘致条例制定について
	議案第146号	西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について
	議案第147号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第150号	西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について
	議案第153号	西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第154号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第155号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第156号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について
	議案第157号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について
	議案第158号	辺地に係る総合整備計画の変更について
	議案第159号	市道路線の認定について
	議案第160号	市道路線の廃止について
	議案第161号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)
	議案第162号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
	議案第163号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
	議案第164号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第165号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第166号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第167号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第168号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第169号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第170号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
	認定第1号	平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 10号 平成17年度西予市農業  
集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 11号 平成17年度西予市公共  
下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 12号 平成17年度西予市上水  
道事業会計決算の認定  
について
- 認定第 13号 平成17年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 14号 平成17年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定につ  
いて
- 請願第 1号 きれいなまち西予市をみ  
んなでつくる条例制定を  
求める請願について
- 陳情第 5号 大野ヶ原小学校舎新築に  
関する陳情について
- 追加 議案第172号 西予市公平委員会委員の  
選任について
- 議案第173号 平成18年度西予市一般  
会計補正予算(第4号)  
議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- |           |   |         |                                       |
|-----------|---|---------|---------------------------------------|
| 1 議案第145号 | 西予市情報通信関連企業誘致条例制定について                   | 議案第166号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)            |
| 議案第146号   | 西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について               | 議案第167号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)          |
| 議案第147号   | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第168号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)        |
| 議案第150号   | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について            | 議案第169号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)         |
| 議案第153号   | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について        | 議案第170号 | 平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)             |
| 議案第154号   | 西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について               | 認定第1号   | 平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 議案第155号   | 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 認定第2号   | 平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 議案第156号   | 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について                | 認定第3号   | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第157号   | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について                    | 認定第4号   | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 議案第158号   | 辺地に係る総合整備計画の変更について                      | 認定第5号   | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 議案第159号   | 市道路線の認定について                             | 認定第6号   | 平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 議案第160号   | 市道路線の廃止について                             | 認定第7号   | 平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 議案第161号   | 平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)                  | 認定第8号   | 平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 議案第162号   | 平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)               | 認定第9号   | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 議案第163号   | 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)         |         |                                       |
| 議案第164号   | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)            |         |                                       |
| 議案第165号   | 平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算                   |         |                                       |

- 認定第 10号 平成17年度西予市農業  
集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 11号 平成17年度西予市公共  
下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 12号 平成17年度西予市上水  
道事業会計決算の認定に  
ついて
- 認定第 13号 平成17年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 14号 平成17年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定につ  
いて
- 請願第 1号 きれいなまち西予市をみ  
んなでつくる条例制定を  
求める請願について
- 陳情第 5号 大野ヶ原小学校舎新築に  
関する陳情について
- 追加 議案第172号 西予市公平委員会委員の  
選任について
- 議案第173号 平成18年度西予市一般  
会計補正予算(第4号)  
議員派遣の件について

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」から認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの36件と請願1件、陳情1件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、元親総務常任委員長の報告を求めます。

元親孝志総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月20日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案7件、認定2件、陳情1件につきましては、9月21日から3日間の日程で審査を行いました。審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致で全議案を可決決定いたしました。

なお、審査終了後、さらに3日間の日程で各総合支所と本庁の所管部課長から、合併に伴う空き室状況や再利用計画の有無、本庁が建設された場合の総合支所のあり方、人事交流の成果、各旧町の特色的な事業の取り組みについての4点に視点を当て懇談会を開催し、現状の把握に努めました。

委員会最終日の9月28日には、議案等の審査及び懇談会を総括して、市長、教育長との懇談会を実施しました。これらの調査の中で委員より特に指摘、要望がありました事項を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、平成17年度の歳入歳出決算の認定に関する意見として、決算における主要な施策の成果報告書と所管部長による決算の総括によってスムーズな審査を行うことができましたが、成果報告書の中に今後の課題や取り組みについての記載、予算は計上されているものの、何らかの事情で実現できなかったことなどマイナス評価の部分もあれば、さらに充実した報告書になるのではないかという意見がありました。

次に、住民への行政サービスに直接関係する本庁舎の建設並びに組織機構の再編について報告い

たします。

本庁舎の建設に関しては、議会内に特別委員会が設置されているため、特別委員会で専門的に調査研究されることは承知しておりますが、懇談会を通して財政的見地から本庁方式の移行はやむを得ないという考えが多数であるものの、そうなれば住民への行政サービスの低下や旧町の中心部の活力が衰退することの意見も聞かれました。特に、距離的に本庁まで四、五十分以上かかる地域については、行政手続や相談窓口が地理的、感覚的に遠くなることに対する不安が強いことも感じました。

これらのことから、本庁方式に移行する場合には、住民への説明はもとより各公民館を充実させ住民の不安感を払拭するなどの配慮が必要であることや、財政的見地から、野村総合支所は建物も立派であり空きスペースも十分あるので、本庁舎建設のコスト削減の視点からも、1つの部を丸ごと野村総合支所へ移転する一部分庁方式を検討してはどうかという意見もありました。

これらの意見を踏まえ、市長は、財政的な側面から考えると本庁方式へ移行すべきという考えであるが、広大な面積を有する西予市は他市のように一律的な考えですべての業務を本庁へ集約するのではなく、住民と密接にかかわりのある業務については、現状どおりにはいかないまでも今までどおり各総合支所に残す考えであり、行政効率の低下が懸念されるため、特定の部をすべて本庁舎以外の場所に移転するような考えは持っていないということでありました。

次に、陳情第5号西予市立「大野ヶ原小学校舎新築に関する陳情について」報告いたします。

大野ヶ原小学校は、昭和41年に外壁をブロックづくりで建築した小学校で、厳しい自然条件の中で既に40年が経過しているため、校舎の老朽化が激しく、学習環境として適しているとは言えない状況になっています。この大野ヶ原小学校の改築に関しては、合併前に改築計画が進行していたが、旧惣川小学校が地すべり地域にあったため急遽改築計画を余儀なくされ、順序が逆転した経緯があります。当委員会としても、自主的な考えから8月に大野ヶ原地域に出向き、保護者や地域の関係者との意見交換を行うなど、陳情書が提出される以前からこの問題の重要性を認識し、真剣に取り組んでまいりました。そのような状況の中

で、当然惣川小学校との統廃合意見も出てきましたが、11月から4月までの半年間は最低気温がマイナス20度と非常に厳しく、除雪後でなければ人も通れないような道路を歩いて約18キロメートル離れた惣川まで小学生が通学することは、児童の安全性の面からも現状では考えられないし、かといって小学生の段階から親元を離れて寄宿舎生活を強いることも到底考えられないため、当委員会の考えとして統廃合は困難であると判断しました。

風光明媚な夏場の大野ヶ原地域しか知らない私たちには、冬場の厳しさがなかなか理解できない面もありますが、この豊かな大自然は西予市にとっても大きな財産であり資源でもあります。市の財政状況が逼迫している状況であることは承知の上で、委員全員の一致した考えとして、また耐震度調査が実施できるレベル以下の施設であることも考慮し、すばらしい大野ヶ原の景観にマッチする規模とデザインで校舎を改築し、早急に大野ヶ原小学校の教育環境を整備すべきであるという結論に至った次第であります。

以上のことから、陳情第5号西予市立「大野ヶ原小学校舎新築に関する陳情について」は全会一致で採択と決定するとともに、改築に向けて早急に取り組みされるよう全委員の総意として強く要望しました。

これに対し、教育長から、この問題は学校教育に関する検討委員会での検討段階にあり、来年7月の検討委員会としての答申を待っている状況であるが、中間答申を受けることが可能であればその結果を尊重するように努めたい考えであると説明がありました。

以上、今定例会で付託されました議案及び所管事務調査の概要について申し上げましたが、適切なご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員会の報告を終わります。

平成18年10月4日、総務常任委員会委員長 元親孝志。

議長 次に、河野厚生常任委員長の報告を求めます。

河野作生厚生常任委員長 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会付託となりました議案6件、認定8件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりであり、いずれも原案のと

おり決定しました。

以下、審査の過程におきまして特に議論がなされました事項について、その概要の報告を申し上げます。

まず、議案第161号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち市民生活課については、委員から、ごみステーションの整備実態についてただしたところ、理事者から、各地区の環境委員の協力もありしっかり管理されているので、維持管理については特に問題はないとの答弁でした。

次に、宇和清掃センターの今後の整備計画については、現段階では保管ヤードが雨ざらしのためヤードの上のみを覆う作業であり、煙突撤去は地域計画を国に申請して検討していきたいとのことでした。

次に、福祉事務所に関する事項については、宇和保育園増築現場、松葉寮改修現場の視察を行いました。委員からは、松葉寮の待機者数についての質問があり、理事者からは、現在90名との答弁でした。また、それぞれの検討委員会等の報酬については、財政豊かな時期については支払いもよいが、特に議員等公職者に対する委員報酬は見直すべきであるとの意見がありました。

次に、健康づくり推進課に関する事項については、保健衛生施設管理費のうち清掃点検等の委託料（クアテルメ宝泉坊）については指定管理者が支払うべきものではないかとただしたところ、理事者からは、施設の補修等20万円を超えたときは市が負担することになっているとの答弁でありましたが、委員から、今回は補修ではなく清掃であるとの意見もありました。市内には温浴施設が4カ所あり、他の施設の保守点検、清掃等についても、市の負担軽減の視点からバランスのとれた運営となるよう委託料の検討が必要ではないかとの指摘がありました。

次に、議案第164号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、委員から、医療マップ等を作成し、西予市の開業医も含めた医療のバランスについて検討していただきたいとの意見がありました。

次に、認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」のうち市民生活課に関する事項について、委員から、西部衛生センターの存続についてただしたところ、理事者から、新た

な施設をつくる場合においては高度処理ができる施設を検討すべきとの答弁でありました。また、ごみ処理について、今後も八幡浜市との契約を続行するののかとの問いに、現在検討中であるとのことでした。

次に、福祉事務所に関する事項については、委員から、全体的に数字の誤りが多いのでご注意願いたいとの指摘がありました。

次に、認定第2号「平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」は、宇和授産場については今後の再開がないのであれば、監査委員指摘にあったように不用財産として処分を検討してはどうかという意見がありました。

次に、認定第3号「平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、約7,000万円の滞納額ではあるがこれらの利息の件についてただしたところ、低金利であるとの答弁でした。償還不能なものに対して督促していく方向であるとのことでしたが、差し押さえはできないのかとただしたところ、差し押さえはできるが自治体としてやったことがないとのことでありました。今後においては、差し押さえも視野に入れた貸付金の回収に全力を注がりたいとの意見がありました。

次に、認定第13号「平成17年度西予市病院事業会計決算の認定について」は、医師不足については、地方の大学病院より都市部の大学病院を選択する医師がふえたためとの答弁でした。

このことについて、委員から、地元勤務してもらうための育英資金等も考慮して医師の確保に全力を注いでほしい、また看護師の接遇ができていないと指摘したところ、接遇研修に関してはおこなわれていてできていないのが現状であるが、今後は研修していきたいとの答弁でした。

部長の総括にもありましたように、野村病院にあっては医療機能評価の基準を達成され、地域医療への貢献度及び財政の健全性を評価され、今年5月に総務大臣表彰を受賞されたすばらしい病院と一緒に接遇研修を、またOBシステムについて再度検討する必要があるのではとの意見がありました。

次に、認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」は、今後においても赤字が続くそうであるが対応策はあるかとただしたところ、理事者から、入

所、通所を100%近い状況に持っていきたい。また、退職した正規職員のかわりを臨時職員に切りかえて対応していきたいとの答弁でした。

次に、請願第1号「きれいなまち西予市をみんなで作る条例制定を求める請願について」につきましても、ごみを減らすという趣旨は大変よいことであると考えますが、目的が啓蒙するために条例を制定するというものであり、一般質問にありましたポイ捨て禁止条例についての理事者の答弁によりますと、子供からお年寄りまでの方々に対し、条例を制定し取り締まるのも一つの方法であるが、環境教育を積極的に取り組んでいくことが重要であると考えるところでありました。

また、城川町では既に我が町を美しくする運動を推進し、全国表彰までいただき、市民の中には率先して取り組んでいる人も多数います。委員の中には採択すべきという意見もありましたが、今、条例制定して規制するのではなく一人一人の意識改革に力を入れるべきと考え、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

最後になりましたが、当委員会では9月22日の午後、ごみ処理体験研修として城川清掃センターの容器包装プラスチックの選別作業を行いました。ごみ問題は市を挙げて取り組む問題ですが、実際に体験して感じたことは、ごみの内容、仕分け等に随分と地域差があり、理解していない一部の市民の意識改革が必要であると感じ、市幹部のみならず市職員全員と市民にもぜひ体験していただく機会をつくり、西予市資源ごみのブランド化を目指し、ごみ処理費の削減に取り組んでいきたいものと考えます。

以上、報告といたします。

平成18年10月4日、厚生常任委員会委員長 河野作生。

議長 次に、浅野産業建設常任委員長の報告を求めます。

浅野忠昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月19日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました議案11件、認定6件につきまして、9月21日から22日までの2日間、関係部課長の出席を求め説明を聞くとともに現地調査を行うなど、慎重に審査を行ったものであります。その審査の経過並びに結果について報

告を申し上げます。

まず、議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」その詳細を求めたところ、情報通信関連企業の誘致に伴う奨励措置を設けるために制定するもので、情報通信業者が助成の対象となり、常用雇用従業員が15人以上で、市内において事業を行い雇用保険に入ること等の要件を満たせば奨励措置として開業準備奨励金、事業用資産奨励金、雇用促進奨励金を交付するものであるとの説明があり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第146号「西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について」は、誘致企業の対象拡大と奨励措置の充実を図るため本条例の全部を改正するもので、幅広い分野の企業を誘致するために対象産業の業種を拡大し、雇用奨励における対象従業員数の要件緩和及び効果が低いと思われる現行条例の施設整備促進奨励金を廃止するものである等の説明がありました。

このことについて、委員から、助成要件である投下固定資産額について、地元企業は投資をして仕事を始めようとする場合、5,000万円を投資するというのはまれである。もう少し緩やかであってはどうか、地元の企業を育てるという物の考え方はどうでしょうかとの質疑がありました。

これに対し、本条例はあくまでも誘致ということに視点を置いているため、地元の企業等が1,000万円単位で事業拡大する場合は既存の振興資金制度等を利用いただければと思います。また、投下固定資産についても、通常市のレベルでは億単位が普通であるが、この額では中心部の宇和町だけに企業が集中し周辺部の進出企業が助成対象外となるため、あえて現行条例の5,000万円としましたとの回答がありました。

これを受け、別の委員から、今後の検討課題として、利子補給を加えるなど地元でも起業家がふえるように条例以外の制度の検討は産業振興上重要であるとの意見、要望が出されましたが、検討の結果、原案のとおり可決決定されました。

次に、議案第153号「西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、分担金徴収対象事業に森林整備事業を追加するものですとの説明があり、委員から、森林整備事業の中に林業従事者の社会保険料等が含

んでいるのかとの質疑に対し、本事業では含んでいないが別途森林整備担い手確保育成対策事業及び林業労働者確保対策事業で社会保険料など福利厚生充実を図るため、この助成をしていますとの回答がありました。検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第154号「西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について」は、今回の改正は地方自治法第244条の2の改正に伴い、公の施設の管理委託制度が廃止になることから、本条例の管理委託に関する規定を削除するものであります。

なお、本市の漁港施設については、現在公共の団体等に管理委託している施設は存せず、指定管理者制度に移行させるものについては現段階では検討中の状況でありますとの説明があり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第159号「市道路線の認定について」及び議案第160号「市道路線の廃止について」は、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第161号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし、質疑に入りました。

委員より、歳出で、林業振興費の中で林業構造改善事業補助金366万6,000円を計上されているが、事業及び補助の内容についての質疑に対し、この事業は、城川の株式会社エフシーが木材積み込み機械のグループつきミニシャベル1台を導入するものです。事業費660万円のうち県補助金220万円、市補助金146万6,000円を合わせた366万6,000円を助成するものでありますとの回答がありました。

また、水田農業対策費でコンバイン等導入に対する補助金396万7,000円を計上されているが、これらの補助は継続的なものかとの質疑に対し、これは水田農業において集落営農を目指す地区農地利用改善団体または特定農業法人に対して農機具の導入に補助をしたり、既に宇和地域では2つの特定農業生産法人に補助しております。今回、瀬戸地区が農地利用改善団体として意向を固めていることから、国の補助対策事業として導入し助成をしていく考えでありますとの回答があ

りました。検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第167号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、前年度繰越金の確定による調整が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第168号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、農集関係施設の舗装、補修箇所の費用が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第169号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、公共下水道事業債の増額が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第170号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」については、明浜上水の遠隔監視システムが設置後21年を経過しているため監視能力が低下し、漏水等の発見が困難となっているため、これを更新、整備する経費及び高山の水位計及び水位調整弁の修理にかかる補正が主なものであります。

委員より、石綿管のやりかえにはかなりの投資が要ると危惧するわけだが、その辺の中・長期計画はつくられているかとの質疑に対し、具体的なところまではつくっておりません。まずは、きれいな水を安定して送るための水確保を優先に考えていますとの回答があり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

まず、委員より、第三セクターあるいは指定管理者に委託をしている業者を一覧にまとめたものはあるのか。それによって、内容の精査が必要なのではないか。また、商工観光施設については委託をしていると思うが、年度ごとに現況を報告させ改善をしていくべきではないかとの意見がありました。

これに対し、委託者を一覧表にまとめ報告内容をチェックし、改善策等について指導していきたいとの回答がありました。

次に、認定第8号「平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は

特段意見がありませんでした。

次に、認定第9号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第11号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、それぞれ審査を行いました。特段意見がありませんでした。

次に、認定第12号「平成17年度西予市上水道事業会計決算の認定について」、簡水を上水の料金まで上げるのは難しいと思うが、上水に関する価格調整はある程度調整を図っていかねばならないのではとただしたところ、今現在何ができるかを検討しています。明浜上水道は最も高いが、明浜上水道は野村ダムから分水されたときに一度に建設改良されており、起債の償還が間もなく終わります。これが一つの料金格差の是正になるのではとの回答がありました。

また、同じ配管が通っているのにもかかわらず、明浜と三瓶の料金に差があるのはなぜかとただしたところ、明浜町は企業団から受水をしているのに対し、三瓶は自己水源も使っているため料金に差が出ていますとの回答がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成18年10月4日、産業建設常任委員会委員長浅野忠昭。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

8番森川一義君。

8番森川一義君 請願第1号について、どのように調査研究をしたのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。松山市や新居浜市なども条例をつくっていますので調査研究をされたと思いますので、詳しくその報告をしていただきたいと思っています。今から西予市もごみをなくすように研究していかねばいけなないので、特に詳しく教えていただきたいと思います。

議長 11番河野作生君。

河野作生厚生常任委員長 ただいまの森川議員の質疑にお答えいたします。

この件に関しましては、提出者及び紹介議員の提案理由等を拝聴した上、当委員会におきまして

慎重に審議した結果、委員長報告で申し上げましたとおり不採択とすべきものと決定した次第でありますので、ご理解願いたいと思います。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 陳情第5号の審議経過につきまして、総務常任委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

県下でも、特異性のある大野ケ原小学校でございます。冬休み、夏休みになりますと、必ず県下の中でテレビに出てくるのが大野ケ原小学校というところがございます、非常に特異性のある学校であろうと、かように思います。教育の中でも逆境の子供たちが育つような環境にあると私は確信をいたしておりますが、答申にありましたように、陳情書が提出される以前から惣川小学校との合併ということも、統合ということも出てきておったようでございますけれども、審査の経緯の中で今後想定されるでありましよう西予市の小学校統合の経緯の中での、大野ケ原小学校だけは特別であるというような経緯のお話をされたのかどうか。そして、学校教育に関する検討委員会が、多分答申の中では今後の小学校統合の答申がなされるのではなかろうかと思っておりますけれども、その中での含みの討議がなされたかどうかをお尋ねいたします。

なお、大野ケ原小学校につきましては、過酷な自然の中ですばらしい、強くたくましい子供が今後育っていくのではなかろうかと、かように思いますので、私からも改めまして大野ケ原小学校の新築につきましては、小学校の統廃合の外に考えていただきまして、理事者側の積極的な支援をお願いする次第でございます。委員長、答弁お願いします。

議長 5番元親孝志君。

元親孝志総務常任委員長 それでは、酒井議員の質問にお答えをしたいと思います。

今ほどの質問に答える前に、先に今回の陳情第5号の採択に至った経緯につきまして、簡単に再度申し上げたいと思います。

実は昨年の総務委員会の折に、私も総務委員でありましたが、大野ケ原小学校の給食センターにシロアリが大変発生してどうにもならないということで苦情についての要望がありまして、委員会として調査に上がりました。その折に、委員会としては、給食センターの老朽化もさることなが

ら、校舎全体がもう既にこれは耐用年数済んでんじゃないかというふうな意見で帰ってきたわけでございます。

それから、ことし、私、総務委員長になりました、早速に委員の皆さんに、この大野ケ原の老朽化してる施設を再度調査していただきたいということをお尋ねいたしましたところ、全員で行こうというふうなことになりまして、8月24日に大野ケ原小学校に総務委員全員で上がりました。

その場には、地元の保護者それから校長先生、そしてまた開拓当時から代表者も出席をしていただきまして意見交換をしたわけですが、そのときに私、委員長としてあいさつをいたしまして早速に意見交換に入りましたが、そのときにまず開口一番、地元から出てきた言葉が、総務委員会が今ごろ何に来たんですかという話をされました。これは非常に意外であったんですが、地元の方にその後いろいろ皆さんが言われるのを聞きますと、これはもう合併以前に旧町時代に理事者との解決済みなことであって、我々とすれば、今さらどうするかじゃなくていつ建つかという話しか頭にはありませんというふうなことございまして、我々委員会あるいはまた行政の連絡の不徹底を改めてそこで認識をさせられたわけでございます。

そういう経過がありまして、いろいろその中で厳しい意見を出されました。その中で、今酒井議員が言われましたように、大野ケ原の特異性ということにつきましてこれは私も旧町時代の住民であればだれでもが理解しておりますが、もうあの地域というのは今さら言うまでもなく、開拓からの歴史あるいは地理的なもの、そしてまた気象的なもの、そしてまたそれゆえにあそこ独自のやはり強い団結力、あるいはまた自立心というものが大野ケ原にありまして、今回各小学校で少子化に向けていろいろ統廃合も議論されておりますが、大野ケ原小学校に関して言えば、今の少ない児童数というのはあそこに学校にできてから今日までほとんど横ばいで来ておる少なさであって、他の小学校のようには200人、300人いた小学校が今10人、20人になってるとは状況が全く違っていると、そういう意味においては私は全くこれは特異性があるというふうに思っております。

今言う特異性という、言えば一種差別的な発言は適切ではないかと思いますが、この特異性をかんがみることがやはり教育の機会均等につながるであろうというふうに思っておりますので、私もこの特異性を考えたときに、今後財政事情いろいろあると思いますので、西予市もこれから恐らく小学校の統廃合が議論になってくるときが必ず来ると思います。しかし、いかなることが来ようとも、大野ヶ原小学校が他の小学校と統廃合するということは、我々の調査も踏まえて現実的でないというふうに思っておりますので、このことは十分に皆さんにも理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、また先ほど報告もいたしました、委員会は全員一致で採択をいたしました、教育長の答弁は、今学校教育に関する検討委員会の調査中であって、その答申を受けて判断をしたいということですが、それは当然の措置だろうと思えますけれども、今ほど申し上げましたような、委員会としても十二分な調査をした上での判断でございますので、どうか理事者の方もこのことを重く受けとめていただきまして、最終的な決断、結論にしていいただきたい、このことをお願い申し上げます。

議長 8番森川一義君。

8番森川一義君 請願の意味が理解していない人もおるかもしれませんが、請願はすなわち住民の要望ですので、今後はどの委員会においても簡単に結論は出さずに、真摯に研究をされることをお願いいたします。

(「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時14分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時28分)

8番森川一義君。

8番森川一義君 ただいまの私の再質問については取り消し願います。

議長 ただいま森川議員から発言の取り消しを求める動議が出ました。発言を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第145号「西予市情報通信関連企業誘致条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第145号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第146号「西予市企業誘致条例の全部を改正する条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第146号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第147号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第150号「西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第153号「西予市林道整備事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第156号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第153号から議案第156号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第157号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」及び議案第158号「辺地に係る総合整備計画の変更について」の2件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第157号及び議案第158号まで2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第159号「市道路線の認定について」及び議案第160号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第159号及び議案第160号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第161号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第161号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第162号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」についてから議案第170号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」についてまでの9件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第162号から議案第170号についてまでの9件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたし

ます。

ただいまの委員長報告のとおり認定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することにご決定いたしました。

次に、認定第2号「平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することにご決定いたしました。

次に、請願第1号「きれいなまち西予市をみんなで作る条例制定を求める請願について」及び陳情第5号「大野ヶ原小学校舎新築に関する陳情について」の2件を採決いたします。

まず、請願第1号はただいまの委員長報告のとおり不採択とすべきものとするにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号はただいまの委員長報告のとおり採択することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することにご決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時38分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時45分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第172号「西予市公平委員会委員の選任について」及び

議案第173号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第4号)」並びに「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第172号「西予市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 それでは、議案第172号「西予市公平委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

先日お亡くなりになりました二宮健氏は、西予市公平委員会設置と同時に委員長に就任していただき、当市の人事問題等の解決に当たってこられました。去る8月末に体調不良のため委員の職を辞されたところでありました。今後ますますのご活躍を期待していただけない、このたびの急逝はまことに残念であり、この場をおかりいたしまして心からご冥福を申し上げたいと思いを。

さて、その二宮氏の後任の委員について慎重に検討いたしてまいりました結果、宇都宮氏康氏を選任いたしたいと存じます。宇都宮氏は、専門のミカン農家として農業経営に従事される傍ら、地域課題や農業団体の組織運営上の諸問題を積極的に取り組んでこられ、地域の人望も非常に厚い方であり。このように、宇都宮氏は組織運営によく精通され、人格高潔で高い識見と経験を有される方であり、本市の公平委員会委員に適任であると存じますので、その選任につきまして議会の同意を求めます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第172号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第172号「西予市公平委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第172号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第2、議案第173号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第173号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

去る9月17日に開催されました第24回愛媛県消防操法大会において、野村方面隊田之筋分団が西予市消防団の代表として小型ポンプの部に出場され、見事優勝を果たされました。これも、長い期間訓練を続けてこられた選手の皆さんの努力とすばらしい活躍ももとより、それを支えてこられた家族を初めほかの団員や地域の方々の協力のたまものと、深く敬意を表するとともに心からお喜びを申し上げます。

今回の補正は、県大会優勝に伴い、来る10月19日に兵庫県三木市で開催される第20回全国消防操法大会に出場することが決定したことにより、その出場にかかる旅費等の経費を計上するもので、田之筋分団の団員の皆様におかれましては、全国大会でも立派な操法を披露し優秀な成績をおさめますことを期待するものであります。

これによりまして、議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億9,320万7,000円と定めるものであります。よろしくご審議を

賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第173号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第173号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第4号)」については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第173号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありま

す。

三好市長。

三好市長 それでは、平成18年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

国では、5年5カ月続いた小泉政権が幕を閉じ、9月26日戦後最年少で初の戦後生まれの首相が誕生し、安倍政権がスタートいたしました。記者会見でいろいろ抱負を述べられましたが、5年間進めた構造改革を加速させ補強していくと強調される中、再チャレンジを主に、毎日額に汗をして働き、家族を愛し、地域をよくしたいと願う日本の未来を信じたいと考える普通の人たちのために政治をしていく。そのために、美しい国づくり内閣を組織したとのことであります。さらに、やる気のある地方が強い地方に生まれ変わるべく地方分権を進め、知恵と工夫にあふれた地方の実現のため、頑張る地方を応援すると述べられております。とにもかくにも、疲弊した地方に目を向け施策を期待するとともに、本市といたしましても創意工夫による頑張る地方の実践に取り組みたいと思います。

また、今回の組閣人事で塩崎先生が官房長官に登用され、愛媛県初の親子2代の大臣就任となりました。私も、県民の一人として心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

さて、今定例会では16日の長きにわたり提案いたしました60案件につきまして滞りなく議いただきました、まことにありがとうございます。

審議の間におきまして、さまざまのご指摘、ご意見をいただきました件につきましては、執行に当たり十分心して努めていきたいと存じております。

また、一般質問につきましても、それぞれ答弁をいたしましたとおり、実現可能なものから進めていく所存でありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

10月に入り、朝晩肌寒くなってまいりましたが、季節の変わり目はともかく体調を崩しやすくなります。議員の皆様におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。本議会、本当にありがとうございました。

議長 これをもって平成18年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成18年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議会報告第2号	各委員会の視察研修報告について	18.9.19	報告
議案第145号	西予市情報通信関連企業誘致条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第146号	西予市企業誘致条例の全部改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第147号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第148号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	18.9.19	原案可決
議案第149号	西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	18.9.19	原案可決
議案第150号	西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第151号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	18.9.19	原案可決
議案第152号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	18.9.19	原案可決
議案第153号	西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第154号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第155号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第156号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	18.10.4	原案可決
議案第157号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	18.10.4	原案可決
議案第158号	辺地に係る総合整備計画の変更について	18.10.4	原案可決
議案第159号	市道路線の認定について	18.10.4	原案可決
議案第160号	市道路線の廃止について	18.10.4	原案可決
議案第161号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第3号)	18.10.4	原案可決
議案第162号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	18.10.4	原案可決
議案第163号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	18.10.4	原案可決
議案第164号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第165号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第166号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第167号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第168号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第169号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第170号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	18.10.4	原案可決
議案第171号	西予市消防団遊子川分団第1部消防ポンプ自動車の取得について	18.9.19	原案可決
議案第172号	西予市公平委員会委員の選任について	18.10.4	原案同意
議案第173号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第4号)	18.10.4	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.9.19	原案同意
認定第1号	平成17年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第2号	平成17年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第3号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第4号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第5号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第6号	平成17年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第7号	平成17年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第8号	平成17年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第9号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第10号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第11号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.10.4	認定
認定第12号	平成17年度西予市上水道事業会計決算の認定について	18.10.4	認定
認定第13号	平成17年度西予市病院事業会計決算の認定について	18.10.4	認定
認定第14号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	18.10.4	認定
報告第6号	有限会社宇和オービスシステムの経営状況について	18.9.19	報告
報告第7号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	18.9.19	報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 8号	西予市土地開発公社の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 9号	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 10号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 11号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	18.9.19	報告
報告第 12号	株式会社エフシーの経営状況について	18.9.19	報告
報告第 13号	株式会社城川開発公社の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 14号	株式会社どんぶり館の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 15号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	18.9.19	報告
報告第 16号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	18.9.19	報告
請願第 1号	きれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願について	18.10.4	不採択
陳情第 5号	大野ヶ原小学校舎新築に関する陳情について	18.10.4	採択
	議員派遣の件について	18.10.4	承認